

衆議院会議録 第二十二号

(一三五)

平成十四年十一月二十六日(火曜日)
午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君

理事 園田 博之君

理事 加藤 公一君

理事 漆原 良夫君

理事 太田 誠一君

奥山 茂彦君

後藤田正純君

中野 清君

笹川 勇君

松野 博一君

保岡 駿君

吉野 正芳君

仙谷 由人君

日野 市朗君

牧 義夫君

山内 功君

藤島 正之君

中林よし子君

徳田 虎雄君

千葉 勝美君

中野 清君

森山 真弓君

伊藤 達也君

増田 敏男君

同日 辞任

法務大臣政務官

内閣府副大臣

法務副大臣

最高裁判所事務総局民事局長

最高裁判所事務総局行政局長

(内閣法制局第二部長)

第一類第三号 法務委員会議録第十二号 平成十四年十一月二十六日

政府参考人
(内閣府産業再生機構(仮)
設立準備室次長)
政府参考人
(金融庁総務企画局長)
政府参考人
(法務省民事局長)
政府参考人
(法務省刑事局長)

官厚生労働省大臣官房審議官

は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
会社更生法案(内閣提出第五七号)
会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五八号)

○山本委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、会社更生法案及び会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際 お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣法制度第二部長山本庸幸君、内閣府産業再生機構(仮称)設立準備室次長小手川大助君、金融庁総務企画局長藤原隆君、法務省民事局長房村精一君、刑事局長樋渡利秋君、厚生労働省大臣官房審議官青木豊君及び大臣官房審議官新島良夫君の出席を求める説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山本委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山本委員長 次に、お諮りいたします。
本日、最高裁判所事務総局千葉民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

○山本委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○山本委員長 質疑の申し出があるので、順

オウム真理教(アレフに改称)対策に関する意見書(大阪府議会(第四一三三号))
人権擁護法案の抜本修正に関する意見書(兵庫県高砂市議会(第四一三三号))
民事法律扶助事業予算の増額に関する意見書(神奈川県厚木市議会(第四一三四四号))

次これを許します。平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

きょうは、会社更生法の審議ということでござりますけれども、会社更生法がなぜ提出されるに至つたかというのは、さまざま経緯があろうかと思います。きょうは、質問の時間の配分がありまして、当初通告した質問とはちょっと違つ順番で質問させていただきたいというふうに思つております。

今回の会社更生法の改正については、さきに民事再生法が施行されて、この民事再生法に基づく会社の再生というものが非常にうまくいっている、あるいは会社にとどまらずいろいろな人たちの再生がうまくいっているというような評価をよく聞くところではあるんですね。ただ、ちょっとと翻つてみると、手続の迅速さというものを一つの大きな価値観として置いていたと思いますので、債権者であるとかあるいは労働者といったような方々の権利が十分に守られているのかどうか、安易に権利が侵害されているのではないかといったような批判も聞くわけありますけれども、民事再生法施行後の運営のあり方について、法務大臣としてどのような評価をしておられるかということをまず最初にお聞かせいただきたいと仰ふるに思います。

○森山国務大臣 民事再生手続につきましては、現在、一ヶ月平均で百件近くの申し立てがござります。大変活発に利用されていると考えられまして、中小企業等の再建に役に立つていると思われます。

しかししながら、これまでに申し立てがなされた数多くの事件の中には、民事再生手続の制度の趣旨や内容が必ずしも正確に理解されていてなくて、債権者や労働者の権利が害されている事案があるという指摘があるということも承知しております。

法務省といたしましては、今後も、民事再生手続の制度、趣旨等の周知徹底に努めますとともに、民事再生手続の運用状況について見守り、見

直しの必要性が認められる場合には速やかに対処してまいりたいというふうに考えております。

○平岡委員 ちょっと抽象的な評価であつたの

で、さらに突っ込んで聞きたいというわけではございませんけれども、また、この問題についてもいろいろと議論する場があるかと思います。そ

うはいつても、今回、会社更生法が出るに当たつては、民事再生法との関係で、民事再生法では必ずしも十分ではないといったような点があるの

で、会社更生法を全面改正しなければいけない、あるいは民事再生法の手続よりは会社更生法の手

続の方がいいといったような趣旨もあつたんだろ

うと思ふんですね。

そうしますと、民事再生法と今回新たに改正さ

れる会社更生法、あるいは改正前の会社更生法も

含めてということにならうかと思ふけれども、法律的には、守備範囲、それぞの法律がカバーする範囲というのはどのように違つてゐる

うふうに考えたらよろしいんでしょうか。その辺をちょっとと明確に御説明いただきたいというふうに思います。

す。

○房県政府参考人 守備範囲の違いとしては、ま

ず最も大きく違いますのは利用対象でございま

す。

会社更生法、これは、現行法も今回の改正法案

も同一でございますが、株式会社に限定をしております。これに対しまして民事再生法は、手続の

利用対象につきましては特に限定はしてございま

せん。これは、民事再生法に基づく民事再生手続

が、担保権つきの債権、優先権がある債権、それから株主の権利、こういったものは手続の外に置

きまして、また、企業の組織再編行為も原則として手続外で行う。こういうことにいたしまして、そのかわり、再生手続そのものは迅速かつ低廉に

行えるようになります。対象も範囲を絞らない

ます。

これに対しまして、会社更生法の方は、対象を

株式会社に限定するかわりに、手続内に、担保権

つきの債権、優先権のある債権、それから株主の

権利、これをすべて取り込みます。また、株式会

社の組織再編行為も更生計画によらなければならぬ。こういうことで、株式会社をめぐるすべての権利関係を更生計画によって変更するという強

力な手続にあって、こういう仕組みの違いがござります。

一般的に言えば、民事再生法が倒産法制の一般法であつて、会社更生法が特別法の関係に立つ、

こうしたことにならうかと思ひます。

○平岡委員 ちょっと抽象的な評価であつたの

で、会社更生法を全面改正しなければいけない、あるいは民事再生法の手続よりは会社更生法の手

続の方がいいといったような趣旨もあつたんだろ

うと思ふんですね。

そうしますと、民事再生法と今回新たに改正さ

れる会社更生法、あるいは改正前の会社更生法も

含めてということにならうかと思ひますけれども、法律的には、守備範囲、それぞの法律がカバーする範囲というのはどのように違つてゐる

うふうに考えたらよろしいんでしょうか。その辺をちょっとと明確に御説明いただきたいというふうに思います。

○平岡委員 今御説明では、法律的にどういうか

制度的には、そういうふうな守備範囲になつてゐる

ということなんでしょうけれども、そうすると、逆に、株式会社だけ取り出してもみれば、私たちは民事再生法の守備範囲に属する、株式会社以外の法人、個人は民事再生法の守備範囲に属する、こういう関係に立つわけでござります。

○平岡委員 今御説明では、法律的にどういうか

制度的には、そういうふうな守備範囲になつてゐる

ということなんでしょうけれども、そうすると、逆に、株式会社だけ取り出してもみれば、私たちは民事再生法の守備範囲になつてゐる

うふうに考えたらよろしいんでしょうか。その辺をちょっとと明確に御説明いただきたいというふうに思います。

○房県政府参考人 守備範囲の違いとしては、ま

ず最も大きく違いますのは利用対象でございま

す。

会社更生法、これは、現行法も今回の改正法案

も同一でございますが、株式会社に限定をしてお

もれませんけれども、最高裁の方で答えていただけだと思います。

○千葉最高裁判所長官代理者 申しわけございませんが、記憶で申し上げさせていただきますと、マイカルの民事再生の申し立ては平成十三年の九月であつたかと思いますが、更生の申し立ては、これは資料がございまして、平成十三年の十一月

二十二日の申し立てでござります。

○平岡委員 今のケースでも、約二ヶ月ぐらい時

間をロスしたというの表現がいいのかどうか、ちよつと私もわかりませんけれども、本来ならば

月であつたかと思いますが、更生の申し立ては、これは資料がございまして、平成十三年の十一月

せんが、記憶で申し上げさせていただきますと、

したがいまして、一般的に申し上げれば、事業規模が大きくて権利関係が複雑な大企業は会社更生法に、事業規模が小さくて権利関係も比較的単純な中小企業は民事再生法ということは言えようかと思います。

ただ、大企業であっても、先ほど申し上げたように、担保権者等のほとんどの同意が得られて、手続内に取り込まなくても再建が可能だという場合であれば、民事再生法を使って迅速に再生をするということも十分ありますので、これは、それぞれの企業の事業規模であるとか利害関係者との関係、担保の設定状況、そういうさまざまの状況によって、どちらがより使いやすいかというのは相当個別的な事情に左右されると思うのですから、一般的に申し上げると先ほどのようなことなんですが、それをさらに具体化した基準の設定ということになると非常に難しいのではないか。そういう制度の特徴の違いを十分周知することによつて、当事者に適切に判断して使い分けていただくということの方がよろしいのではないかと思つております。

○平岡委員 今言つたように、当局が使い分け基準を示すということも確かにいろいろ問題があるのかなという気もしないでもないわけですから、もやはり、こういった制度ができると、利用者にとってみれば、どっちを使つていいかわからないというような状況が生じるのは決して好ましいことではないというふうに思ひますので、それぞれの制度の趣旨をよく国民の皆さんあるいは会社経営者の皆さんにもわかるように、まあ、いざとなれば弁護士の方がちゃんと相談してくれるんだと思うと、思いますけれども、そういう相談をする前には、大局的な判断をするときにも、やはり経営の方々もよくわかっている必要があるかと思ひますので、趣旨の徹底を図つていただきたいといふうにも思つてゐるわけであります。

次に、労働契約の承継の問題についてちょっと御質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

会社分割の場合と営業譲渡の場合で、この委員会でもかなり議論されておりましたが、会社分割の場合には、会社の分割に伴う労働契約承継等に純な中小企業は民事再生法ということは言えようかと思います。

ただ、大企業であつても、先ほど申し上げたように、担保権者等のほとんどの同意が得られて、手続内に取り込まなくても再建が可能だという場合であれば、民事再生法を使って迅速に再生をするということが言われてゐるわけであります。

労働者の権利というものの、労働契約というものが守られているというような説明がよくされているわういうことが言われてゐるわけであります。

労働契約承継法について言つと、分割する際

うというふうに思います。それ以外の営業に従事する労働者については、一般的な人員削減の問題であります。

これは、十一月の十九日のこの委員会で、同僚の山内議員が質問をした件について、青木政府参考人が答弁しているんですけども、例の研究会報告の概要をちょっと説明されておられるわけですね。

ここでは、「個別労働者の同意を必要とする特

定の法律が改正されると同時に、特に人員が移動しわらないんだろうと思いますけれども、会社更生法のもとで会社分割が行われる場合には労働契約承継法の適用は当然にあると考えてよろしいんでしょうか。

○青木政府参考人 労働契約承継法は、商法の規定に基づいて会社の分割が行われる場合に適用されるものでありますので、会社更生法の規定に基づいて行われる会社分割についても労働契約承継法の規定が適用されるものというふうに考えております。

○平岡委員 そういうことなんだろうと思いますけれども、そうすると、手続の流れを考えたときには、ちょっと疑問が出てくるのは、会社更生計画の中では会社の分割も行うけれども、その際にあわせて人員の削減もするという一體的な会社更生計画について行われる会社分割についても労働契約承継法の規定が適用されるものというふうに考えております。

○青木政府参考人 そういうことなんだから、そ

れども、そこまでいふと、手続の流れを考えたときには、ちょっと疑問が出てくるのは、会社更生計画の中では会社の分割も行うけれども、その際にあわせて人員の削減もするという一體的な会社更生計画について行われる会社分割についても労働契約承継法の規定が適用されるものというふうに考えております。

○平岡委員 今委員おっしゃったとおりでありますし、承継される営業に主として従事する労働者についてはそのまま承継されるということになりますので、削減ということとは生じてこないわけで、その際削減をするには別途労働者との個別の同意ということが必要になるだらうというふうに思つています。

○青木政府参考人 今委員おっしゃったとおりでありますし、承継される営業に主として従事する労働者についてはそのまま承継されるということになりますので、削減ということとは生じてこないわけで、その際削減をするには別途労働者との個別の同意ということが必要になるだらうというふうに思つています。

○平岡委員 本当に、この点もうちょっと細かく

議論をしてみたいなというふうに思うのですけれども、きょうの質問の趣旨は、とりあえず会社分割の場合は労働契約承継法の中で労働者の保護が相当程度に図られているという前提があるにもかかわらず、営業譲渡については労働者の雇用にかかる保護法制が整備されていないのではないかという指摘があるということで、この問題については、既に回もこの委員会でも審議をされていまして、私もその審議を開かせていただいている

ことですけれども、政府の答弁を聞いていますと、ちょっと納得がしがたいといいますか、説明の言葉が足りないんじゃないかというふうにも思つて

○平岡委員 そういうことなんだから、そ

れども、そこまでいふと、手續の流れを考えたときには、ちょっと疑問が出てくるのは、会社更生計画の中では会社の分割も行うけれども、その際にあわせて人員の削減もするという一體的な会社更生計画について行われる会社分割についても労働契約承継法の規定が適用されるものというふうに考えております。

○青木政府参考人 会社更生計画において会社分割と人員削減の両方が行われるという場合には、更生計画の定めによつて行われる会社分割に際しては、承継される営業に主として従事する労働者の労働契約は承継される、それ以外の労働者の労働契約は承継されないとということになります。

したがつて、承継される営業に主として従事す

る労働者についての契約の際には、労働者の意に反して会社が人員削減を行うことはできないだろ

から、残ったからといってそれでいいんだということじゃなくて、その営業に従事していた人が、その営業が譲渡される際にはあわせて自分も行きたいというふうに思つていて、残されるということに對してはやはり不満があるんだろうと思うんですね。

そうすると、会社分割における労働契約承継法のほうに、そういう主として営業譲渡の対象になつた部門に従事していた職員についてはやはり労働者の保護を図つていかなきやいけないという点があるのではないかと私は思うんですね。そういう点が、ここには私はちょっと説明されていないよう気がする。

つまり、移つていく職員については、皆さんの説明では、営業譲渡は特定承継であるから個別労働者の同意が必要なんだと言われていますけれども、では譲渡される営業に主として従事している労働者で移らない人については何らの保護も図られないんじやないか、こんなふうに思うんですけれども、その点について、厚生労働省、いかがでしよう。

○青木政府参考人 委員御指摘のような事情、状態もあるうかと思います。そういう場合には、譲り渡し会社自身としては、やはり会社全体として雇用義務という持つていてるわけありますので、例えば、いろいろな部門への配置転換とか、そういうふうに思つております。

○平岡委員 努力は、多分どこでも一生懸命努力しなきやいけないということであつて、それは会社分割においても同じなんだろうと思うんですね。分割される際に、労働者の人たちをどのように処遇していくか、労働者の人たちがなるべく納得できるような、満足できるような形で労働者の方々を配置していくということは同じレベルだろうと思うんですけれども、会社分割については、先ほど来から言つているような労働契約承継法という形での労働者の保護が図られているにもかかわらずですね。

まず、営業譲渡ではそうする必要がないんだといふこと、この論拠が私にはどうしてもらつて納得がしがたいということであるんですけれども、どう

話で、これ以上研究会でも検討する余地はない、あるいは、厚生労働省としても検討するつもりはないということなのか。それとも、私が指摘したような点も含めて、やつていただけるかどうかわかりませんけれども、さらにまだ詰めなければいけない点があるのでさらには検討をしていきたいと

いうことなのか。どっちなんでしょうね。

○青木政府参考人 営業譲渡は、まさに委員御指摘のように、非常にさまざまなパターンといいますが、態様があります。そういうことであります

すか、態様があります。それで、一律にそういうルール化するというのは大変難しいということであります。

そういうことで、基本的には、先ほどお話をありましたように、非常にさまざまな性格からして大変難しいということだと思います。

法律的に整備をするというのはなかなか難しいだろ

うというふうに思つておられるわけですが、営業譲渡についての指針、事業主の方やあるいは労働者の方にそれぞれ意識していただくような指針を策定したいということで今検討をしているところでござります。

○平岡委員 今、指針を検討しているというお話をありました。それはそれで別にいいことだと思

うでありますけれども、指針を検討する場合に、法律と離して会社全体の負担を軽くしたいということから、そういう部分を多少安くても早く営業譲渡してしまうといふ、こういう場合もあるうかと思いま

す。法律上はどちらも可能なよなことでございま

す。

それで、この営業譲渡に関連して、これもやはりやりとりを聞いていてわからなかつた部分があつたので確認をしたいと思うんですね。

実は、これは民事局長の答弁の中にもあつたん

ですけれども、この会社更生法改正要綱試案補足説明の中にも、例の更生計画認可前における更生会社の営業の譲渡について、なぜこれが必要なのかというくだりがちよつとあって、こういうふうに書いてあるんですね。「企業が倒産状態にあり、既に検討されて終わつてしまつた話で、これ以上研究会でも検討する余地はない、しかしいうべきことだ」ということなのであります。それとも、私が指摘したような点も含めて、やつていただけるかどうかわからないけれども、さらにまだ詰めなければいけない点があるのでさらには検討をしていきたいと

これは、既に検討されて終わつてしまつた話で、これ以上研究会でも検討する余地はない、しかしいうべきことだ」ということだ。それとも、私が指摘したような点も含めて、やつていただけるかどうかわからないけれども、さらにまだ詰めなければいけない点があるのでさらには検討をしていきたいと

話で、これ以上研究会でも検討する余地はない、しかしいうべきことだ」ということだ。それとも、私が指摘したような点も含めて、やつていただけるかどうかわからないけれども、さらにまだ詰めなければいけない点があるのでさらには検討をしていきたいと

ことが明らかな場合と、どういう管財人を選ぶのか

あります。

〔委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席〕

かというのは必ずしもイコールじゃないわけですよ。必ずしもイコールじゃないときには、例えば今言つたように、更生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合には意見を聞かないでいい。意見を聞かないでいいということは、管財人として、今までの取締役であつたような、経営者であつたような人たちが選任されることについて意見を聞くかなくともいいという。決して民事局長が答弁されているように機会が保障されていると、いうことにはなつていらないんじやないかというふうに思うんですけども、その点についてはどのようにお考えになつておられますでしょうか。

○房村政府参考人 開始決定をするときには原則として労働組合の意見を聞くということにしておりますが、御指摘のように、更生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合、そういう場合には意見聴取をすることを要しないとしております。

これは、例えば親子会社の一方について更生手続が既に開始されていて、その審理の中で他方につても開始要件が満たされているということが明らかになっている、こういう場合には、迅速に手続きを開始するということを優先いたしまして、聴取するまでの必要はないとしたわけございます。したがいまして、そういう場合には、事前に労働組合として管財人の選任について意見を述べる機会が保障されているというわけではないのは御指摘のとおりでございます。

ただ、そのような場合でありましても、開始をしました後、財産報告集会が開かれますと、その場で利害関係人として管財人の選任について意見を述べるということが労働組合にも保障されておりまし、その集会が開かれない場合につきましては、書面で裁判所に対して管財人の選任について意見を述べるということが法律上保障されておりますので、そういう機会を通じて労働組合の意見を裁判所に伝え、裁判所に対して管財人の解任を事実上求めるというようなことは可能になつて

いうふうに思います。

○平岡委員 今言われた条文をすぐにぱっとフォローできるほどよく勉強もしていないので、また

たしましては、管財人から営業譲渡の許可の申立てがあつた後、許可をするまでの間ということになります。その聽取する内容等でございますが、これは法

律上特段の定めはありませんが、この更生計画認可前の営業譲渡について裁判所の許可を必要としたということは、更生計画によらずに営業譲渡を中心で、労働組合からの意見を聽取するあるいは労働組合からの意見陳述といったようなものがいろいろなところに規定としては置かれているけれども、ただ単に聞きおくというか、聞きましたといふアリバイづくりだけをして、あとは好きなようにやつちやつたというじや困りますよ、そういう参考人の説明がございました。

この新しい会社更生法の中を見ますと、四百八十八条あるいは百九十九条といったようなところに、いろいろな場合に労働組合等による意見陳述あるいは意見聴取ということが規定されているんですけども、どうも、どのような時期にどの程度のことが意見聴取されるのか、あるいは意見陳述することができるのかということが必ずしも明確になつてないでの、ちょっとと条文ごとに聞いてみたいと思うんです。

四十六条、これは裁判所が管財人による更生計画の営業譲渡を許可する場合の意見聴取というこ

となんですか、これはどの時期でどのようないかを判断するために聞いているわけですか。それが、これは、御指摘のとおり、許可をするかしないかを判断するために聞いているわけですか。原則として労働組合等の意見は聽取しなければならないものと考えられます。ただし、例えば管財人が株主に対する公告とか通知の手続をとることなく営業譲渡の許可の申し立てをした場合のよう、聞くまでもなくもう不許可とせざるを得ない、こういうことが明らかの場合にまで聞かなければならぬ必要はない、そういう解釈でよろしくはないかと考へております。

○平岡委員 最後のケースの場合は、そうであるならば、ほかのところにも、許可しないことが明らかの場合とか、もう更生計画に行くことが明らかな場合

かの場合は聞かなくていいと書いてあるんだか

ら、そういうふうに書けばいいじゃないか。何よりも、許可する場合は必ずやりなさい、許可しない場合は適当に、聞いても聞かなくてもいいです」というのはちょっとやはり制度としておかしいなというのは、私の細かい点でございますので、どうでもいいのかもしれませんけれども、そういう仕組みをつくるときはちゃんとやつていただきたいなと思うんです。

最初の、いつ意見聴取するのかというの、許可をするまでの間、それは当たり前ですよ。これは許可した後に聞いたって意味がないので、許可するまでの間というの、それは制度として当たり前なんですけれども、しかし、意見聴取をして直前なんですか、まだ営業譲渡の対価をはじめとする譲渡契約の内容が相当であるかどうか、こういう点について、その企業内部においていろいろ情報も持っている労働組合から聽取をするということにならうかと思います。その他関連することは当然組合として述べることは可能だとは思つておりますが、聽取の中心はそういうところになるのではないか。

それから、営業譲渡に対する許可をしない場合には聞かなくていいのかということでございま

すが、これは、御指摘のとおり、許可をするかしないかを判断するために聞いているわけですか。そして、その前にちょっとと形式的な疑問でありますけれども、許可する場合には意見を聞くべきではないらしいというふうに書いてあって、許可をしない場合には意見を聞くでもいいんだけれども、許可する場合には意見を聞くべきではないのかなというふうに思つてます。そこで、その前にちょっとと形式的な疑問でありますけれども、許可する場合には意見を聞くべきではないかと考へられております。

次に、百八十八条、これは裁判所による更生計画案についての意見聴取ということで書いてあるんですけれども、これも、見ますと、百八十九条で、更生計画案について決議に付する旨の決定をするというのを裁判所が行う、それから百九十九条に、更生計画案についての認可または不許可の決定をすると、この更生計画案については、裁判所として意見を聞かなければいけないタイミング

というのはいろいろあるのではないかなどというふうに推測をするんですけども、この百八十八条の意見聴取は、どのタイミングで、どういう内容のことを聞くんでしょう。何のために意見を聞くんでしょうか。何のために意見を聞くん

聞くかということが全く条文にも示されていないので、その点を明確にしていただきたいというふうに思います。

○房村政府参考人 この更生計画案についての意見聴取でございますが、これは御指摘のように百八十九条で、裁判所がその更生計画案について決議に付するかどうかということを決定するわけですが、その前提として労働組合から意見を聞く。そして、この意見等を参考にした上で、更生計画案について、不公正な内容の更生計画案であったり遂行可能性のない更生計画案であれば決議に付する旨の決定がされないと、これが百八十九条の一項の三号にござりますので、こういうことを判断する資料として労働組合から意見を聞く。これは、労働組合というのは企業内部で相当の情報を持っておりますし、また、労働組合が協力するかどうかということが更生計画の遂行可能性にも大きな影響を与えますので、そういう点を判断するという趣旨から、労働組合の意見を聴取するということにしております。

○平岡委員 条文的には、百九十九条の認可または不認可の決定をする前でもよさそうにも読めるることは読めるんですけれども、そういう点を考慮する前でもよさそうにも読める百八十九条の決議に付する旨の決定をする前に意見聴取を行うと、法律的に義務づけられているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のとおりでございます。○平岡委員 ちょっと時間が足りないので、それ以外の意見聴取、意見陳述についてははちょっと省略いたしまして、二つの点について今意見聴取のお話を聞かせていただきましたけれども、裁判所による意見聴取という仕組みになつてあるんですけれども、その段階になつて初めて組合とかあるいは従業員を代表する人たちから意見を聞くというのも、何か、せっかくつくったものをまた改正したりあるいは否決したりするというようなこともありますし、労働者の意見がどれだ

け反映されるかという点について見ても、必ずしも十分なことにならないんじゃないかなという気がするんですね。

そうしますと、裁判所による意見聴取だけじゃなくて、管財人がいろいろなものを見ることを義務づけるというようなことを制度的に仕組んだらどうかというふうにも思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○房村政府参考人 更生手続が円滑に進むために

は、労働組合等の協力が不可欠だろうと思いま

す。そういう意味で、管財人として労働組合等と十分な意見交換をするということは日常的に行っているものと思われます。

ただ、問題となります営業譲渡あるいは更生計画案の策定というものは、時間的制約の中で管財人が非常に急いでやらなければならないという性質がありますので、これにつきまして、法律上、常に労働組合の意見聴取等を義務づけることといった

しますと、今回の改正の一つのテーマである手続の迅速化という観点から問題が生ずるおそれがあるのではないか。そういうことから、今回そのようないふね、一律に義務づけるということはしております。ただ、先ほども申し上げましたように、手続きの円滑な遂行あるいは更生を可能にするということのためには、労働組合の協力を求める趣旨で、いろいろな情報交換等は現実に管財人の方々は行つているようでございます。

○平岡委員 見解の相違なのかもしれませんけれども、物事を円滑に進める際に、どこでどういう相談をしてやるのが一番円滑なのか。政府と与党の関係でも、大体、政府の方が法案を用意するところはスムーズにいくけれども、物事が決まりますと、早くに、早目に与党の先生方に相談に行ついたらその後はスムーズになりません。そこでわしのところに先に説明に来ないのかといつてへそを曲げられて時間がかかるというようなケースもあるうかと思つんですよね。

そういう意味で、いつたら、やはり管財人の方々が物事を決定する前に相談をする、協議をする、意見を聞くといったようなことも制度としてはあつてもいいんじゃないかというふうな気もしますの

で、それは私の意見かもしませんので、とりあえずそこだけにとどめておきたいと思いますけれども、いろいろとこれから制度の運用のあり方を見た上で、また検討していただければというふうにも思つて、次第であります。

次の質問に移ります。

これも何度か議論されているところで、私はこの議論を聞いた上で疑問に思つて

いる点で、ちょっと質問させていただきたいと思いますで、使用者の預かり金のうち共益債権となる範囲というのを、更生手続開始前六ヶ月の給料に相当する額または該預かり金の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額というふうにしている。その根拠として説明されているのが、現行法での給料、これは百十九条の後段とか、退職手当、百十九条の二で、やはり六ヶ月に限定しているようなことがあるというふうなことを言つていません。

ただ、先ほども申し上げましたように、手続の円滑な遂行あるいは更生を可能にするということのためには、労働組合の協力を求める趣旨で、いろいろな情報交換等は現実に管財人の方々は行つているようでございます。

○平岡委員 見解の相違なのかもしれませんけれども、物事を円滑に進める際に、どこでどういう相談をしてやるのが一番円滑なのか。政府と与党の関係でも、大体、政府の方が法案を用意するところはスムーズにいくけれども、物事が決まりますと、早くに、早目に与党の先生方に相談に行つたらその後はスムーズになりません。そこでわしのところに先に説明に来ないのかといつてへそを曲げられて時間がかかるというようなケースもあるうかと思つんですよね。

で、それを一定範囲に限つて共益債権とすることによって保護を厚くしておるわけでございます。その範囲を六ヶ月に限定した趣旨でございます。

が、これは民法で先取特権を与えているのが六ヶ月の範囲に限つて。そういう意味では、実体法の範囲においても、六ヶ月というのが特に保護を要する期間といいますか、その程度の額が特にあります。全部に先取特権が与えられるわけでございますが、そのうちの六ヶ月に限つて共益債権として一部を保護を図つた、こういう考え方でございま

す。

○平岡委員 私が質問したのは、何で給料とか退職手当がそのような取り扱いになつてているのかと

いうことを聞きたかったんですけれども、余り答えていただけなかつたので、また機会があつたら答弁していただきたいと思います。

ただ、社内預金の実態というのが一体どういうふうになつているのかというようなことを踏まえて検討されたのかどうなのがなというところにもちよつと疑問があつて、厚生労働省さんにお聞かせ願いたいと思うんですけれども、皆さんお把握している限りにおいて、給料の六ヶ月分以上の社内預金をしている労働者の方々というのほどの程度の方がおられるか。数とかあるいは全労働者にわたる割合とかというようなことを、何かサンプル調査でもあるんでしようか。どういうふうに実

ては、御指摘のよう、給料につきましては開始前の六ヶ月分、それから退職金については退職前六ヶ月分もしくは三分の一に相当するいずれか多い額の方、これを共益債権ということで優遇しております。

これは、実体法上、労働債権、いわゆる給料等は、先取特権が与えられるなど、その特質に応じた保護が図られている。それを会社更生においても、その観点からさらに保護を厚くする。そのままである

あれば、多分六ヶ月を超えている方がかなりの割

でありますので、これで割りますと、約四・三ヶ月分ということになります。

○平岡委員 平均すると四・三ヶ月とということ

合おられるんじゃないかなというふうにも思うんですね。

そうしますと、ちょっと私もいろいろ疑問に思うところは、例えば給料の支払いがおくれいで、六ヶ月間も払つてもらえないというようなところには、労働者の方々は何かその前に手を打つことができるんだろう。だから、一ヶ月給料がおくれちゃつた、二ヶ月おくれちゃつたときは、何か払つてもらうための手段を講じることができるというふうに私は思つんですね。

それが六ヶ月しか認められないといつても、その間何もしていなかつたことに対しても、仕方ないから六ヶ月で我慢してもらおうといつても、預かり金になると、給料は当然に毎月毎月支払つていただいている、しかしあるとき突然、会社更生法の手続きが進められることになつちやつた、そうしたら自分の預金は何か十ヶ月分も一年分も置いてあつたというような事態であつて、労働者の方々にそつてみれば全く寝耳に水のような状態でこうした問題が生じてしまうこともあるんだろうと思うんですね。

そつすると、何も給料とか退職手当のようなものと同じように、同列に取り扱うというのが、やはりちょっと不自然な感じが私にはするんですけども、この点についてはどのようにお考えになりますでしょか。

○房村政府参考人 その保護の範囲をどのようにするかということで、今回、預かり金についても、退職金等と同じ六ヶ月分ということにしたわけですが、これは典型例は社内預金でございますので、六ヶ月分を超える部分は拘束されているわけではございませんので、それは危険を考慮して分散をするということは十分可能なわけでございます。

退職金等については、ちょっと六ヶ月分以外の退職金を前取りするわけにはまいりませんけれども、預かり金についてはそういうことで対応も可能でございますので、ただいま御指摘のように、

寝耳に水で知らなかつたということがないようですね。

に、今回、この改正法を成立させていただきまして、その趣旨をできるだけ周知徹底いたしまして、そのような問題が起きないようにいたいと考えております。

寝耳に水で知らなかつたということがないようになります。また、当該金融機関及び相互会社につきまして会社更生法と同様の手続を定めるとともに、債権者の数が膨大あります等の特殊性を有します金融機関の倒産手続につきまして、会社更生法、民事再生法、破産法等の特例を定めているものでございます。

今般、会社更生法が手続の迅速化、合理化及び再建手法の強化を目的いたしまして、全面的に改正されることとなつたことに伴いまして、更生特例法につきましても、会社更生法に倣い同様の改正を行うということで、一体の法整備をお願いいたしますのでござります。

○平岡委員 ただいまの説明は、多分、今回の金融機関更生手続特例法は新しい会社更生法の枠の中で整備法として改正が行われているという説明だつたというふうに理解させていただくんですけども、次にちょっと疑問になるのは、これは株式会社である銀行に限定して考えていただければと思うんですけども、経営が困難になつてしまふた人が金融機関更生手続特例法に基づく会社更生を申し立てたい、あるいはそういう手続を進めていくべきだという方がおられ、逆に、金融機関についてはそれ以外の、経営が困難になつた場合の対処するための法律というのが、例えば銀行なら銀行法の中に早期是正措置といったような形でもあつたり、いろいろするわけですね。

経営困難になつた金融機関に対して適用される法令としては、金融機関更生手続特例法以外にどんなものがあるというふうに認識したらよろしいんでしようか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
金融機関の経営が悪化いたしました場合には、まず銀行法等の業法が適用されまして、業務改善命令等が発出されることになります。その後、さ

ては、監督当局といいますか、法律所管当局からまず宣言をしていただきたいというふうに思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

更生特例法は、御案内のように、株式会社を対象とする会社更生法が適用されない協同組織金融機関及び相互会社につきまして会社更生法と同様の手続を定めるとともに、債権者の数が膨大あります等の特殊性を有します金融機関の倒産手続につきまして、会社更生法、民事再生法、破産法等の特例を定めているものでございます。

今般、会社更生法が手続の迅速化、合理化及び再建手法の強化を目的いたしまして、全面的に改

正されることとなつたことに伴いまして、更生特例法につきましても、会社更生法に倣い同様の改

正を行なうということで、一体の法整備をお願いし

たものでござります。

○平岡委員 ただいまの説明は、多分、今回の金融機関更生手続特例法は新しい会社更生法の枠の中で整備法として改正が行われているという説明だつたというふうに理解させていただくんですけども、次にちょっと疑問になるのは、これは株式会社である銀行に限定して考えていただければと思うんですけども、余りにも厚いものですから、筋肉が余り強くない私は運べなかつたのできょうは持つてきていませんけれども、金融機関の更生手続特例法というのは、あの整備法の中でもほとんどのもう九〇%ぐらいを占めているぐらい分厚い法律になつてゐるんですね。むしろ会社更生法よりもたくさんの改正があつて、私なんか見た

ら、この金融機関の更生手続特例法も全面改正しました、ある人は金融機関更生手続特例法に基づく会社更生を申し立てたい、あるいはそういう手続を進めていくべきだという方がおられ、逆に、金融機関についてはそれ以外の、経営が困難になつた場合の対処するための法律というのが、例えれば銀行なら銀行法の中に早期是正措置といったよう

な形でもあつたり、いろいろするわけですね。

経営困難になつた金融機関に対して適用される

法令としては、金融機関更生手続特例法以外にど

んなものがあるというふうに認識したらよろしい

んでしようか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

金融機関の経営が悪化いたしました場合には、

まず銀行法等の業法が適用されまして、業務改善

命令等が発出されることになります。その後、さ

らに経営が悪化いたしまして、当該金融機関が預金等の払い戻しを停止するおそれがある場合、この場合には預金保険法が適用されまして、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等がされることになります。また、当該金融機関につきまして更生手続、再生手続等の開始の申し立てが行われました場合には、会社更生法、民事再生法及びこれらの特例としての更生特例法の法令が適用されることになります。

○平岡委員 そうすると、経営が困難になつた金融機関について言うと、いろいろな法律の適用可能性がある、そういう状態に入つてくるわけですよ。

○平岡委員 ちょっと条文を見てみますと、預金保険法の世界では金融整理管財人という人がおつて、この人は金融庁長官の指揮監督を受けた形でいろいろ金融機関の整理、管財を行つていく。そして、この金融機関について金融機関更生手続特例法に基づいて会社更生手続が進められるということになれば、更生管財人というのが登場してきてやる。どうも、その二人が登場してきたりするような場面

というのがあつたりすると何か非常に混乱する

ことがあります。あるいは、それぞれの管財人に対して金融庁長官はこういう命令を出す。逆に、裁判所は会社更生管財人に対して別の命令を出す、こんなこと

も理屈の上では何かあり得るような気がするんで

すよね。

そうなると、もうめちゃくちやな世の中になつてしまふような気がするんですけれども、これらの関係というのはどのような整理されているのか、どのように混乱が生じないようになつてゐるのか、その点についての法整備という仕組みから、法制度の整備状況という意味から見てどのようになつてゐるというふうに理解したらいいのか

といふうことについてちょっと御説明をいただきたい

いと、いうふうに思います。

○藤原政府参考人 お答えを申し上げます。

預金保険法に基づきまして整理管財人による管

理を命ぜる処分がなされますと、御案内のように

金融整理管財人が選定されることになります。その後に更生手続開始の決定がなされると、会社更生法または更生特例法に基づきまして管財人も選任されるということになります。

実際にはこのような事態が生ずることはなかなか考えにくいとは思いますが、会社更生法または更生特例法上の管財人は、窮境にある、困った状態にあります会社につきまして、利害関係人の損害を適切に調整するということでその会社の事業の再生、維持を図るということでございますし、また、預金保険法上の金融整理管財人につきましては、預金者保護を通じまして信用秩序の維持を図るという、それぞれの制度目的に整合的な形でその業務を遂行することになると思つております。

○平岡委員 そういう形になりますというのは、それはそれでいいですけれども、それぞれの二人の権限を調整するための仕組み、あるいは預金保険法に基づく金融機関に対する、金融機関をよりよくさせるためのさまざまな手続、そして金融機関更生手続特例法に基づくさまざまな措置、これが一体となってしまうようなときに、どつちがどつちに優先するのか、どつちがどのよう引つ込んでいくのか、そういうようなことがないと何か非常に混乱してしまうような気がしてしようがないです。同じような不安はお持ちじゃないでしょうかと言つて、持つてないと言われるだろうと思いますけれども、そういう整備の必要性というものは果たして本当にないんでしょうか、どうでしょう。

○藤原政府参考人 先生御指摘のように、理屈の上ではそういうことがありますとおっしゃりますが、実際には、裁判所は、必要があると認めることは、更生会社の事業を所管する行政庁に対しまして当該更生会社の更生手続について意見の陳述を求めることができるとか、または、その当該行政庁につきましては、裁判所に対しても、その更生手続について意見を述べることができます。このように調整のプロセスができる

ございまして、こうした規定も踏まえまして、金融機関の更生手続を進めていくに当たりましては、裁判所と金融庁との間で十分な意見の調整が行われていくものと考えております。

○平岡委員 同じ行政庁なら意見の調整も図りやすいんだろうと思ひますけれども、裁判所と行政庁で意見を調整するというのはやはりかなり難しかったのかなという気もします。今回、この会社更生法、私は、これはつくるのに大分時間がかかるんじゃないですかと言つたら、いや、すぐできました、この臨時国会に出しますと言われたんですねけれども、実は、時間がかかるのはこの金融機関の更生手続特例法の方に時間がかかるというふうな説明もありました。そういうことで必ずしも預

金保険法とかとの調整もするような時間的余裕はなかつたのかなという気もするんですけども、これからペイオフが解禁されるということになりますと、まさに金融機関の中でも会社更生手続にのつとついろいろなことが行われるという可能性も出てくる。そのときに、何か制度的な整備が不十分なためにもたもたしているというようなことが生じないように、十分な検討をしておいていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。時間がなくなりましたので、最初の質問にちょっと戻らせていただきます。

最初にした質問に戻らせていただきますと、今回、会社更生法を全面改正するに当たっては、不良債権処理との関係で、不良債権処理を加速化するためには、あるいは不良債権の処理を促進するためには、あるいは不良債権の処理を促進する

なるのかということを、大臣から懇切丁寧な説明を受けさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○森山国務大臣 会社更生手続を初めてとする法的倒産処理の手続は、私的整理、不良債権の売却と並びまして、金融機関の有する不良債権を直接処理する手段の一つとされております。また、会社更生手続は、倒産状態に陥った大企業のうち再建の価値があるものを選別し、その再建を図ることによりまして企業の解体、清算を防止する手続でございまして、雇用の維持及び取引先企業の連鎖倒産の防止など、不良債権処理に伴つて生ずる社会経済的損失の軽減にも寄与すると考えられます。

過去一年間、平成十三年の十月から平成十四年の九月までを見てみると、その間の主要な会社更生事件における更生会社の負債総額、過剰債務額を見ますと、その合計額は四兆円を超えておりまして、その半額以上が金融機関の不良債権であると考えられます。したがいまして、会社更生手続は、これまでにも不良債権の処理に重要な役割を果たしてきてはおりますが、今回の改正によりまして、手続の迅速化及び合理化が図られまして使い勝手が向上いたしましたが、より一層大きな役割を果たすことになると考えられるわけでございます。そこで、不良債権の処理を促進するためには、これに伴つて生ずる大企業の倒産に備えて新会社更生法の早期成立が必要であるということを申し上げたのでございました。

○平岡委員 一般に、不良債権の処理という場合の不良債権というのは、金融機関がたくさん不良債権を抱えてしまつて、これになかなか金融機関が本来果たすべき金融仲介機能を果たせないことが問題であるといったようなことも言われるわけですね。そうなると、やはりこの新会社更生法というのは、金融機関にとってみて、不良債権の処理を進めていくために本当に役に立つものであるならば、本当の意味での不良債権処理の促進に役立つ法律ということなんだろうと思つんですけども、最高裁に来ていただいているので、今、この会社更生手続の申し立てで、全体としてどれくらいあつて、そのうち金融機関が申し立てているのがどういう状況なのか。最近の三ヵ年間ぐらいただけますでしょうか。

○千葉最高裁判所長官代理者 会社更生手続の債権者申し立ての関係につきましては、全国的なデータはとつてございませんが、東京地裁、大阪地裁について申し上げますと、平成十一年につきましては、全部の更生手続におきましては二十三件、そのうち債権者申し立て件数は二件、金融機関の申し立てはそのうちゼロでございます。平成十三年は、東京、大阪の更生申し立て事件は三十四件、そのうち債権者の申し立てが五件、金融機関はそのうち四件ございます。それから平成十四年につきましては、東京、大阪の更生申し立て件数が六十七件でございますが、債権者申し立て件数が十六件、金融機関の申し立てはそのうちの十一件、こういう数字でございます。

○平岡委員 時間がないので終わりますけれども、本来であれば、金融機関の申し立てが行いや

すくなっているというようなことであるならば、かなり不良債権の処理の促進ということにもなるのかなという気がするんですけども、どうもそ

このところの脈絡がないままに、この法律を早く成立させてほしいという趣旨から、不良債権処理の促進に役立つ役立つと言つて、ちょっと何か人の気持ちをごまかす、ごまかすと言うと言葉が悪いですね、少しの気にさせていると、このところもあるのかなと思ひましたので、本当はもっと

突つ込んで聞きたかったんですけども、時間が立つたのでこれで終わります。ありがとうございます。

○佐藤(剛)委員長代理 次に、日野市朗君。

○日野委員 今、平岡さんから非常に合理的な心配が述べられていましたね。私も全く同じよう

思つてゐるんです。平岡さんの質問の継続みたい

な形になつちやうわけですね。平岡さんの心配の根底にある一つの意識、それは銀行に対する国の取り扱いの変遷であろう、一つはそう思いますね。

かつて、銀行というのははつぶれないとされていました。なぜなら、これは護送船団方式をとっていたからです。護送船団方式というのは、その当時の大蔵省銀行局あたりが非常に苦労しながら、いろいろなところから金をかき集めてきては特定の銀行を救済していく、特定の金融機関を救済していく

く、こういう形をとつていたわけですね。それがいかぬということになりまして、銀行は非常に不良債権を抱え込んで、非常に大変な経営になつてゐるわけです。きのうあたりも四大銀行の経理内容が公表されましたけれども、ええ、日本の銀行というのはこんな状態なのということを、我々かなりのショックをもつて受けとめざるを得ない。こういう状態の中で、ではこの会社更生法、そしてこれに伴う金融機関に関する特例法、これがどうのようく機能するかといったら、私は機能しないと思うんですよ。そういうまく機能するわけのものではないと思う。

まことに私は合理的だと思うんです。我々今、一つの制度を一生涯議論しているわけですね、会社更生法というものを。しかし、それ以外の力が銀行をめぐつてはいろいろと働いているわけです、現在でも。金融庁あたりが中心になっていろいろな、しかも落ちつきのない動きと言つたら担当者にしかられるかもしれませんけれども、一体どういう方向を目指しているのかすら國の方針としてはつきりしないというようなことで、非常に銀行も困っているだろうし、その銀行を使つている我々も困っている、こういう状態が続いてい る。

て、そして銀行の救済をやろう、それから膨大な不良債権の悩みを銀行に投げつけてる産業を救済しよう。こういう非常に、私に言わせてもらえば行き当たりばったり、しかもこの対応策、きょうは小手川さんにおいでいただきて内容を私はこれから聞いていこうと思いますが、まだ十分決まっていない」という答えると蓮子出てくるらう。

な。それについて我々は真剣に議論をしているわけです

一体、新しい機構とそれから会社更生とどちらを使つんだという非常に深刻な悩み、これは経済人も感じるだらうし、政治家も、「一体どういうふうにこれを景気を立て直していくために使い分

しかも法務省は、会社更生法という課題を我々
していくかということは非常に大きな悩みだと思
うんですよ。

に投げかけて、我々もこれに真剣に今取り組んで
いる。片っ方でこんな抜け道みたいなをつくら
れて一体どうするつもりなんですかな、これは。

ちょっとお答えいただきたい。我々は今真剣にやっているんですよ、この会社更生法の審議を。こんなものよりはもっと手取り早い、特定の企

業を意識しているのかどうか知りませんけれども、そういう企業を救済しよう、そういう金融機関を救済しようという片っ方の仕組みを今つくる

うとしている。我々に一生懸命議論させていたる法務省、これをどうお考えになりますか。

ある株式会社につきまして、その事業の維持更生を図る法的倒産処理手続を定めるものでござります。これに対しまして、今話題になつております。

産業再生機構は、企業再生に取り組む新たな組織として預金保険機構のもとに創設される予定でございますが、その具体的な内容につきましては現

有に開拓していくことをされていくものでございます。
したがいまして、産業再生機構と会社更生法との関係は現段階では明確ではございませんが、法

第一類第三号 法務委員會議錄第十一号 平成十四年十一月二十六日

九

きい企業が経営が危ない、こう言われているわけ

ですな。そういった個々の企業、あれとこれとこ
れといろいろ喧伝されているところはある。そ
いつたものを救済するための、個々の企業向けの

一つの産業再生機構なのではないか、こういう疑
問を持つんですね。そうでなければ、会社更生法
でおやりなさいよ、これは。

今、せつかく会社更生法という、本当に法務省
も急いでつくられて、我々から見たらちょっと拙
速かなと思うような節もないではないが、我々も
それに協力をして、それこそ会社を更生させ、産
業を更生させよう、こうやって努力しているの

に、こう、ひょっと幾つかの会社に割り込まれて
きたんじや、これは公正という理念が損なわれる
んだ。ここらはどうお考えですか。よもや個々の会
社を対象にしてやつておられるんじゃないんで
しょうな。

○小手川政府参考人 私ども、十月の三十日に對
策が出まして、それから十一月の八日に、当初四
名だつたわけですが、その後十二日に約二十名ぐ
らいの人員をいただきまして、今まさに詳細につ
いて内容を詰めております。

具体的な日程としましては、通常国会には間に
合うようにということで現在法案の準備をさせて
いただいておりまして、したがいまして、まだそ
ういう段階でございますので、今議員がおつ
しゃつたような、何か具体的な個別の企業のこと
を頭に置いてこの機構をつくるとか、そういうふ
うな経緯でできたというものではないというふう
に承知してございます。

○日野委員 この公表された資料に基づいて私は
あくまでも言いますよ。「政府として、関係省庁
からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の
付与など、所要の人的・財政的支援を行なう。」こ
れは強力だわ。こんな強力な機構、ちょっととな
い。しかも、その必要とする資金については政府
保証の付与までしようと。政府保証の金を使える
んだつたら、これは何でもできる。何でもできま
すよ。会社の更生なんというのはお茶の子さしさ

いだ。

こういう強力な機構ができるると、しかもこ
れから公正の理念ということを損なわずにきちん
とやつしていくことだつたら、会社更生法な
んというのはおかしくて使っていられないじゃな
いですか。どうですか。これは大臣でもいいし、
房村さんでもいいですよ。

○房村政府参考人 産業再生機構の内容につきま
しては、先ほど大臣から申し上げたとおり、現
段階では明確ではありませんが、法務省が今回提
出しております会社更生法は、担保権者、優先債
権者あるいは株主、こういう、会社に利害関係を
持つ者をすべて取り込み、また会社の再編行為も
その手続の中で行うという包括的かつ非常に強力
な手続を備えているわけでございまして、会社の
更生については、この会社更生法でなくてはでき
ないという部分は必ずあるわけでございまして、
その部分についての整備を緊急に行なうということ
は、産業再生機構などのようなものになるにいた
しましても、企業の再生にとって必要だ、こう考
えております。

○日野委員 では、小手川さんに伺いますが、こ
うやつて産業を再生させていく、企業を再生させ
ていく、再生でも再生でもいいや、そのためには使
われるツール、道具、これはどんなものになります
のか。

○小手川政府参考人 基本的に、機構は非メーン
から原則としまして債権を買い上げる、それで、
メーンとともに債権者として非常に大きな割合を
持つことになりますので、その債権者という立場
で、当該債務者企業の抜本的な再建策をつくり
て、それを実行に移していくという形でございま
す。

したがいまして、今法務省の方からもお話をあ
りましたように、会社更生の方は、あくまでも法
的な枠組みの中での整理でございますが、この機
構の方は、あくまでも、そういう意味では、何か
私的な整理であるというふうに認識してございま
す。

○日野委員 政府が関与して私的ということはな
いでしょう。私的な再建委員会なんというものが
をつくったりなんかするのとはわけが違うんだ
よ。しかも、国民の税金であるお金を使わせるた
めの政府保証まで用意して、これが私的な整理と
いうことはないでしょう。

それは、ちゃんと法的なきちんとした手段を、
国会で認めるような手段を使わなきや、これはあ
なた、えらい問題ですよ。それは、三権分立の建
前に対して大きな挑戦となることになる。どうな
んですか、そこらは。

○小手川政府参考人 お答えします。
今申し上げましたように、あくまでも、再建計
画をつくりました後といいますか、それから、つ
くります場合には、あくまでもメーンバンクとそ
れからこの機構というのが協力しましてその企
業の再生を進めるという観点から、いわゆる法的
な強制力をを持つものではないわけでござりますも
のですから、その段階を見れば、私が先ほど申し
上げましたような、いわゆる法的整理というもの
ではないということでござります。

○日野委員 不良債権は買取ってもらえるわ、
それから金も貸してもらえるわ、出資もしてもら
えるわ。そしたら、これは強制しなくてたって、だ
れだって飛びつきますわな。

私は、法務委員会を代表してと言うとおかしい
が、私の気持ちとしては、こんなに今会社更生法
の審議をやつていて、そんなところから割り込ん
でこられたかなわぬ。しかも、これでは、この
機構を見ると、特定の企業を、社会的な影響力が
大きいからとかなんとかいう理屈をつけて特定の
企業を救済するために、産業再生機構だなんと
いつて適当な名前をつけてやつてある仕事のよう
に見えてならない。そのことだけは、こういう意
識もありますぞと、そういう理屈をつけて御指摘の
ように、まさに時価でございましては、御指摘のよう
に市場で決まるのが筋であります。

ただ、財産を評価する場合に、現実に売れる場
合は売ったものが時価ということになろうかと思
いますが、売らないまま評価をするという場合
に、市場で売れるとすればどの程度の価額になる
のかということを行なうのが、まさに時価として評
価するということでござります。

じやないんですよ。しかし、法治国家である以
上、民主主義の国家である以上、踏むべき手段を
きちんと踏み、そして国民が納得できるような形
をつくらなければ、そんなものはかえって日本と
いう国を損なう。私はそう思いますので、よくそ
のことは大臣に伝えておいてください。総理にも
伝えておいてください。

では、今度は本来の法案の方に戻ります。また
時間がなくなつちゃつて、どうも済みません。
更生法では時価主義をとるわけですね。この時
価というのは、私はわからぬのです。物の価格
とすることは、資本主義社会では、しかも市場経済
をとっている国家体制では市場で決まるんです。
市場で、客観的に、これが時価でござんすとは言
えないですね。

ところが、時価主義をとる。これは、時価だよ
ということを建前として述べておけば大体みんな
納得するのかな、そういう気持ちのかもしれない
せんけれども、しかし、時価というものは市場で決
まる。しかも、一番重要なのは、この間も言つた
けれども、不動産なんというのは一物三価と言わ
れるわけでしょう。売買価格で決まり、それから
固定資産税の評価基準です、それもあるし、そ
れから相続税の評価基準もありますし、いろいろ
な価格があるんだね。

これは、結局は、時価とは何かというのは省令
に落として決めようということなんですか。

〔佐藤(剛)委員長代理退席、漆原委員長
代理着席〕

○房村政府参考人 時価の具体的な内容をこれ以上
細かく決めるということはする予定はございませ
ん。時価につきましては、御指摘のように、まさ
しくは売ったものが時価ということになろうかと思
いますが、売らないまま評価をするという場合
に、市場で売れるとすればどの程度の価額になる
のかということを行なうのが、まさに時価として評
価するということでござります。

○日野委員 それがよくわかるのですよ。一応時価としておいて、客観的に決まる、現実に決まるときはその価額に従う、こうしたことなんでしょうね。

商法三十四条に、

流动資産についてはどう、固定資産についてはどう、債権についてはどう、

いう規定がありますよね。これとの関係をどうするのか。いかがでしょう。

○房村政府参考人 今回、その商法の時価の考え方と同一の考え方で時価評価を行う、こういうふうにしております。

商法について、さきの改正で、財産評価の部分を省令に法律から移す、こういうことをいたしましたので、今回の会社更生法におきましても省令で定めるとしておりますのは、実質商法において省令で定めているのと同様の内容を省令で定めるということを考えたものでございます。

○日野委員 これは、商法なんかによりますと、それから旧会社更生法なんかの決め方、個々の資産の価額の総和が企業の価額ということに決まりますわな、昔だったら。では、今度の新更生法では、企業全体の価額はどう決めるんですか。

○房村政府参考人 その点につきましては、今回の改正法でお願いしております個々の財産の評価を時価で評価するという場合には、その個々の財産の積み上げが貸借対照表あるいは財産目録にありますわな、昔だったら。では、今度の新更生法では、企業全体としての価値をどう算出するかという考え方につきましては、そ

う算出するかという考え方につきましては、そういう財産評価を積み上げるという考え方と、継続価値、企業が継続するものとしての企業全体の価値を算出するという考え方方がございます。この考

え方は、企業が一定期間に上げる収益を見積もりまして、それに基づいて現在価額に還元して企業の価値を考える。

改正前の、現行の会社更生法におきましては、財産の評定等につきましても、企業が継続して行うこと前提として評価するというのは、その考え方に基づいたものと言われております。そういう

う場合には、今言つたような企業の継続価値を定資産についてはどう、こうしたことなんでしょうね。この規定がありますよね。これとの関係をどうするのか。いかがでしょう。

○房村政府参考人 今回、その商法の時価の考え方と同一の考え方で時価評価を行う、こういうふうにしております。

商法について、さきの改正で、財産評価の部分を省令に法律から移す、こういうことをいたしましたので、今回の会社更生法におきましても省令で定めるとしておりますのは、実質商法において省令で定めているのと同様の内容を省令で定めるということを考えたものでございます。

○日野委員 これは、商法なんかによりますと、それから旧会社更生法なんかの決め方、個々の資産の価額の総和が企業の価額ということに決まりますわな、昔だったら。では、今度の新更生法では、企業全体の価額はどう決めるんですか。

○房村政府参考人 その点につきましては、今回の改正法でお願いしております個々の財産の評価を時価で評価するという場合には、その個々の財産の積み上げが貸借対照表あるいは財産目録にありますわな、昔だったら。では、今度の新更生法では、企業全体としての価値をどう算出するかとい

う算出するかといふうの考え方につきましては、そ

ういう財産評価を積み上げるという考え方と、継続価値、企業が継続するものとしての企業全体の価値を算出するといふうの考え方方がございます。この考

え方は、企業が一定期間に上げる収益を見積もりまして、それに基づいて現在価額に還元して企業の価値を考える。

改正前の、現行の会社更生法におきましては、財産の評定等につきましても、企業が継続して行うこと前提として評価するというのは、その考え方に基づいたものと言われております。そういう

○房村政府参考人 一般に、営業譲渡の場合、その譲渡される営業の収益力に着目して対価の算定は行われるというべくあります。営業を丸ごと譲渡することのメリットというのは、それを構成する個々の財産の価額の集合以上の価値がその営業にある、それが収益力にあらわれる、こう言われているわけであります。

したがつて、会社更生の中で営業譲渡するかどうかということを考える場合には、当然、その営業に含まれる個々の財産の評価額、これと、営業を全体として譲渡するときの対価、こういうものを評価して、営業譲渡を行うことが債権者等の利益になるかどうか、企業の更生に役に立つか、こういうことを比較した上で判断することになります。

○日野委員 最近、倒産した企業を丸々買うビジネスというのが存在していますね。しかも、かなりの勢いでこういうビジネスというのはその市場を広げているわけですが、こういうビジネスと会社更生手続全体との関係はどうなりますか。

○房村政府参考人 具体的にどうなるかということがどうです、考えられますのは、会社更生の中でも、更生の手段として営業譲渡等が活用される場合が当然ございますので、そういう場合には、営業譲渡の譲り受けというようなところでそういう会社が出てくる可能性はあるうかと思ひます。

○日野委員 問題は、営業譲渡をする場合の価額をどう決めるかなんですよ。原則は時価で財産の評価をしますわな。そうすると、企業としては、安くても売つてしまつた方がメリットが多い

という場合、すつかり営業譲渡してしまつた方がいいという場合がかなりあるだろうと思う。買つても、それで買って、その企業の事業内容をさら

に発展させるということがあり得るわけです。ところが、時価にしておくと、こういう倒産した企業なんかは買い手がなくなつちやう、そういう心配はありませんか。

○日野委員 問題は、営業譲渡をする場合の価額をどう決めるかなんですよ。原則は時価で財産の評価をしますわな。そうすると、企業としては、安くても売つてしまつた方がメリットが多い

という場合、すつかり営業譲渡してしまつた方がいいという場合がかなりあるだろうと思う。買つても、それで買って、その企業の事業内容をさら

らせていただきたいと思っております。それでは質問に入ります。

まず、過去の委員会の審議の中でも議論が出ておりました社内預金問題について、厚生労働省にござります。

ただ、現実にそれを行うとなりますと非常に難しくて、いろいろ混乱をした、こういうこともあります。振り返るんだ、このような理論的説明もあるところでござります。

実性を図りたい、こう考えているところでござります。

○日野委員 のれん代なんかはどういうふうに評価しますか。そういう企業についている信用ですか。それから個々の財産評価とそれから企業全体としての評価をした場合に、個々の財産評価を上回る企業

評価をした場合には、その差額がいわゆるのれんだ、こう言われております。

○日野委員 最近、倒産した企業を丸々買うビジネスというのが存在していますね。しかも、かなりの勢いでこういうビジネスというのはその市場を広げているわけですが、こういうビジネスと会社更生手続全体との関係はどうなりますか。

○房村政府参考人 具体的にどうなるかといふうの勢いでこういうビジネスというのはその市場を広げているわけですが、こういうビジネスと会社更生手続全体との関係はどうなりますか。

○日野委員 この時価問題については、いろいろ密接に最高裁の規則であるとか省令であるとかが関係しますから、そこいら、余り蛇が棒のんだ

話しあった点については、法務大臣も、これからいろいろ閣議であるとか閣僚懇談会であるとか、それから省界間のいろいろな連絡の中で問題になるときは、私のような意見もあつたということはひとつよく記憶にとどめておいていただきたい、こう思ひます。

そういう意味で、解決したからいいんだというような解釈で、安定としておられるのかどうか、そういうことで何らかの手立てを考えていかなくてはならないのではないかということについて、まずはお聞きをしたいと思います。

○青木政府参考人 社内預金については、委員御指摘になりましたように、最近の大型倒産事案に

おきましても幾つか問題になりましたけれども、預金額の全額がいろいろな計画の中で返還され、あるいは返還される予定になつてゐるというようなことであります。そういう大きな問題は生じているとは思つていいわけでありますか、一人

当たりの社内預金額から見まして、今回の改正によつても、社内預金はおおむね相当の額が共益債権として保護されるというふうに考えておりまします。そういうことから、今回の法改正によって特段の問題が生ずるとは考えていないところであります。

しかし、厚生労働省としては、今回の法改正に伴う会社更生手続における社内預金の取り扱いを労働者が十分理解していただく、そして、その負担リスクを納得した上で預入が行われるよう周知を徹底していきたいというふうに思つています。

○鍵田委員 先ほど、一人当たりの預金額が四・六ヵ月分ということをおつしやつておつたんです。が、実際は、個人によつて非常に大きな格差があると思います。したがつて、個々の社内預金の金額を検証してみますと、かなりの金額に上つておる人もいるわけでございまして、これらが債権として残つてくるということになつてきますと、この確保が非常に難しいわけでございますし、また産業再生を急ぐという面から見てまいりますと、今後これらがさらに大きな問題として出でてくる可能性もあるわけですから、ぜひとも再検討していただきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

次の質問につきましては、法務省の方にお聞きをしたいわけでございます。

社内預金以外にもいろいろな預かり金がござります。これも過去の質疑の中で出ておつたわけでありますけれども、いわゆる労働債権であるとか社内預金とはまたちよつと違つた趣旨の預かり金がござります。旅行会がありまして、その積立金でありますとか、互助会をつくつて慶弔のための基金を積み立てておく、そういう制度もあります。それからまた、毎月チックオフして組合に渡します組合費がその中間にあつて、企業が倒産したというふうな例で、過去にも、組合費が組合に支払われないという事件が起つたこともございました。それから、民間の保険会社と契約をしり金についても、基本的な性格としては、労働者

で生命保険などに加入しておるケースの場合などに、保険料が会社の方にチックオフされただけであります。その債権についてどの範囲が優先的な取り扱いをするかということが今回の内容でございますので、私どもとしては、やはりこれは、預かり金としての法的性質というものは共通でありますので、社内預金、それ以外の別枠に見て処理すべきではないかというふうに思つておりますけれども、その辺は法務省としてどのようにお考えになつておられるのかということをお願いします。

○房村政府参考人 社内預金のほかの、旅行会あるいは互助会、組合費、保険料といったさまざまなものについての扱いがどうなるかという御質問でございます。

これは、実態もまたさまざまあるようですが、保管しているという場合も多いだろうと思いまます。そういう場合であれば、これは会社の預かり金になりますと、いわゆる旅行を目的とする旅行会、互助会といふような任意団体が徴収して、そこが金にはなりません。ですから、そこは具体的な保

管の態様によるのだろうと思います。会社が預

かっているという場合もあるうかと思いますが、そうなりますと、これは預かり金とせざるを得ないということがあります。

また、組合費、保険料等についても、差し引きの形態、保管の形態、こういったものによつて具

体的な法的構成が異なつてくる場合はあらうかと思ひます。したがいまして、これもあくまで一般の論でございますが、会社が預かっているということが徴収の方法とか保管方法から判断される場合、これは現行法でいえば預かり金ということになります。

そういうものについて、仮に会社が預かっているとして預かり金となつた場合に社内預金とは別枠とすべきではないか、こういう御主張でございますが、これについては、社内預金以外の預か

のものを会社が預かっているという点については、これまでの平岡委員との議論の中では、研究会の結果が出た、結論に基づいての議論であったんですけど、私は、その中でどんな議論があつて、どういった経過でそういう結論になつたのか、法的な措置が必要だというふうな意見がなかつたのかどうか、その辺につきまして、事実関係をひとつお答えいただきたい。どういう形で決められたのか、何か委員の採決をされて決められたのかどうか、法的な措置が必要なのは、預かり金としての法的性質というのではなくとも社内預金などとは別枠で優先的な共益債権として保護を図るという考え方があつたのであります。

○鍵田委員 社内預金が高額に及ぶ場合にはそちらを優先するとなりますと、今申し上げたような預かり金についてはこの対象にならないということもなつてくるわけでありまして、一つ一つの性格といいますか、そういうものによりましてもう少し厳格に判断をされて、別枠にするなどの方針も必要なではないかというふうに思いますので、そういう検討もお願いをしたいと思います。

それは、厚生労働省の方に、営業譲渡における労働者保護のための法的措置につきましてお聞きをしたいと思います。

先ほどの平岡委員の質問の中にも出ておりましたけれども、私は、実は労働契約の承継法の審議のときに、労働者保護についての法的措置が必要だという見地から、ぜひとも研究会を立ち上げて、その中でこれをつくつてほしいということで質問をさせていただきました。また、その研究会の委員の選任におきましても、これは、いろいろな立場に立つてこういう問題についてのお考えを持つておられる委員の方がいらっしゃると思いまして、やはり委員の選任につきましても十分留意をされてこの研究会を立ち上げてほしいという立場から附帯決議をつけることにも努力をさせていただいたんです。が、そういう法的措置が必要でないというふうな結論がまさか出るとは思つておらなかつたわけでござりますけれども、そういう結果が出てしまつたわけでござります。

そういうものについて、仮に会社が預かっているとして預かり金となつた場合に社内預金とは別枠とすべきではないか、こういう御主張でござりますが、これについては、社内預金以外の預か

るまでの議論では、法的措置を講ずることをやうに、会社分割制度ができる際の労働契約承継法の国会審議の際の附帯決議で、立法上の措置の要否も含めまして研究会で研究をしていただけます。そういうことでお願いをしてまいりまして、ことし八月にその研究会報告がまとめられたわけであります。

それまでの議論では、法的措置を講ずることは適当でないというような意見もございました。活発に意見交換がなされました。

最終的には全員了承という形で、いろいろな理由から、委員が御指摘になつたようなところで、営業譲渡の際の労働契約関係の承継については、法的措置を講ずることは適当でないという提起がなされました。むしろ、円滑に企業組織再編が行われるために、企業が判例法理を含めた現行の法的枠組みを踏まえまして、労使関係に配慮しつつ対応する、労使間で十分な情報提供が行われることが必要であるといったとして、企業組織再編に当たつて、企業が講ずべき措置、配慮すべき事項等に関する指針を策定して、その周知を図ることが必要であるというふうに提言をされているところが理解をしております。

○鍵田委員 では、そのことに関連して、私はやはり、確かに労働者保護が強く行われておると營

業譲渡がやりにくいという立場の方もいらっしゃることはよく承知をしておるわけでございますが、そういう中につても、営業譲渡によつて企業を救うということもあり得るわけでありますから、その再建過程では、そういうことも活用しながら、なおかつ労働者を保護する方法というのは法的に必要なではないかという考え方を持つておるわけであります。とりあえず今のところはそういう結論が出ておるわけでありますから、指針を急いでいただきたいというふうに思います。

特に、これからはそういう営業譲渡などの事業もたくさん起つてくるのではないかというふうに思ひますので、一日も早い指針の策定をお願いしたいと思いますが、いつごろできるのか、今ど

ういう問題点が、その指針作成について何か問題

点があるのかどうかということについてお答えいた

いわけあります。たまたまお話を聞いておりますが、それ

はいか

○青木政府参考人 今申し上げました、この八月に出されました研究会報告に基づいて指針をつくると、いうことで、今、労使それから学識経験者から成る研究会を設けまして検討したいということになりました。

○鍵田委員 できるだけ急いでいただきたいとい

うふうに思います。

それで、次に質問に移りますが、ILOの百七十三号条約につきまして、この批准がまだ日本はされておらないわけでござりますが、これの見込みがどうなつてゐるのかということをございま

すし、これを批准する場合には、特に、関係する法律の整備も必要ではないかと思いますし、関係省庁に対しての働きかけも必要になつてくるのではないかと思います。特に、国税徴収法などの改正というふうなことも必要になつてくるのではな

いかと思います。

○青木政府参考人 今申し上げました、この八月に出されました研究会報告に基づいて指針をつくると、いうことで、今、労使それから学識経験者から成る研究会を設けまして検討したいということになりました。

○鍵田委員 できるだけ急いでいただきたいとい

うふうに思います。

それで、現実の企業が講すべき措置等の指針でありますので、労使の理解、協力も必要でございま

すので、そういった参加をいたぐべく今お話を

していきたいといふうに考えております。

○青木政府参考人 今申し上げました、この八月に出されました研究会報告に基づいて指針をつくると、いうふうに思ひますので、一日も早い指針の策定をお願いしたいと思いますが、いつごろできるのか、今ど

ういう問題点が、その指針作成について何か問題

点があるのかどうかということについてお答えいた

いわ

いわけあります。たまたまお話を聞いておりますが、それ

はいか

○青木政府参考人 まず、ILO百七十三号条約の批准の見込みということでございますが、この

条約におきましては、労働債権については、支払

い不能前一定期間の賃金債権等の労働債権につい

て、その優先順位を国税、社会保険料などの債権

よりもさらに高いものとする、それから、保証機

関による保証については、倒産等の場合に限定せ

ず、すべての労働債権について保証機関による保

証を行うことを規定しております。

しかしながら、我が国における各種債権の優先

順位、あるいは倒産の場合に労働者の救済を図る

未払い賃金の立てかえ払い制度は、今申し上げま

した条約が求めているものとは異なる内容となつ

ております。このため、この条約においては、そ

の内容において我が国の法制度と異なる点が見ら

れることから、批准することは困難であつて、慎

重な検討を要するといふうに考えております。

それで、関係省庁への働きかけ、いろいろな法

律との調整という御指摘でございますが、賃金等

の労働債権の保護を強化するということは大変重

要な問題であるといふうに思つております。

御指摘のように、民法とか国税徴収法等それぞ

れの実体法によつて、労働債権とか租税債権など

の各種債権の優先順位が定められているわけであ

ります。このようないくつかの法規が、そのうえに

倒産手続における各種債権取り扱いについて

は、現在法制審議会の中において倒産法の見直

しの中で検討をされているといふうに認識して

おります。この法制審議会において、厚生労働省

は、その意見を聞き取つて、労働債権の保護の重要性について

意見を申し上げてきてゐるところであります。今

後とも、労働債権保護の観点から、適切な対応に

いた

す。事実、他の法律の中でも、意見を聞くとい

ういうふうに思つておりますが、これは実質的に聞きおくだけでも

いいという何か意見があるやにも聞いておりま

す。しかし、反対であつても何でもいいから、要は意

見を聞いたんだという実績さえあればいいんだ

といふうな解釈をする人があります。そういうこ

となのかどうか。

特にDIPなどのところでも、現役の取締役が

管財人に選任されるということが今後起つてくれ

ます。このため、百七十三号条約の第二部につきましても、その内容において我が國の

法制度と異なる点が見られますので、本条約を批准することは困難でございます。慎重な検討を要するといふうに考えております。

○鍵田委員 まあ、困難であるということであつて、批准する必要はないということではないよう

に思ひます。それはそういうことではあります。

だから、現実の問題として、やはりそういう

例えは企業倒産の場合には、現場において債権の回収を一生懸命やるわけですが、そのときに回収をしようとして、まずは国税からの差し押さえ、社会保険料の差し押さえを解除してもらつて、そして残つたものを回収するということになりますが、国税や社会保険料が非常に多額に上つておるために、ほとんどが回収はできないといふふうに思ひます。

そこで、この条約の規定によつて、労働債権とか租税債権など

の各種債権の優先順位が定められているわけであ

ります。このようないくつかの法規が、そのうえに

倒産手続における各種債権取り扱いについて

は、現在法制審議会の中において倒産法の見直

しの中で検討をされているといふうに認識して

おります。この法制審議会において、厚生労働省

は、その意見を聞き取つて、労働債権の保護の重要性について

意見を申し上げてきてゐるところであります。今

後とも、労働債権保護の観点から、適切な対応に

いた

す。事実、他の法律の中でも、意見を聞くとい

ういうふうに思ひます。これは実質的に聞きおくだけでも

いいという何か意見があるやにも聞いておりま

す。しかし、反対であつても何でもいいから、要は意

見を聞いたんだという実績さえあればいいんだ

といふうな解釈をする人があります。そういうこ

となのかどうか。

特にDIPなどのところでも、現役の取締役が

管財人に選任されるということが今後起つてくれ

ます。このため、百七十三号条約の第二部につきましても、その内容において我が國の

法制度と異なる点が見られますので、本条約を批准することは困難でございます。慎重な検討を要するといふうに考えております。

○鍵田委員 まあ、困難であるということであつて、批准する必要はないということではないよう

に思ひます。それはそういうことではあります。

だから、現実の問題として、やはりそういう

例えは企業倒産の場合には、現場において債権の回収を一生懸命やるわけですが、そのときに回収をしようとして、まずは国税からの差し押さえ、社会保険料の差し押さえを解除してもらつて、そして残つたものを回収するということになりますが、国税や社会保険料が非常に多額に上つておるために、ほとんどが回収はできないといふふうに思ひます。

そこで、この条約の規定によつて、労働債権とか租税債権など

の各種債権の優先順位が定められているわけであ

ります。このようないくつかの法規が、そのうえに

倒産手続における各種債権取り扱いについて

は、現在法制審議会の中において倒産法の見直

しの中で検討をされているといふうに認識して

おります。この法制審議会において、厚生労働省

は、その意見を聞き取つて、労働債権の保護の重要性について

意見を申し上げてきてゐるところであります。今

後とも、労働債権保護の観点から、適切な対応に

いた

す。事実、他の法律の中でも、意見を聞くとい

ういうふうに思ひます。これは実質的に聞きおくだけでも

いいという何か意見があるやにも聞いておりま

す。しかし、反対であつても何でもいいから、要は意

見を聞いたんだという実績さえあればいいんだ

といふうな解釈をする人があります。そういうこ

となのかどうか。

特にDIPなどのところでも、現役の取締役が

管財人に選任されるということが今後起つてくれ

ます。このため、百七十三号条約の第二部につきましても、その内容において我が國の

法制度と異なる点が見られますので、本条約を批准することは困難でございます。慎重な検討を要するといふうに考えております。

○鍵田委員 まあ、困難であるということであつて、批准する必要はないということではないよう

に思ひます。それはそういうことではあります。

だから、現実の問題として、やはりそういう

例えは企業倒産の場合には、現場において債権の回収を一生懸命やるわけですが、そのときに回収をしようとして、まずは国税からの差し押さえ、社会保険料の差し押さえを解除してもらつて、そして残つたものを回収するということになりますが、国税や社会保険料が非常に多額に上つておるために、ほとんどが回収はできないといふふうに思ひます。

そこで、この条約の規定によつて、労働債権とか租税債権など

の各種債権の優先順位が定められているわけであ

ります。このようないくつかの法規が、そのうえに

倒産手続における各種債権取り扱いについて

は、現在法制審議会の中において倒産法の見直

しの中で検討をされているといふうに認識して

おります。この法制審議会において、厚生労働省

は、その意見を聞き取つて、労働債権の保護の重要性について

意見を申し上げてきてゐるところであります。今

後とも、労働債権保護の観点から、適切な対応に

いた

す。事実、他の法律の中でも、意見を聞くとい

ういうふうに思ひます。これは実質的に聞きおくだけでも

いいという何か意見があるやにも聞いておりま

す。しかし、反対であつても何でもいいから、要は意

見を聞いたんだという実績さえあればいいんだ

といふうな解釈をする人があります。そういうこ

となのかどうか。

特にDIPなどのところでも、現役の取締役が

管財人に選任されるということが今後起つてくれ

ます。このため、百七十三号条約の第二部につきましても、その内容において我が國の

法制度と異なる点が見られますので、本条約を批准することは困難でございます。慎重な検討を要するといふうに考えております。

○鍵田委員 まあ、困難であるということであつて、批准する必要はないということではないよう

に思ひます。それはそういうことではあります。

だから、現実の問題として、やはりそういう

例えは企業倒産の場合には、現場において債権の回収を一生懸命やるわけですが、そのときに回収をしようとして、まずは国税からの差し押さえ、社会保険料の差し押さえを解除してもらつて、そして残つたものを回収するということになりますが、国税や社会保険料が非常に多額に上つておるために、ほとんどが回収はできないといふふうに思ひます。

そこで、この条約の規定によつて、労働債権とか租税債権など

の各種債権の優先順位が定められているわけであ

ります。このようないくつかの法規が、そのうえに

倒産手続における各種債権取り扱いについて

は、現在法制審議会の中において倒産法の見直

しの中で検討をされているといふうに認識して

おります。この法制審議会において、厚生労働省

は、その意見を聞き取つて、労働債権の保護の重要性について

意見を申し上げてきてゐるところであります。今

後とも、労働債権保護の観点から、適切な対応に

いた

す。事実、他の法律の中でも、意見を聞くとい

ういうふうに思ひます。これは実質的に聞きおくだけでも

いいという何か意見があるやにも聞いておりま

す。しかし、反対であつても何でもいいから、要は意

見を聞いたんだという実績さえあればいいんだ

といふうな解釈をする人があります。そういうこ

となのかどうか。

特にDIPなどのところでも、現役の取締役が

管財人に選任されるということが今後起つてくれ

ます。このため、百七十三号条約の第二部につきましても、その内容において我が國の

法制度と異なる点が見られますので、本条約を批准することは困難でございます。慎重な検討を要するといふうに考えております。

○鍵田委員 まあ、困難であるということであつて、批准する必要はないということではないよう

に思ひます。それはそういうことではあります。

だから、現実の問題として、やはりそういう

例えは企業倒産の場合には、現場において債権の回収を一生懸命やるわけですが、そのときに回収をしようとして、まずは国税からの差し押さえ、社会保険料の差し押さえを解除してもらつて、そして残つたものを回収するということになりますが、国税や社会保険料が非常に多額に上つておるために、ほとんどが回収はできないといふふうに思ひます。

そこで、この条約の規定によつて、労働債権とか租税債権など

の各種債権の優先順位が定められているわけであ

ります。このようないくつかの法規が、そのうえに

倒産手続における各種債権取り扱いについて

は、現在法制審議会の中において倒産法の見直

しの中で検討をされているといふうに認識して

おります。この法制審議会において、厚生労働省

は、その意見を聞き取つて、労働債権の保護の重要性について

意見を申し上げてきてゐるところであります。今

後とも、労働債権保護の観点から、適切な対応に

いた

す。事実、他の法律の中でも、意見を聞くとい

ういうふうに思ひます。これは実質的に聞きおくだけでも

いいという何か意見があるやにも聞いておりま

す。しかし、反対であつても何でもいいから、要は意

見を聞いたんだという実績さえあればいいんだ

といふうな解釈をする人があります。そういうこ

となのかどうか。

特にDIPなどのところでも、現役の取締役が

管財人に選任されるということが今後起つてくれ

ます。このため、百七十三号条約の第二部につきましても、その内容において我が國の

法制度と異なる点が見られますので、本条約を批准することは困難でございます。慎重な検討を要するといふうに考えております。

○鍵田委員 まあ、困難であるということであつて、批准する必要はないということではないよう

に思ひます。それはそういうことではあります。

だから、現実の問題として、やはりそういう

例えは企業倒産の場合には、現場において債権の回収を一生懸命やるわけですが、そのときに回収をしようとして、まずは国税からの差し押さえ、社会保険料の差し押さえを解除してもらつて、そして残つたものを回収するということになりますが、国税や社会保険料が非常に多額に上つておるために、ほとんどが回収はできないといふふうに思ひます。

そこで、この条約の規定によつて、労働債権とか租税債権など

の各種債権の優先順位が定められているわけであ

ります。このようないくつかの法規が、そのうえに

倒産手続における各種債権取り扱いについて

は、現在法制審議会の中において倒産法の見直

しの中で検討を

らの意見聴取でありますとか、財産状況の報告集会を招集しない場合の管財人の選任についての意見を述べることができます。その旨が労組への通知であるとか、その場合における関係人説明会の期日の労組への通知、財産状況等に関する報告書の要旨を記載した書面の労組への送付というようなことに中で盛り込まれたわけござります。

やはり、最近は民事再生法にも非常に申請が多いというふうに聞いておりますが、この民事再生法にも同じような手法を取り入れられるということは必要なではないかと思うわけですけれども、それらについて法務省のお考えはいかがでしょうか。

○房村政府参考人 今回、会社更生法で取り入れました労働組合の手続関与の中には、民事再生法には存在しないものがあるのは御指摘のとおりでございます。

同様の規定を再生法に置くかどうかという点でございますが、これは会社更生法と民事再生法、同じ再生を目指すとはいっても、手続の特質が違います。特に民事再生手続は簡易かつ迅速な手続という点に特色がありますので、今回取り入れた手続関与の規定の今後の運用状況、こういうものを見た上で判断をしたいと考えております。

〔漆原委員長代理退席 佐藤(剛)委員長
代理着席〕

○鍵田委員 終わります。ありがとうございます。

○佐藤(剛)委員長代理 次に、永田寿康君。

○永田委員 きょうは、財務金融委員会から出張をしてきて、金融庁に、今の金融機関の問題とかあるいは今後の話も含めて、ちょっと質問をしてみたいと思います。

さて、先日、日経新聞の一面に、生命保険会社の予定利率引き下げを可能とするような保険業法の改正を検討しているというようなニュースが流れましたけれども、今のところの検討状況は、金融庁の中でどうなっているんでしょうか。検討し

ているのか、していないのか、あるいは今後できるかどうかを含めて検討しているのか。その三つ分類しかないと思うんで、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○伊藤副大臣 お答えをさせていただきたいと思

います。

金融庁が生命保険会社の予定利率引き下げを認め方針を行った方針を固めたとの報道が一部ございましたが、金融庁がそのような方針を決定したという事実はございません。

○永田委員 再三問題になる話ですが、これはやはり憲法の保障する財産権にもかかわる話だといふふうに思っていますので、ぜひ、まさか違憲の法律をつくることはないと想りますけれども、慎重にやつていただきたいなというふうに思います。

また、同時に、民主党の方針としては常々、金融機関がこういう契約者との契約をたがえるようなことがあつたときには当然経営者の責任を問うというようなことを主張してまいりました。ぜひその点にも配慮を置いていた上で、やるんであれば制度をつくっていただきたいなというふうに思いました。

さて、前回、財務金融委員会で質問したことの続きをちよとやつていただきたいなというふうに思っています。

まず、とんでもない答弁があつたのを伊藤達也副大臣は覚えていらっしゃいますでしょうか。もう議事録にも載っていますね。

金融機関の経営者会議なしは取締役会などに金融庁の検査官が陪席をするということが金融再生プログラムに書かれおりまして、それはどういうねらいでそういうことをやるんですかというふうに申し上げたら、伊藤副大臣は、リスク管理を強化することだ、それがねらいであるというふうに理解できなかつたので、どうしてリスク管理を強化することができるのか教えてください

「今こうした点も含めて、検討を実務的にいたしておりますところでございます」と。つまり、検査官が陪席することとリスク管理が強化されることの因果関係はこれから検討するというお話をしています。

○伊藤副大臣 財務金融委員会で委員が御指摘をされましたように、関係の法律に十分留意をしながら、そしてこの検査官が陪席をするという可能性を検討していくことで今作業をさせていただいておりまして、まだ検討の作業は続いている状況でございます。

○永田委員 質問に真っすぐ答えてください。

私は、検査官が陪席することによってどうしてリスク管理が強化されるのかという因果関係を質問しているんです。どうしてそういうことにつながるのか、因果関係を私にもわかるように説明してください。

○伊藤副大臣 私が過日の委員会でお話をさせていただきましたのは、特別支援という枠組みを前提にしてお話をさせていただきました。

この特別支援というのは、個別金融機関が経営難やあるいは資本不足に陥った場合に、その危機管理の体制を強化して、そして経済が底割れがないようにしていくそのため政府・日銀が一体となって万全の対応をしていきたいということでございます。そして、現在の法律の体系のもとでござります。そして、現在の法律の体系のもとで特別支援を受けることになつた金融機関に対するガバナンスというものを強化していく、その一環として取締役会などに検査官を陪席させるということを検討して、先ほど御答弁をさせていただけましたように、その関係法律・今後の法体系というものが十分留意をしながら、こうしたことが可能かどうかということの検討を進めていきたいといふふうに考えております。

○永田委員 要するにガバナンスを強化するため不正な融資が行われることもあるし、引当金が足

だというふうに考えてよろしいのでしょうか、今の答弁の中では。

しかし、何の権限もない、取締役会や経営者会議で発言する権限も知らない検査官が陪席することの因果関係はこれから検討するというお話をしています。

○伊藤副大臣 この特別支援の枠組みを使うことによって、先ほどお話をさせていただいたよう

に、政府・日銀が一体的な取り組みによつて危機管理の体制を強化していく。そのため日銀の特融というものを使って底割れを防ぐ、あるいは、場合によっては公的資金の投入ということもあり得る、そういう意味で公的ななかかわり合いと

いうものをこの特別支援の枠組みの中で受け取るところになるわけですから、その中でガバナンスというものを強化して、そして、検査官が陪席をすることによって、法令違反等々の問題等が生じないようにモニタリングの体制といふものを

しっかりとつくりしていくために検査官の陪席の可能検討させていただいているわけであります。

○永田委員 モニタリングの強化ということが今まで出てきたんですけれども、経営者会議とか取締役会というのは、本来ならばあってはいけない

度は出てきたんですけれども、役所に知られては困るようなことを話し合ふ場所だと僕は思うんですね。それ

は、残念ながらありますよ、大きな銀行ですか

ら、何万人もの行員が勤めているわけですから、不正な融資が行われることもあるし、引当金が足

らぬ場合もあるし、役所に知られては困るようないことを話し合うことが多々あるんですよ。そこには検査官が陪席をしたら、僕は逆にガバナンスは弱まるんじやないかというふうに思うんです。

その結果、話し合へべきことが話し合へなくなつた、そして、銀行の手足が多少縛られてしまつた、そのことによつて生じた結果について、金融庁は一体どうやつて責任をとるんですか。何の権限もない人がそこにいることによつて経営に対する影響を与えるということについて、金融庁はそれが正しい道だと思つているんですか。お答えください。

○伊藤副大臣 先ほどからお話をさせていただいているように、これは、特別支援という枠組みに入つた金融機関に対して陪席の検査官の常駐といふお話をさせていただいています。それで、そこで、委員が御心配されているのは、検査官が同席することによつて何か経営の方をゆがめるとか、そういうことではなくて、公的な関与を受けている金融機関に対して、私どもとして、しつかりとしたガバナンスを強化していくという視点の中で検査官を常駐させるということの意味といふものを考えていただきたい。それを、委員が御心配されているように、現行の法規の中でできるのかどうか、関係する法律にも十分留意しながらこの施策の実現可能性について検討していきたいというふうに思つております。

○永田委員 同じところを繰り返すのはもういいですから。特別支援という枠組みがあつて、そこに入つた銀行はリスク管理を強化するために日銀なども活用してやつていこう、そういう姿勢は僕はもう理解できていますからこれ以上繰り返すことは不要です。そうじやなくて、経営者会議、取締役会に金融庁の役人が陪席をする、そのことによつてどういうような効果をねらつてているのかと、いうことなんですよ。

だつて、そこで発言することは、当然身内の取締役だけが話している場合に比べて変化が起きますよ。変化しなかつたらそこに陪席させる意味が

ありませんね。陪席させることによつて何か変化が起ころうとしているのか、それをまちやんと説明していただかないと。

きょうの報道では、竹中大臣が、銀行に対して過剰な関与はしない、こういうことを明言されました。過剰というのは主観的な判断ですか、金融庁は一体どうやつて責任をとるんですか。何の権限もない人がそこにいることによつて経営に対する影響を与えるということについて、金融庁はそれが正しい道だと思つているんですか。お答えください。

○伊藤副大臣 先ほどからお話をさせていただいているように、これは、特別支援という枠組みに入つた金融機関に対して陪席の検査官の常駐といふお話をさせていただいています。それで、そこで、委員が御心配されているのは、検査官が同席することによつて何か経営の方をゆがめるとか、そういうことではなくて、公的な関与を受けている金融機関に対して、私どもとして、しつかりとしたガバナンスを強化していくという視点の中で検査官を常駐させるということの意味といふものを考えていただきたい。それを、委員が御心配されているように、現行の法規の中でできるのかどうか、関係する法律にも十分留意しながらこの施策の実現可能性について検討していきたいというふうに思つております。

○佐藤(剛)委員長代理 わかりやすく説明してください。

○伊藤副大臣 私の説明がうまくないのかもしれません、今委員がお話しになられたように、特別支援という枠組みの中に入つた金融機関に対して、その金融機関が再生の道筋をしつかり歩んでいくよう、ある意味では日銀の特融を使い、ある場合には公的資金を投入するということになつてゐるわけでありますから、そこで法令違反等の事態が起きないように検査官を陪席させると、そのことでガバナンスを強化するということができないかどうか、そういう意味で検討をさせていただいているということがあります。

○永田委員 今、法令違反のことが起こらないようにするために金融庁の役人をそこに陪席させる、そういうお話をしました。しかし、法令違反のよ

うと、僕はそれは微妙な問題だと思うんです。いいですか。金融庁は、確かに金融機関に対する監督権を持っています。ですから、健全に、金融システムが破壊されないように金融機関が企業として経営されていること、運営されていくことは、それはとても大切なことです。そのため

過剰な関与はしない、こういうことを明言されています。過剰というのは主観的な判断ですか、どこまでを過剰だという人は人によって違うのかもしれませんけれども、しかし、経営者会議に役人が陪席をするというのは、僕はすごく大きなプレッシャーになると思うんですよ。どんな人だって、始終後に警察官がついて回られたら、それは生活に影響を受けますよね。それは、違法なことがあつちやいけないのは当然ですよ。人間だから違法なことをやつちやいけないのはそれは当然ですけれども、だけれども、だからといって警察官が常に後ろについていていいというものでもないでしよう。そういう話なんですよ。一体どういふような効果をねらおうとしているんですか。改めて、そこに絞つてお話をしてください。

○佐藤(剛)委員長代理 わかりやすく説明してください。

○伊藤副大臣 私の説明が取り締まりをしたりする権限は、僕は金融庁の権限の中に含まれないと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○伊藤副大臣 繰り返しになりますけれども、金融庁が何か法律の枠組みを踏み外してということではなくて、繰り返しになりますけれども、今の現行法の体系の中で、そして関係の法律に十分留意をして、そしてこの問題の検討をしていく

○永田委員 私の質問は、三回ぐらい同じ質問を繰り返さないと理解していただけないようなんですが、それともいいですか。金融庁は、法令をつくつてそれを運用していくことによって、金融機関を監督していく責務があると思います。しかし、一たび定めた法律に違反するような行為が行われているかどうかを調べたりあるいは違反者を摘發したりする権限は、僕は金融庁にはないと思うんですね。それは警察の仕事だと思うんです。法令違反に対する検査をしたりあるいは法違反だといつて告発をしたりする、起訴をしたりする、そういう権限は、僕は金融庁じゃなくて警察とか検察の仕事だというふうに思うんですけども、いかがでしようか。

○佐藤(剛)委員長代理 納得いくように答弁願います。

○伊藤副大臣 繰り返しで本当に恐縮でございま

法の体系の中でこうした方策が可能かどうか、今検討をさせていただいているところでございま

す。

○永田委員 ありがとうございます、委員長。すばらしい委員長の御指摘で、だんだん答弁が改善されています。かと/or思つたら、なかなかそうでもないんです。

本当に、もう、同じことを繰り返されるならば、それは私の質問に答える能力がないとは思えませんけれども、既に答弁したことと繰り返すだけで時間の浪費しようとしている、こう実に議事の運営を進めていきたいと思つていま

す。しかし、何度も、いかがお考えであります。しかしながら、気をつけてください。それは僕の責任じゃありません。僕の質問に対してもちゃんと答えることができれば、僕は誠実に議事の運営を進めていきたいと思つていま

す。しかし、何度も、いかがお考えであります。しかしながら、気をつけてください。それは僕の責任じゃありません。僕の質問に対してもちゃんと答えることができれば、僕は誠実に議事の運営を進めていきたいと思つていま

す。しかし、何度も、いかがお考えであります。しかしながら、気をつけてください。それは僕の責任じゃありません。僕の質問に対してもちゃんと答えることができれば、僕は誠実に議事の運営を進めていきたいと思つていま

す。しかし、何度も、いかがお考えであります。しかしながら、気をつけてください。それは僕の責任じゃありません。僕の質問に対してもちゃんと答えることができれば、僕は誠実に議事の運営を進めていきたいと思つていま

す。しかし、何度も、いかがお考えであります。しかしながら、気をつけてください。それは僕の責任じゃありません。僕の質問に対してもちゃんと答えることができれば、僕は誠実に議事の運営を進めていきたいと思つていま

す。しかし、何度も、いかがお考えであります。しかしながら、気をつけてください。それは僕の責任じゃありません。僕の質問に対してもちゃんと答えることができれば、僕は誠実に議事の運営を進めていきたいと思つていま

しないと言っている。

一体どういう方策でこの陪席ということをやろうとしているのか全く見えないんすけれども、どういう仕組みでやろうとしているんですか、説明してください。

○伊藤副大臣 まさにその仕組みのところについて、特別支援の枠組みそのものについても今検討をいたしているところでございます。その中で、繰り返しになりますけれども、今ある現行法の体制、関係の法律に十分留意をして、先ほどお話をさせていただいているように、危機管理体制の強化、そして、経済の底割れが起きないような形でこの仕組みというものを導入していきたいというふうに思っております。

○永田委員 要は、この金融再生プログラムといふのはその程度の技術的な検討も終わっていないだけです。これを見て、工程表が出る前に、不良債権処理を上積みしようということで、きのうの銀行の中間決算でも既に積み上げをしているわけですよ。株価にも少なからぬ影響が出ているわけですね。しかし、何か副大臣の話を聞いてみると、法的な、技術的な検討もまだ終わっていないふうに考えていいわけですか、教えてください。

○伊藤副大臣 この再生プログラムは、いわゆる基本的な方向性を打ち出すためにこの再生プログラムというものを作成させていただき、公表をさせていただいたわけあります。今、委員が御質問されておられる特別支援といふのは、先ほどから御説明をさせていただいているように、危機管理体制を強化していく、そして、経済の底割れを起こさない、そのため日銀

と政府との協力体制というものをしっかりと確実化して、特融というものを使つて流動性を確保し、

必要があれば公的資金を投入していくということをいたしました」ということでござります。

○永田委員 いいんですよ。何か方針を、金融システムが破綻しないようリスク管理を強化して、日銀の特融なども視野に入れながら、景気の底割れをしないように万全をとつていく、そういう話だったら、その数行だけ書いてあれば、ああ、そういうことなんだろうなと僕らも思うけれども、具体的な方策が書いてあるわけですよ。そのうちの少なからぬ部分が実現可能かどうかも検討できていないということを先ほどから、今検討しているということは、まさに検討が終わっていないということですね。先ほどから繰り返し繰り返し、僕はもうこれ以上繰り返す必要はないと言つても繰り返したがるぐらいに検討はしているとおっしゃっているわけですから、きっと検討はまだ終わっていないんでしょう。

こんな、技術的な検討が終わっていないようなものを世の中に投げていいんですか。それは僕は非常に無責任な姿勢だと思うんですけども、実現できないものが含まれていた場合には、金融庁はどういうふうにして責任をとるんですか。

○伊藤副大臣 今お話をさせていただいたように、この再生プログラムは、基本的な方向性を打ち出させていただいたものであります。そして、この特別支援というのは、政府と日銀が一体となって万全な危機対応をしていくということで、この枠組みを整備していくという考え方を打ち出させていただきました。

その整備をしていくに当たって、具体的に、日銀の特融による流動性の対策をしていく、必要な場合には預金保険法に基づく公的資金の投入をしていく、そして、検査官の常駐的派遣ということを検討していくといふことでお話をさせていたたいています。

なぜ検査官を常駐的に派遣をさせるのかという

ことにつきましては、先ほどお話をさせていただいているように、ガバナンスをしっかりと強化していく

いくという枠組みの中で、ある意味では公的な関与をしながら銀行の再生というものを実現していくかどうかということを今検討させていただいているということでございます。

○永田委員 聞いていないことを何度も繰り返して時間を浪費するのはもう本当にもったいないと思うんです。では、違う部分に行きます。

僕は、前回の財務金融委員会の質問の最後に、これは通告とはちょっとずれますけれども、多分、副大臣も相当な関心があつてお聞きになつていただと思いますから聞きますけれども、銀行が持つてある国債の額がとんでもない額になつてゐることを僕は金融担当大臣に、竹中さんに指摘したんですよ。

つまり、どういうことかというと、今、八十兆の国債を金融機関が保有しているわけですよ。株も大量に持つていてるわけですが、株価がマーケットで上下する、それによつて自己資本の額が変わることによって銀行の経営に影響が出来る

ようなことがあつてはいけないということで、株価の持ち高は規制をしているわけですよ。しかし、国債も価格が上下するんですね。株価だけを見ていよいのかという問題があつて、株価は価格が上下するから余りたくさん金融機関が持つてゐるのはけしからぬということであれば、国債も余りたくさん持つていてはいけないんじやないかというふうに僕は思うんですね。だって、株価の変動率と国債の価格の変動率というのは、実はそんなに変わらないんですよ。

そういうことを考えると、国債の持ち高はある程度規制るべきだと僕は思うし、もつと言ふと、不動産を担保にする融資は法律で上限が決められていて、株式を持つ上限も法律で決められるという話になれば、青天井で金を突っ込める資産は国債だけなんですよ。だから、国債をあんなに

買っているわけですね。しかも、リスクウエートもゼロですよ。

そこで、僕は前回、竹中大臣に、これはおかしいんじゃないですか、金融マーケットがめぐんでいたいたたかんに買えるのはおかしいんじやないですかと、申しあげたら、確かに不健全な結果になつて、不健全な状態にあるとおられたと思いますよ。

そこで、そういう合理的な判断の結果招いていた状態がある。その状態を竹中大臣は、不健全な状態だと言いました。つまり、僕はこれは制度が健全なんじゃないかと思っているんですね。だから、制度があつてその結果合理的な判断をしたら、そうしたら不健全な結果が生じたんだつたら、それは制度が不健全だと言わざるを得ない。

この不健全な制度を直すつもりはありませんかという質問をしたいんですけども、いかがでしょうか。通告にないで、それはルール違反だというふうに思いますが、どうもお任せします。

○伊藤副大臣 今の問題は、それぞれの金融機関のリスク管理の判断の中で対応されているというふうに思います。

恐らく、竹中大臣が御発言をされましたのは、これから金融機関に果たしていただきたい役割の中でのリスク管理の判断の中で対応されているというふうに思います。

○伊藤副大臣 今の問題は、それぞれの金融機関のリスク管理の判断の中で対応されているとい

ではないかというふうに思つております。

○永田委員 事情はわかつてゐるんですよ。ですから、それはそれでいいんですけども、問題は、今ある制度に従つて合理的な判断をしたら不健全な結果が生まれているわけですから、それは制度が健全だというふうに判断するのが僕は普通だと思うんですね。

その制度を健全な形に戻していくと、どうやる考え方の方はありませんかといふうに申し上げています。あるいは、不健全な制度を健全なまま放置するおつもりなんですかということなんですかけれども、いかがでしょうか。

○伊藤副大臣 そういう意味では、今回の再生プログラムが、今お話をさせていただきたように、金融機関の信用創造をしていく機能、資金仲介機能というものをより質の高いものに上げていただきたい、強化をしていただきたいということで再生プログラムを公表させていただいておりますし、私たちの思いもそこにあるわけでありますから、そうしたことを通じて、資金仲介機能の強化を実現していただきたいということでおられます。

○永田委員 でも、それは無理なんですよ。だって、国債に八十兆からの金が張りついているんですよ。これを融資に回そうともしないわけですよ。それを合理的なポートフォリオの判断の結果であるというふうに金融庁はとらえている。確かに、今ある現行制度の中だったら、銀行がそういうふうに走るのは当たり前ですよ。だって、リスクウエートがゼロなんだもの。貸し出しをしたら少なからぬリスクウエートがかかつてくる。それは、中小企業とか、要するに相手の財務内容とかにもよりますけれども、少なからぬ部分がかかるべきちゃう場合もあるわけですよ。一体、今の環境の中で、リスクウエートがゼロの資産と、リスクウエートがある資産、ゼロではない資産とどっちの方を選ぶかといつたら、それは銀行は当然国債を選びますよ。

だから、金融仲介機能を發揮してほしいという

ならば、むしろ国債に余り現金を張りつけていいいけない、金融機関は余り国債を買つちやいんないといふ方向に歯どめをかけていかなければいけないんじゃないのかなどいうふうに思うんです。

それは、何もリスクウエートをいきなり一〇とか二〇とかにしろという話じゃありませんよ。例えば、一金融機関当たり自己資本の何%までは国債を持つてもリスクウエートはゼロにしてあげるけれども、そこから先は一〇にするよとか、そこから先は二〇にするよとか、そういうように段階的に引き上げていく方策もあると思うし、僕は、青天井で国債を持っていて、幾ら持つてもリスクウエートがゼロだというのは放置できない状態にあるというふうに思つておらず、いかがお考えでしようか。

○伊藤副大臣 今の委員の御指摘は、私どもとして受けとめさせていただきたいというふうに思いますが、ただ、私ども、現在の時点では、何か委員が御指摘のような形で制限を加えるとか、あるいは規制をしていくということは考えておりません。私どもからすれば、やはり不良債権問題を正常化して、そして、金融機関がリスクをとつて、リスクに対応して貸し出しをしていく、信用創造していく、そういう方向にぜひ向かっていただきたいというふうに思つております。

○永田委員 では、別に切り口から質問したいんですけども、株は保有できる上限を法律で決めますけれども、株は保有できる上限を法律で決めたわけですね。実際に証券等買い取り機構みたいなものを作つて、あるいは日銀が銀行から株を買うなんということも言つていいわけですよ。

一方で国債は制限を加えていないんです。だから、よく役所は、今でも金利がこんなに低く、そういうふうに思つておられます。だから、国債の利回りが低いんだから、それにはつまりマーケットはもつと国債を買いたがつているんだといふような説明をしますけれども、そういう性質が違うから国債は制限をしない、株は制限をするという制度上の差がついています。

○伊藤副大臣 これは、基本的にはそれぞれの金

融機関のリスク管理の中での判断がなされているわけでありまして、委員は、今回、株の持ち合い

という日本の独特的構造の中で、株に対する制限をするということをやつていてるんだから、国債についてもというお話をうけたけれども、私は、今の段階では国債についてどうこうすると

いうことは考えていない。

そのことよりも、不良債権問題というものを何としても正常化させていく、そのためには、金融と産業の一体的な再生の中でこうした問題を解決していくみたい。そのことによって金融機関に本来の審査能力というものを強化していただき、リスクに十分対応できるような経営のあり方というものに向かって経営の改革をしていただき、信用創造というものをぜひ今まで以上に發揮していただきたいというふうに思つております。

○永田委員 僕も、金融仲介機能はしっかりと規制をせんといふふうに思つておりますが、繰り返しになりますが、現時点でそうした何か国債

創造といふふうに思つております。そこで、私どもとしましては、そうしたことも受けとめていきたいというふうに思つておりますが、繰り返しになりますが、現時点でそうした何か国債

創造といふふうに思つております。

○伊藤副大臣 ある意味では、日本の金融市场と

いうものをどういう形でより活性化させていくか

ということについては、やはり総合的な視点が必

要だというふうに思つております。

今段階では、大変恐縮ですが委員と意見が必ずしも一致しないというところがございますが、

委員から重ねて御指摘をいたしておりますの

で、私どもとしましては、そうしたことも受けと

めでいきたいというふうに思つておりますが、繰り返しになりますが、現時点でそうした何か国債

創造といふふうに思つております。

○伊藤副大臣 ある意味では、日本の金融市场と

いうものをどういう形でより活性化させていくか

今すぐにはやれといふのは大きな制度の変更になりますからちょっと無理かもしれませんけれども、いずれの日か必ずそれをやらなければいけない

課題であるというふうな認識を持つていただきやすく、最後に一言いただけないでしょうか。

○伊藤副大臣 ある意味では、日本の金融市场と

いうものをどういう形でより活性化させていくか

ということについては、やはり総合的な視点が必

要だというふうに思つております。

今段階では、大変恐縮ですが委員と意見が必ずしも一致しないというところがございますが、

委員から重ねて御指摘をいたしておりますの

で、私どもとしましては、そうしたことも受けと

めでいきたいというふうに思つておりますが、繰り返しになりますが、現時点でそうした何か国債

創造といふふうに思つております。

○伊藤副大臣 全く通告もない質問に誠実に対応していただいた渡辺君を初め先輩方には、本当にありがとうございました。これで質問を終わりたい

と思います。

郵貯、簡保の資金が、何百兆の単位で国債を買つてくれるわけですよ。あるいは、銀行も制度上青天井で国債を持つようになつてゐるわけですね。そういうふうに、国債というのは、経済学の世界でいえば、非常に有利な資産、要するに、買つてもらいやすいという意味で有利な資産といふふうに制度上なつてゐるわけですね。

だから、よく役所は、今でも金利がこんなに低く、そういうふうに思つておられます。だから、国債の利回りが低いんだから、それにはつまりマーケットはもつと国債を買いたがつているんだといふふうな説明をしますけれども、そ

うじやなくて、こんなにもたくさんの国債が円滑にマーケットで消化されてしまふほど金融マーケットがゆがんでるんですよ。株や土地と比べて、国債というのは違つた取り扱いをされている

ということなんですね。それを放置しておくといふのは、僕はちょっと暴論だと思います。

○佐藤(剛)委員長代理 午後一時十九分開議

○佐藤(剛)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○山花委員 民主党の山花郁夫でございます。

午前の質疑の中でも、会社更生法の関連で、

労働債権の保護についての議論がございました。

そこで、厚生労働省にお伺いしたいですけれ

ども、賃金確保の手段として賃金不払い罪というものがござりますけれども、この賃金不払い罪での送検事件数は年間どれくらいでしょうか。ま

た、ここ十年でどれぐらいの推移をしているので

京労働局管内の件数とか、あるいは東京労働局では十五件ということになつております。

○青木政府参考人 賃金不払いに関する送検件数は、平成十三年、一番最近で、全国で五百八件、

東京労働局では十五件ということになつております。

それで、過去十年間の状況でございますけれども、平成四年から全國で順次申し上げますと、百十四件、二百四十二件、二百五十三件、三百十二件、三百二件。平成九年からは二百九十六件、三百五十二件、四百一件、四百八十六件、そして平成十三年、五百八件ということになつております。

それから、東京労働局では、平成四年から四件、十一件、十一件、十六件、十件。平成九年からは十八件、十七件、五件、八件、そして平成十三年、十五件という状況になつております。

○山花委員 平成四年が百十四で、平成十三年が五百八ですから、大変ふえてきているわけでありますけれども、厚労省としては、この賃金不払いの事業について、労働者の権利救済の観点からどのように態度をとるべきであるとお考えであります。

○青木政府参考人 労働者及びその家族の生活にとって非常に大きな影響がござりますので、従来から厚生労働省として情報の早期把握に努めております。そして、労働基準法に照らしまして問題が認められる事案を把握した場合には、その是正に向けて必要な指導を行なうなど、速やかな解決に向けた的確かつ迅速な対応に努めているところでございます。

それから、行政指導にとどめるべきでない重大な法違反については、司法処分を行つて、厳正な対応を行つておられます。

○山花委員 法務省 檢察庁にお伺いしたいと思ひます。

賃金不払い罪での起訴率というのがほかの犯罪に比べるとやや低いように感じられるのであります。

すけれども、これは一体どういう事情によるのでしょうか。

また、労働基準監督署から賃金不払い罪での送検があつた場合、厳正に処理すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○樋渡政府参考人 お尋ねの点につきましては、検察におきまして、一般的に賃金不払い事件の起訴に消極的ということではございませんで、各事件ごとの具体的な状況にかんがみ、法と証拠に基づいて厳正に対処していると承知しております。

全体的に、道交法を除く全刑事事件の起訴率は、今覚えておりますところで大体二十数%弱、言いしかえますと、四分の三は不起訴処分になつてゐる。これは、我が国には起訴猶予制度があるわけございまして、各般の事情、事件ごとの事情に基づいて検察官が処理しております関係で、必ずしも起訴をしていないから消極的だとか、そういう対応にはなつてないというふうに思つております。

○山花委員 賃金確保の観点からすると、賃金不払い罪というのは、払えという促進の面からすると一つの制度だと思いますけれども、これがすべてではないと思いますし、また実際払えないケースもあるわけであります。このために賃金の立てかえ払いの制度といふものがあります。

厚生労働省にお伺いしたいのですけれども、会社が倒産して未払いの賃金であるとか退職金がある場合、あるいは賃確保法に基づく賃金立てかえ払いの処理がおくれていてるというケースの話を聞きます。特に法律上の倒産でないようなケースですけれども、私が聞いたケースですと、六ヶ月ぐらいかかるといったケースもあるようです。それから、行政指導にとどめるべきでない重大な法原則とも五原則ともいいますけれども、確定日払いであるとかそういう趣旨からすれば、やはり早急に立てかえ払いについても処理すべきであると思いますが、実際に立てかえ払いがなされるまではどれぐらいの時間がかかるものなんでしょうか。

○青木政府参考人 今委員まさにおっしゃったよ

うに、事案により状況はさまざまですが、対応ができるで、一概には申し上げられませんが、労働福祉事

業団に申請がなされてから支給されるまでに要する時間はおおむね一ヵ月から三ヵ月程度ということがあります。

○山花委員 ところで、今、会社更生法の審議をしておきますけれども、更生法のケースでも破産手続に移行するケースがございます。そこで、破産宣告があつた場合、例えば賃金立てかえ払いの請求書のペーパーがありますけれども、その請求書の額は証明については、もちろんそれは両者が書くケースがあるのですが、一般論として申しますと、破産手続に移行したケースでは破産管財人が使用者たる立場に立つと承知をいたしておられますので、賃金の証明については破産管財人の方が書くといふふうになると思うのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○青木政府参考人 破産宣告があつた場合の立てかえ払い制度に基づく証明書、未払い賃金の額の証明は、おっしゃったように、原則として破産管財人が行うということです。

○山花委員 これはこの委員会でも今まで、破産管財人がいろいろな人がいて、人を得ればいいんだけれども、中にはちょっと困った人もなんといふ話も出てきたような記憶がござりますけれども、中にはやはり困った人がいるケースもあります。

最高裁にお伺いしたいと思いますけれども、裁判人が行うということです。

○山花委員 これはこの委員会でも今まで、破産管財人がいろいろな人がいて、人を得ればいいんだけれども、中にはちょっと困った人もなんといふ話も出てきたような記憶がござりますけれども、中にはやはり困った人がいるケースもあります。

最高裁にお伺いしたいと思いますけれども、裁判人が行うということです。

○千葉最高裁判所長官代理人 委員御指摘の書物の前書きには、東京地方裁判所民事第二十部の裁判官には一方ならぬ御配慮をいたいたという記載がありますが、具体的にどのような関与をしたかについては把握してございません。

○山花委員 それはそれでそういうことなんだと思うのですが、ただ、この本には、破産管財人は団交に応じなくていいような旨の注釈がされているのですけれども、どうも實際に出ている命令等と比べますと、ちょっと違つたかなと。

確かに、最高裁で類似のケースで否定した事案があるのはあるんですが、それは具体的なケースで、この事案ではだめよという話をしたというこ

ておりますので、そのような方法で対応ができるかと思います。

○山花委員 一般論としてはそのとおりだと思いますが、ただ、監督署の方でもぜひ調査のところでも実はよくわからないケースがあつて、というのを、例えば、残業をしたかしなかつたかというところについて、自分自身ではそれが認められていておきますけれども、労働者の賃金といふのは、例えれば、賃金立てかえ払いの請求書のペーパーがありますけれども、その請求書の額は証明については、もちろんそれは両者が書くといふふうになると思うのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○山花委員 とにかく労働者側はよくわからぬ案件と聞いておきますけれども、その方にしっかりと調べをしていただきたいと思いますし、また監督署の方も、なかなか管財人がやつてくれないケースではしっかりとそこは調べてやついただきたいと思います。

○千葉最高裁判所長官代理人 委員御指摘の書物の前書きには、東京地方裁判所民事第二十部の裁判官には一方ならぬ御配慮をいたいたという記載がありますが、具体的にどのような関与をしたかについては把握してございません。

○山花委員 それはそれでそういうことなんだと思うのですが、ただ、この本には、破産管財人は団交に応じなくていいような旨の注釈がされているのですけれども、どうも實際に出ている命令等と比べますと、ちょっと違つたかなと。

確かに、最高裁で類似のケースで否定した事案があるのはあるんですが、それは具体的なケースで、この事案ではだめよという話をしたというこ

とだけでありまして、実際の業務と取り扱いが違
うような気がしております。
また、仮にそれに書いてあつたとしても、これ
は仮定の話ですので、裁判所の判事の方がそれに
ついて指導して、編集の際それでいいというアド
バイスをしたとしても、それがほかの裁判体や裁
判官を拘束するものではないと承知をしておりま
す。

ちょっと意地の悪い聞き方かもしませんけれ
ども、破産管財人は団交に応じなくてもいいとい
うような文書とか書籍、こんなものを最高裁が頒
布するなんということはないですよね。指導した
ことはないということを明確にお答えいただきた
いと思います。

○千葉最高裁判所長官代理者 我々で把握してい
るところでは、そのような書籍等を裁判所が公式
に頒布したということはございません。

○山花委員 最高裁さん、もう結構です。

厚生労働省にお伺いをしたいと思います。
今のが連なんですか、会社が破産宣告を
受けたようなケースで、労働者の解雇問題である
とか労働協約の履行問題、あるいは賃金や退職金
の支払いなどにつきまして破産管財人に団体交渉
の命令が出ているケースがございますけれども、
この点については把握をされておりますでしょうか。

○青木政府参考人 御質問の件につきましては二
つあると存じております。

一つは、破産会社において労働組合や労働者が
存在する場合、破産管財人は財産管理を行う限度
において労働者の労働関係上の諸利益に対しして實
質的な影響力ないし支配力を及ぼし得る地位にあ
ることから、使用者と解することが相当であり、
団体交渉に応ずべきであるということが昭和五十
九年、大阪地労委から例として出されておりま
す。

また、破産宣告前になした解雇の撤回等を求
て団体交渉を求めた場合、破産管財人は、団体交
渉応諾義務を含めまして、その職務権限の範囲内

で破産会社の地位を引き継いでいるものと考えら
れ、解雇等の問題は経済的、管理的な問題に属す
ので、破産管財人は団体交渉に応じるべきとさ
れた例が徳島地労委から昭和六十三年に出でおり
ます。

○山花委員 今も御説明があつたと思うんですけど
れども、団交の相手方というのは、破産手続に移
行する前であれば、もともと会社が法人格を持つ
ケースでは労働組合という形になり、破産手続に
移行して破産管財人にすべての権限が移行した
ケースでは、實際は労働法の世界では破産管財人
が使用者たる立場に立つものだと私は理解をして
いるんです。

そこで、今お話をありました田中機械事件など
でもそうなんですか、破産宣告以前の退職
や解雇であっても、例えば退職金や解雇手当
が未払いであるというようなケースで、本来であ
れば、未払いのものについては恐らく団交の対象
とならないのでありますよう、そもそも払わない
きやいけないとということありますから。ただ、
そもそもその未払いのお金が、労働債権があるか
どうかということについて争いがあつたり、つまり
は存否についての争いがあつたり、あるいは未
払い賃金があるということは確定しているんだけ
れども、その支払いの方法、例えばもう破産手続
に移行していまますから、配当条件とかそういうこ
とにについて事実上交渉の過程では破産管財人に団
交のよな状態になるケースがあるわけでありま
して、田中機械事件なんかもそれに類する事件で
あつたと思います。

今おつしやいましたように個別具体的にはいろ
んなケースがあると思いますけれども、一般論
として伺いますけれども、破産管財人に団交の義
務があるというような一般的な理解でよろしいで
しょうか、厚生労働省。

○青木政府参考人 破産管財人は、破産財団との
間に労働関係が存在する労働者がその破産宣告後
における労働条件に関して団体交渉を求める場合
には、使用者として団体交渉応諾義務があるもの
と考へております。

○山花委員 もう一点伺いたいと思いますけれど
も、破産宣告前の会社との労働協約というものが
ありますけれども、この労働協約に破産管財人は
拘束されると理解してよろしいでしょうか。

○青木政府参考人 おつしやるとおりだと思いま
す。

○青木政府参考人 破産宣告前の事案といいます
か、未払い賃金等のものについては、破産法に基
づく手続によりその後処理されることになります
も、今度は破産管財人の問題について伺います。
破産手続に移行するときに、債権者が裁判所に

ので、その手続によらないで、破産管財人として
勞働者との話し合いによって処理することはでき
ません。そうしますと、破産管財人の方はどういった
届け出があるかという紙が手元に来るわけです。
人に団体交渉の応諾義務があるとするのは難しい
のではないかというふうに思います。

○山花委員 もう一回、ちょっとそこのところを
確認したいんですけど、個々の事案で実際地
労委などで認められているケースもあるんですね
が、一般的にということではなくて、個別の事案
に当たったときに団交義務があるケースがあると
いうお話をなるんでしようか、ちょっと確認をお
願いします。

○青木政府参考人 一般的には困難であると思
いますけれども、全くいかといふとそうとも言え
ないという意味で、委員おつしやったとおりだと
思っております。

○山花委員 では、そうしたら、一般的には難し
いということであれば、少し個別の話をさせてい
ただきたいんです。

先ほどの御答弁の中には、破産宣告以前の解雇
が争われているようなケースという御指摘があり
ました。そうであるとすると、ちょっと破産宣告
後のお話をしたいんですけど、破産管財人が解
雇したというケースでは、その解雇は団交の対象
となりますか。

○青木政府参考人 破産管財人は、破産財団との
間に労働関係が存在する労働者がその破産宣告後
における労働条件に関して団体交渉を求める場合
には、使用者として団体交渉応諾義務があるもの
と考へております。

○山花委員 もう一点伺いたいと思いますけれど
も、破産宣告前の会社との労働協約というものが
ありますけれども、この労働協約に破産管財人は
拘束されると理解してよろしいでしょうか。

○青木政府参考人 おつしやるとおりだと思いま
す。

○青木政府参考人 法務省にお伺いしたいんですけど
も、今度は破産管財人の問題について伺います。
破産手続に移行するときに、債権者が裁判所に

対して破産債権の届け出ということを行いますよ
ね。そうしますと、破産管財人の方はどういった
届け出があるかという紙が手元に来るわけです。
か、あるいはその中身について点検をするわけで
すけれども、その債権調査期日というのが、裁判
所で行われるときというのと、大体第一回の債権
者集会というのとあわせて行われるものと理解を
しております。

そこで、通常はその場で破産管財人が届け出を
見て、これは認める、認めない、認めないと言つ
たもの、あるいは認めると言つたものに異議が提
起されたりとか、その後のことはありますけれど
も、一回そこで振り分けを管財人自身はするわけ
です。そのときに、これは労働債権だけの話では
ないですけれども、あえて労働債権というテーマ
でやらせていただきたいと想いますけれども、破
産管財人は届け出がなされましたが賃金などの労働
債権についても調査する義務があると理解してよ
ろしいですね。

○房村政府参考人 御指摘のように、破産管財人
は、破産手続で債権の調査期日に届け出がされま
した債権の存否あるいは内容について異議を述べ
ることができます。

当然、その前提といたしまして、破産管財人と
しても、債権者が提出した資料及び自己が有して
いる資料、こういったものを調査いたしまして、
必要があればさらに調査をした上で、債権の存否
または内容についての調査を行うということが制
度上予定されていると想えております。

○山花委員 先ほども、破産管財人が証明書を記
載しない場合どうするんだという質疑をちょっと
聞いておられたと思うんですけど、同じような
話がありまして、労働者側に労働債権の届け出
についての立証の資料というのがある
わけです。

普通に働いていて、ある日突然会社がつぶれ
ちゃつたなんという話を聞くわけですが、あえてつ

ぶれたと申しますが、つまりは、普通に働いていける人は、それが会社更生なのか民事再生なのか何だかわからないです。つぶれちゃったということでお金を払ってもらえるのか、そういうことになったときに、よっぽど、タイムカードか何かを自分でコピーして、あるいは出勤表なんかを全部コピーして手元で持つていて、自分の本来の給与額がこれぐらいで、残業の申請もすれば会社は普段これぐらい認めてくれて、こういう言い方は微妙ですけれども、やつた分は本当は払わないといけないですから、ということははつきり手元に資料があればいいんだけれども、普通はそこまでやつてないですね。

よっぽど途中で、何か組合からこういうことをやつた方がいいぞという話があつたり、あるいは弁護士さんがついていたりすればやるでしようけれども、普通は途方に暮れてどうしようか態であるするするといつてしましますから。後から弁護士さんなんかがついてちゃんと手続をやってくれるということになつても、今月本来もらうべき金額は一体幾らだつたんだろうかという資料が手元にないことが多いわけです。

そうすると、本来であれば、逆に破産管財人の立場からすれば、そういうものを持ってきてくれれば、届け出について、ああ、さようですかと認めやすいんですけれども、ないケースというのもあるわけですね。

少し命題として置きかえて質問しますが、労働者が労働債権の届け出をするに際して、立証資料というものを添付する必要があるでしょうかといふのが一点。そして、今申し上げましたように、実際はないケースが多いわけで、そういう場合にも労働者は立証資料の添付をしないと認めてもらえないという話になるんでしようか。

○房村政府参考人 破産法では、御指摘のように、債権を届ける場合に証拠書類を添付するということを求めております。

しかしこれは、手元にある、提出できる証拠書類を添付しろということを法は予定しているわけ

でありまして、御指摘のような証拠書類がない、そういう場合には添付のしようがありませんの段これがぐらい認めてくれて、こういう言い方は微妙ですけれども、やつた分は本当は払わないといけないですから、ということははつきり手元に資料があればいいんだけれども、普通はそこまでやつてないですね。

それから、そういう証拠書類がついていない債権についての扱いですが、これはもちろん、証拠書類があればそれを検討して容易に認否ができるますが、ない場合であつても、ないというだけで否認するということは考えられないわけでありまして、破産管財人としては当然、会社を管理しているわけでありますので、その管理している会社にある資料で判明する限り認められるものは認められる、こういうことになろうかと思います。

○山花委員 つまり、立証資料の添付がなくて

本來はこうではなくて、破産管財人の方で調べていただく。個々のケースもあるでしようから、持つていれば出してちょうだいね、そういう協力をしましようという話とは別に、ないときには結構届け出を認めないという措置をしてはいけないのであって、破産管財人の職務として調査を行るべきだという御答弁だったと思います。

今回、ちょっとこの問題ではつきり確認をしておきたかったと申しますのは、ここのこと、こういう破産手続というのがふえてきている反面、どうも管財人がそういう職務になれていない方も結構いらっしゃるやに聞いておりまして、誠実にやつてくださっている方はもちろんたくさんいらっしゃるとは信じたいんですけど、どうも管財人がそういう職務になれていない方も多いケースもあつたり、あるいは今申し上げましたように、労働債権の届け出があつて、資料を持つてこいというようなことをむしろ管財人から弁護士さんに言うケースがあるんですね。

一応紹介をしますと、つい最近でもあつたんすけれども、前略ということで、破産株式会社、名前は伏せますが、仮にS社とします。「Sの破産管財人として以下のとおり御連絡いたします。平成十四年五月二十八日付で破産債権届け出書を提出されていますが、退職金の基準となる在職期間がいつからいつまでで、かつ数式の根拠を資料(退職金規程等)を添えて書面でお送りください

い。」ということで、退職金規程なんてそんなのは会社側が本来持っているものだと思うんですけども、「なお、破産会社の従業員は、いずれも厚生基金に加入しており、退職金の支給は前記基金によってすべて賄われることが予定されており、これまでだれ一人として退職金についての債権届け出をさせていませんでした。しかるに、今日、貴殿に限って債権届け出をされたのはなぜか、その理由をあわせて、同書面にて御説明お願い申し上げます。」と。

何か随分偉そうな感じもするんですけども、本来はこうではなくて、破産管財人の方で調べていただく。個々のケースもあるでしようから、持つていれば出してちょうだいね、そういう協力をしましようという話とは別に、ないときには結構届け出を認めないという措置をしてはいけないのであって、破産管財人の職務として調査を行るべきだという御答弁だったと思います。

今回、ちょっとこの問題ではつきり確認をしておきたかったと申しますのは、ここのこと、こういう破産手続というのがふえてきている反面、どうも管財人がそういう職務になれていない方も結構いらっしゃるやに聞いておりまして、誠実にやつてくださっている方はもちろんたくさんいらっしゃるとは信じたいんですけど、どうも管財人がそういう職務になれていない方も多いケースもあつたり、あるいは今申し上げましたように、労働債権の届け出があつて、資料を持つてこいというようなことをむしろ管財人から弁護士さんに言うケースがあるんですね。

本來は、二十三日の新聞に、「革手錠され暴行されてしまった」ということで、また高松刑務所の件が出ているんですね。ちょっと読んでみると、「監獄人権センター」は二十二日、東京都内で会見し、高松刑務所を十七日に出所した元受刑者の男性が、刑務官ら十人に対する特別公務員暴行陵虐致傷容疑の告訴状を高松地検に郵送した、と発表した。刑務所内の待遇改善を求める手紙を同センターに送つたことで目をつけられ、革手錠による暴力で全治

一月を負った」と。証拠写真も公開しています。おなかのあたりをけがしている写真なん

ないというケースもありますが、こういう場合には、労働者がから公共職業安定所に対して確認の請求ができます。この請求に基づきまして、公共職業安定所長が調査をして確認をする。

それをもって離職票を作成するという手続になつております。

○山花委員 時間が参りましたので、ちょっと要望だけ申し上げておきます。

会社が倒産した場合に、本当に資金の確保といふのは、午前の質疑の中でも多くの委員の方が指摘されておりましたけれども、国税債権とかその他の債権にも優先され、最後は本当に早い者勝ちの中で落ち穂拾い的にやつていくしかないのが破産の実務で、その中で、本当に破産管財人がちゃんと一生懸命やつてくれる方であればいいんだけれども、労働債権というのはほかの大口の債権よりも優先され、最後は本当に早い者勝ちで、ちょっと今確認をさせていただいた次第であります。

もう一点、少し細かい話ですけれども、厚生労働省の方にお伺いします。

破産宣告がされて労働者が失業したとします。失業保険を受給するために離職証明というものが結構いらっしゃるやに聞いておりまして、誠実にやつてくださったと申しますのは、おおかしいと思いますので、もう面倒くさがられたり、そういうケースが多くあります。

あるようでございますので、特に厚労省は、監督署などについても今後ともしっかりと御指導いただきますようお願いを申し上げまして、質疑を終了させていただきたいと思います。

○佐藤(剛)委員長代理 次に、藤島正之君。

一度確認しておきたいと思います。

法案の内容に入る前に、法務大臣の見解をもう一度確認しておきたいと思います。

実は、二十三日の新聞に、「革手錠され暴行されてしまった」ということで、また高松刑務所の件が出ているんですね。ちょっと読んでみると、「監獄人権セ

ンター」は二十二日、東京都内で会見し、高松刑務所を十七日に出所した元受刑者の男性が、刑務官ら十人に対する特別公務員暴行陵虐致傷容疑の告訴状を高松地検に郵送した、と発表した。刑務

所内の待遇改善を求める手紙を同センターに送つたことで目をつけられ、革手錠による暴力で全治

一月を負つた」と。証拠写真も公開しています。おなかのあたりをけがしている写真なん

ですけれども、「告訴状によると、男性は昨年六月に待遇を相談する信書を同センターに送り、刑務官から何度もそのことで責められる発言をされた。同十月四日、別の受刑者とのトラブルを理由に保護房に連行され、「とことんやつてやる」などと言われて革手錠を締め付けられ、数人がかりで床に落とされた。革手錠の使用は二十六時間半に及んだ」「約五ヵ月後に高松地裁から認められた証拠保全手続きで撮影された写真には、けがの痕跡が残っている」写真ですけれどもね。「男性は十分な治療も受けなかつたといい、現在も片足を引きずるなどの後遺症があり、国家賠償請求訴訟を年内にも起す予定」だ、こういうことなんですが、それでも、若干割り引いたとしても、これは相当なものだなという感じがするんですね。

先般も御指摘しましたけれども、神戸刑務所長の件があつたんですが、またこういうのが出てきています。こうしますと、今もう立て続けに三件出

ておる。こうしますが、全国にこういうことが蔓延してゐるのかなと想像せざるを得ないような、そういう感じが実はするわけですね。

全く密室の中なのですから、人間関係というの

のは天と地みたいな差があるわけですね。つい最近、神奈川県警の捜査関係で暴力団の被疑者が自殺したという話があつて、自殺じやなくて警察官によるものじゃないかという話があつて、民事裁判ですけれども、結局、裁判所は、警察がやって

いることは何をやつているのか全くわからない、

信用できないということで、まあ折衷的な判断な

のか、要するに、警官による不意な暴発というよ

うな表現なんですが、本当のところは暴発じやな

くて射殺だったのかどうか、よくわかりませんけれども、要するに、密室の中でやられているわけですから、相手といいますか、国民側に非常に不利な状況になる。しかも、権力で、いろいろな手段があるわけですね。そうなりますと、この刑務所の問題も同じなんですか、国民から見

て、本当にそんなことをやられているのかなといふ不安、これは非常に大きなものがあると思う

です。これは刑務所だけじゃなくて、もうちょっと手前に戻せば、捜査の段階でも、警察でもそ

ですけれども、各地検でもそういうことが行われているんじゃないかな、そんな疑義も出てくるとい

うことなんですね。

こういうのを踏まえて、例えば、法務省なりが選んだ中立的な人にいろいろ巡回してもらつて

チェックをしてもらうとか、そういうことも含め何か改善した方が、長い法務行政の信頼という意味ではいいんじゃないかな。ここをいいかげんにごまかすと、かえつてそれは長い目で法務行政に

よくない、私はそういうふうに感じますか。

○森山国務大臣 御指摘の高松刑務所における件を含めまして、矯正施設におきまして刑務官によ

る暴行事件が発生しているという訴えが各地でいろいろと出ておりますことは、私も承知しております。もしそういうことが本当に事実だとすれば、まことに申しわけないことございまして、人権侵害という点からも絶対に許されないことだ

というふうに考えております。

先生も大変、刑務の仕事あるいは法務の行政全體に対する信頼ということを御心配いただいていると思つておりますが、私も非常にそのことが心

配でございまして、名古屋刑務所における事件の調査も既に指示しておりますが、この際、全国の矯正施設における処遇の実情を徹底的に調査し

て、真相を明らかにいたしまして、再発を防止する

おられます。

ただ、一般的に申し上げれば、やはり日本の会社更生手続の方が、アメリカのチャプターハーブ

ンの手続に比べますと、相当期間、時間を要して

いるというのが実情でございます。

○藤島委員 今回の改正はそういうのを踏まえていたというふうに思いますけれども、実態面からいってもかなり、極端に言いますと半分ぐらいで済んでいるというのもあるわけですね。

次が、取引先の中小企業、これが、本当にこんな状況ですと大変なんですね。その点、今回の手

続は、これまでの手続との差、どういう配慮をしているのか、御説明ください。

なお、高松刑務所の件を含めまして、訴えがなされたものについては検察庁において適正な検査がなされるというふうに考えております。

十分注意して対処していくべきだと思っておりま

す。

○藤島委員 我が国は本当に、民主主義国家として非常にいい国だと私は確信をしているんですけどね。そういうことからも、徹底的にこの件は調査

して、きちっとした結論を出していただきたいと要望しておきます。

それでは、法案の内容について、前に引き続

き審議させていただきたいと思いますが、会社更生手続とアメリカ連邦倒産法のチャプターハーブの関係ですけれども、平均の処理期間というの

期間でございますが、一九八〇年代の事件を見ま

すと平均大体三十三ヵ月かかつておりました。これが、九〇年代に入りますと二十八ヵ月と相当の短縮がされております。

一方、アメリカについて見ますと、これは、一九八九年の調査によりますと約十九ヵ月、そして

言われております。ただ、アメリカの事件の申立ての中には、いわゆるプレパッケージという、当事者間でほぼ話がつきまして計画も固まつた後

申し立ててすぐ処理してしまう、こういうものも含まれた全体の数字でございますが、そういったプレパッケージを除いた事件の処理期間を見ると、

最近でも十八ヵ月から二十四ヵ月程度、こういう報告もございます。

ただ、一般的に申し上げれば、やはり日本の会

社更生手続の方が、アメリカのチャプターハーブ

ンの手続に比べますと、相当期間、時間を要して

いるというのが実情でございます。

○藤島委員 今回の改正はそういうのを踏まえていたというふうに思いますけれども、実態面からいってもかなり、極端に言いますと半分ぐらいで済んでいるというのもあるわけですね。

次が、取引先の中小企業、これが、本当にこんな状況ですと大変なんですね。その点、今回の手

續は、これまでの手續との差、どういう配慮をして

いるのか、御説明ください。

○房村政府参考人 会社更生法におきましては、やはり取引先の中小企業の保護ということを当然

念頭に置いております。会社更生の手續が始ま

まして、更生債権の弁済が禁止されますので、そ

のまま手当をいたしませんと、取引先、特に中小企業が連鎖倒産をしてしまう、こういう危険性が高いわけであります。

そういうことから、従来から設けられておりま

す制度としては、取引先の中小企業に対する弁済を可能にするということで、更生会社を主要な取

引先とする中小企業が更生債権等の弁済を受けなければ事業の継続に著しい支障を來すおそれがあるときは、裁判所は、更生会社の資産状態、当該

中小企業との取引状況等を考慮して、その弁済を許可することができる。こういう制度を従来から設けているところでございます。当然のことながら、今回もこれは維持しております。また同じよ

うに、少額の弁済に關しましては、従来から、少額債権について弁済をすることが更生手続を円滑に進行するということに資する場合には、この弁

済の許可ができるという制度がございます。

これらに加えまして、今回新たに、やはり少額債権につきまして、少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を來すときは、更生計画認可前でも裁判所の許可を得て弁済することができます。さらに弁済できる機会をふやしておられます。これらを活用することによりまして、連鎖倒産の防止ができるのでは

ないか、こう思つております。

また、中小企業の有する更生債権は少額のことが多いわけでございますが、そういう少額の更生

債権等につきましては、更生計画を定める場合に、債権者間の公平を害しない範囲で、弁済率や

弁済時期等の点で優先的な取り扱いをすることが許容される。こういうことになつておりますの

で、これらを活用すれば保護が図れるのではない

か、こう考えております。

○藤島委員 更生会社の方を円滑にするという意味で弁済を図れるというのを中心で説明されまし

たけれども、それはちょっと次元が違う話だらう

と思うのです。

一緒に聞きたかったのは、連鎖倒産の防止につ

いて、今説明ありましたが、連鎖倒産は本

本当に大事なことなんですが、説明以外に何かほかにありますか。どうですか。

○房村政府参考人 連鎖倒産の防止としては、ただいま申し上げましたような弁済をするというこ

とによる形が中心でございます。その他の少額弁済も、要件としては確かに連鎖倒産防止が直接の要件にはなっておりませんが、これを活用するこ

とによって、中小企業が弁済を受けて更生手続開始の影響をできるだけ軽減する、こういう意味で役に立つ、こういう趣旨で申し上げたわけでござります。

○藤島委員 中小企業だけじゃなくて、取引関係がかなり大きい関係になっていると、連鎖倒産といふことはかなり大きいところでもあり得るんですけども、そういう点については、今回は特段の配慮はなされていないということですね。

○房村政府参考人 御指摘の点につきまして、今回の改正で特に変わった点はございません。

○藤島委員 それでは、次に移りますが、株主の責任ですね。やはりこれは債権者に大変な犠牲を強いられるわけですね。恐らく九五%ぐらいカット、残りの五%を十年あるいは十五年返済というよな。ふだん、倒産までわからなかつたような債権者が急にそういうふうになつておりますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、会社更生手続では、債権者についての権利変更を行つて、多くの場合、相当の割合の債務免除を得るわけでございます。当然、そうであれば株主についてもその権利について制約を図らないと公平を害する、こういうことになります。

この点について、会社更生法では、株主の権利については更生債権者等の権利よりも劣後的な取り扱いをしなければならない、こういうことを明記しておりますので、会社更生計画を立てる場合には、必ずその株主の権利を消滅あるいは減縮させるという権利変更が必要となります。実務的に

は、債務超過の状態にある更生会社の場合には一〇〇%減資をしまして、従来の株主の権利はゼロにしてしまう、その上で新たに資本を充実させます。

○藤島委員 ということは、法律上の規定じやないけれども、実際には一〇〇%減資で一〇〇%責任をとる、こういうふうに理解していいんですか。

○藤島委員 これは、もちろん個々の会社の内容にもよるわけですが、一般的に、一〇〇%減資ということが行われている例が多いと承知しております。

○藤島委員 新たな規定を設けなかつたけれども、現実に今、大体そういうふうに行われているので同様に行われるだらう、こういうことですね。

それではもう少し、今度は、細かいんですけれども、文書の開示制度ですね。十四条とか十五条があるんですが、これは、今回のいろいろな意味での手続の透明化という観点から非常にいいことだ、こう思つんですが、これについて説明をしてください。

○房村政府参考人 御指摘の事件関係文書の開示の制度でございますが、これは、まさにおつしやられたように、手続を透明化するということでつくったものでございます。

これは、倒産処理手続におきましては債権者等の利害関係人の手続関与を実質的に保障する、そして、その利益を適切に保護する、こういうことが必要になるわけございますが、そのためには、裁判所に提出された事実関係文書等の開示の制度を整備する、それを利害関係人が見て適切に判断をして行動していくなどということが何よりも必要だらう、こういうことから、従来、規定上は、裁判所の判断で制限が現実に行われて、本当に欲しいものがなかなか手に入らないとか、あるいは、申し込んでから本当に手に入るまで大変な手間暇、時間がかかる、こういったことが現実にあるわけですね。この点について、きょうは最高裁を呼んでいませんけれども、法務省として、そういうことのないように協議をしていただきたい、こう思います。

それから次に、今回新しく、書面による議決権行使、これは具体的にはどういうふうなことをイメージしているのか。今、ITとか何かいろいろありますね。そういうのを含めて説明してください。

そこで、裁判所に提出された事実関係文書等の開示の制度を整備する、それを利害関係人が見て適切に判断をして行動していくなどということが何よりも必要だらう、こういうことから、従来、規定上は、裁判所の判断で制限が現実に行われて、本当に欲しいものがなかなか手に入らないとか、あるいは、申し込んでから本当に手に入るまで大変な手間暇、時間がかかる、こういったことが現実にあるわけですね。この点について、きょうは最高裁を呼んでいませんけれども、法務省として、そういうことのないように協議をしていただきたい、こう思います。

○房村政府参考人 今回の改正で、手続の合理化

いろいろに際して足かせみたいなものがあつてはいかぬと思うんですが、その点についてどういうふうに考えていますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、文書の開示、閲覧、謄写の場合には、できるだけすべてのものを見せるということが望ましい姿ではあります。

しかし、同時に、会社更生関係は、会社の事業内容につきまして相当秘密の部分にわたる報告書等が裁判所に提出されることもございます。あるいは、関係する者の秘密が含まれる文書もございます。そういうものの保護も図らなければなりませんので、今回、規定上はやや複雑で、時期と閲覧を申し出る人との関係で要件等を個別に定めておりますが、これは、できるだけ多くの人に閲覧を許すという観点と、今申し上げましたような秘密保護、こういったものの調和を求めてこういう規定にしておりますので、裁判所において、この規定の趣旨を踏まえて円滑な運用をしていただけます。

○藤島委員 裁判所の判断の問題になるんでしょうけれども、意外と、規定があつても実際になると、裁判所の判断で制限が現実に行われて、本当に欲しいものがなかなか手に入らないとか、あるいは、申し込んでから本当に手に入るまで大変な手間暇、時間がかかる、こういったことが現実にあるわけですね。この点について、きょうは最高裁を呼んでいませんけれども、法務省として、そういうことのないように協議をしていただきたい、こう思います。

○房村政府参考人 現行の会社更生法におきまし

ては、更生会社の業務及び財産の状況を把握する必要があるということで、管財人に更生会社についての調査権限を与えております。

ところが、大規模な株式会社が倒産した場合に、過去の例を見ますと、グループ企業間で不適切な経理処理が行われたり、あるいは、グループ企業を通じて資産隠しが行われている、こういうような事例も少なくない。こうしたことから、子会社等に対する調査権限を管財人に与えるべきだ、こういう指摘がございました。また、株式会社につきまして、商法あるいは商法特例法に基づ

んですね。その運用に係る指針といったようなものを何か考へておられるのかどうか、それはもう運用だからお任せだというのか、その辺について伺いたいと思います。これは裁判所の方になるのかもわからませんけれども、法務省として何かそういうことを考へておられるのかどうか。

○房村政府参考人 基本的に、営業譲渡につきましても、御指摘のように、運用がどうなるかといふこと、その場合の指針とくどうな点は問題にならうかと思います。

ただ、その点、裁判所の運用ということになりますが、基本的に相当数の事件が東京、大阪に集中して処理されております。その中で、裁判体としてはおのずから基準的なものが、指針が内部的にできているように思われますので、今後もそのような形で運用の適正を図っていくといふことになるのではないかと思つております。

○藤島委員 何か指針を定めるような、そういう気持ちがあるのかどうか、あるいはもう現実に裁判所なりが判断するのに任すのかどうかですね。

○房村政府参考人 営業譲渡の許可等についての指針ということになりますと、これはやはり裁判所の判断ということになりますので、その指針等も裁判所において適正な処理のために内部的に検討されるということではないかと思つております。

○藤島委員 あと、労働関係で労働債権の問題、先ほども出ていましたので伺いませんけれども、やはり、税金あるいは社会保険の方が優先しているということは本当にどういうものかな。現実に首を切られていく人が、その前に何十日か働いた、もらえるはずのものが結果的にはほとんどもらえないで、税金とか社会保険の方が先に会社の方から取られしていく、これはやはり人道上の観点からも問題じやないか、こういうふうに思いますが、あえて答弁を求めませんけれども、ここはもう少し研究の上、何か現実的に救われるような措置、これを図つていただきたいな、こう思います。

それから、関連整備法がありますね、これによる整備の概要について説明してください。

○房村政府参考人 基本的には、会社更生法を準用しているものの整理というようなものがござります。それは各種の法律で非常に多く準用されておりますので、今回の全面的な見直しに伴つて必要な整備が多い。それからもう一点は、民事再生法につきまして、今回会社更生法でとりました新的な仕組みを再生法の方でも採用した方がいいと週の参考人質疑の際にも、その点が非常に心配だ、というものがございますので、その改正法に合わせて再生法を改正する。大きく分けますとこの二点が今回の整備法の主要な内容でございます。

〔佐藤(剛)委員長代理退席、漆原委員長代理着席〕

○藤島委員 今、最後に言われた再生法の一部正に及んでいる部分がありますが、主要なことを、どういう考え方でどういうふうにしていらっしゃるか。

○房村政府参考人 幾つかございますが、主要なものを挙げますと、まず、先ほど御説明をいたしました、少額の債権を弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来す場合の弁済の許可、これを再生会社と同じように再生会社に対しても適用する、こういう改正が一つございます。

それから、保全管理人が権限に基づいてした行為によつて生じた請求権を当然に共益債権とする。これは、従来は裁判所の許可を得ないと共益債権にならなかつたのですが、それを当然にする、こう今回の会社更生法の改正でいたしました。これを再生法でも同じようにいたしました。

それから、再生計画案決議のための関係人集会が開催された場合に、再生債権者が債権者集会に出席せずに書面等によつて議決権を行使することができる。これも今回会社更生法で新しく設けた制度でございますが、これを再生法でも同じような制度にする。このようなものが大体主なものでございます。

○藤島委員 もう一つ、今後、破産法等の見直しに絡んで、そちらの方でやろうといったことで今回盛り込まれなかつた部分があると聞いていますけれども、それはどういうものがあるんですか。

○房村政府参考人 破産法の整備の際の検討にゆだねられたものとしては、最も大きなものは、先ほど委員から御指摘がありました、労働債権、租税債権等を含む各種債権の優先順位、これがござ

います。これは現在、破産法の整備の中で検討を進めているところでございます。

それから、未履行の双務契約をどう取り扱うか、あるいは否認権の行使、否認をどうするか、こういうような倒産実体法につきまして、これも破産法の中で検討をするところで残されております。これらが一番大きな問題でございます。

〔漆原委員長代理退席、佐藤(剛)委員長代理着席〕

○藤島委員 先週の参考人質疑の際に、今後の問題として指摘された部分があるんですね。それは、各倒産法制間の円滑な移行を可能とする措置、これがはつきりしていない。今説明があつた部分とちょっと違つてます。各倒産法制、幾つかこれまで整理されてできるわけですが、それでも、その相互間の移行がスムーズにいたための措置が必要なんじゃないか、こういう指摘があつたんですが、この点についてどういうふうに考えております。

○房村政府参考人 失礼しました。

今御指摘の他の倒産処理手続との移行の関係、これも当然、破産法の整備が倒産法制の中のほぼ最後でございますので、それとあわせてそれぞれの手続の移行規定の整備も現在検討を進めているところでございます。

○藤島委員 検討を進めているというのは、どんな方向というか、何があるんですか。

今御指摘の他の倒産処理手続との移行の関係、これも当然、破産法の整備が倒産法制の中のほぼ最後でございますので、それとあわせてそれぞれの手續の移行規定の整備も現在検討を進めているところでございます。

○房村政府参考人 移行規定を整備いたしました。この手續の移行規定の整備も現在検討を進めているところでございます。

○藤島委員 検討を進めているというのは、どん

な方向というか、何があるんですか。

今御指摘の他の倒産処理手續との移行の関係、これも当然、破産法の整備が倒産法制の中のほぼ最後でございますので、それとあわせてそれぞれの手續の移行規定の整備も現在検討を進めているところでございます。

○房村政府参考人 移行規定を整備いたしました。この手續の移行規定の整備も現在検討を進めているところでございます。

○藤島委員 検討を進めているというのは、どん

な方向というか、何があるんですか。

今御指摘の他の倒産処理手續との移行の関係、これも当然、破産法の整備が倒産法制の中のほぼ最後でございますので、それとあわせてそれぞれの手續の移行規定の整備も現在検討を進めているところでございます。

○房村政府参考人 破産法の整備の際の検討にゆだねられたものとしては、最も大きなものは、先ほど委員から御指摘がありました、労働債権、租税債権等を含む各種債権の優先順位、これがござ

選びやすく、またそれによって迷惑をこうむる人の少ないような何かそういううまい方法を考えてやつていただきたいと思います。

それから、もう一つ指摘があつたのが、所要の税制措置についてやはり考えるべきじゃないか、どういふふうに考えますか。

○房村政府参考人 実際に更生に携わった、特に管財人の経験のある方々に伺いますと、更生計画立案あるいはその遂行に当たっては税制の影響が非常に大きいということはおつしやつておられますので、御指摘のとおりだらうと思います。

ただ、税制のことになりますと、法務省として独自にどうということはできませんので、それは関係省庁とも連絡をとりながら、できるだけ更生を踏まえた税制の実現がされることを希望しているところでございます。

○藤島委員 これはやはり法務省の方からでも持ち出さないと、財政当局の方からおのずと出てくる話じやない。そこを踏まえて前向きに検討した方が、せっかくのこの新しい法律の運用が、法律だけできても実際使われなきや何も意味ないの

で、なるべくたくさん使われることがいいと思うので、そのためにあるんじやなくて、実際そうなつたときにこの法律ができるだけ使われる方がいいわけで、そのためにはやはり税制なんかがあると非常にスマーズにいく。私は先ほど申し上げたように、何もつぶすのが本意じゃないので、こ

ういう時代ですから、なるべく本当に再生してもらわないといかぬものですから、そういう意味で、税制も法務省の方から持ちかけるような、そんなことをやつていただきたいな、こう思いました。

最後に、法務大臣に、倒産法制度全体の関係の見直しですね、これで終わつたわけじやないのですか、大体どんな方向で、スケジュール的にはどういふふうに考えているのか、これを伺いま

す。

うに、倒産法制度に関する残された検討課題がいろいろござります。破産手続の全面的な見直しとか倒産手続における各種債権の優先順位の見直しなどを含む倒産実体法の検討及び商法が定める会社整理手続、特別清算手続の見直しなど、いろいろござります。

これらの検討課題につきましては、現在、法制審議会倒産法部会におきまして審議をしていただいているところでございまして、破産手続の全面的な見直し及び倒産実体法の検討につきましては、平成十五年のうちに成案を得まして、関係法案を国会に提案したいといふふうに考えております。

また、それ以外の検討課題につきましても、できる限り早く成案を得まして、関係法案を国会に提出したいと考へておるところです。

○藤島委員 これまで幾つか指摘した点その他、せつかく法律、私はいい法律だと思ってるんですけど、それでも、運用の方でも支障のないように、また今後の法制度についても前向きにひとつ国民のために考えてやつていただきたいと思います。

○佐藤(剛)委員長代理 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

十一月二十二日に続きまして、会社更生法について法務省と厚労省に聞きたく思います。

二十二日の質疑では、新たに導入されようとしている会社更生計画認可前の営業譲渡と、その場合の労働者の雇用契約の承継の問題についてお聞きをいたしました。会社分割時における雇用承継と比較をいたしましても、営業譲渡のときにおける労働契約の承継、労働者の雇用の承継が法的に全く保障されていないということが明らかになつたと思うんです。労働者の雇用と労働条件を保護する上で大問題だ。その手当てが本改正法案には何もない。

一方、本来厚生労働省が手当てをするべき、会社分割法のときに手当てをした労働承継法のようなものが全く今回政府から出てきていないというふうに思ひます。

○森山国務大臣 いろいろ御指摘ございましたよ

うに、倒産法制度に関する残された検討課題がいろいろござります。破産手続の全面的な見直しとか倒産手続における各種債権の優先順位の見直しなどを含む倒産実体法の検討及び商法が定める会社整理手続、特別清算手続の見直しなど、いろいろござります。

これらは、完全じゃない。会社分割法等労働契約承継法は完全だったのかとという点について、きょうは最初に立ち入つてお聞きしたいと思

います。

実は、万全じゃない。会社分割法等労働契約承継法が昨年四月から施行されました。一年半の実

續を積んでいるわけですが、実は現実の世界では、大企業の身勝手なリストラ攻勢のもとで、この法律が適用される部分でも、労働者の雇用と賃金、労働条件が乱暴に切り捨てられていて、切り下げられている、そういう現状があるわ

けであります。

最初に法務省と厚生労働省にお聞きしますが、

昨日四月から施行されている商法、会社分割制度の創設を含む改正商法が施行された平成十三年四月からことしの九月までに、全国の法務局及び

地方法務局においてなされました会社分割関係の登記の件数は、株式会社につきましては、分割による設立の登記が五百四十件、分割による資本の増加の登記が三百四十件、有限会社につきましては、分割による設立の登記が百二十八件、分割による資本の増加の登記が二十二件となつております。

○森山国務大臣 統計によりますと、会社分割制度の創設を含む改正商法が施行された平成十三年四月からことしの九月までに、全国の法務局及び

地方法務局においてなされました会社分割関係の登記の件数は、株式会社につきましては、分割によ

る設立の登記が五百四十件、分割による資本の増加の登記が三百四十件、有限会社につきましては、分割による設立の登記が百二十八件、分割によ

る資本の増加の登記が二十二件となつております。

○青木政府参考人 商法等の改正法附則第五条で、分割会社は労働契約の承継に関して労働者と

協議するものとする規定しております。それ

で、分割会社は労働契約の承継に関する指針を策定

一日付で告示をいたしました。

○木島委員 厚生労働省は、昨年四月の会社の分

割に伴う労働契約承継等に伴う法律の施行に際し

て、労働契約及び労働協約の承継に関する適切な

実施を図るための指針を策定

同日、昨年の四月

終わります。

○佐藤(剛)委員長代理 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

十一月二十二日に続きまして、会社更生法につ

いて法務省と厚労省に聞きたく思います。

二十二日の質疑では、新たに導入されようとしている会社更生計画認可前の営業譲渡と、その場

合の労働者の雇用契約の承継の問題についてお聞きをいたしました。会社分割時における雇用承継

けれども、私どもとしては、平成十三年四月から

一年間で官報に掲載された分割会社は五百三十八

社というふうに承知しております。

会社分割に伴い、従前の会社に勤務していた労働者の労働条件が、この法によって新しくつらくなつたのを、労働条件の引き下げ等がなされたか強制的移籍になるんです。それで我々は反対した

否か。分割に伴つて移籍された労働者の労働条件が切り下げるられてしまつた、それは雇用もそうですが、労働条件もそうです、賃金もそうです、その辺の調査分析を厚生労働省はなさつてゐるんでしょうか。御答弁いただきます。

います。

それじゃ、翻つて、商法改正、会社分割法等労

働契約承継法は完全だったのかとという点につい

て、きょうは最初に立ち入つてお聞きしたいと思

います。

実は、万全じゃない。会社分割法等労働契約承

継法が昨年四月から施行されました。一年半の実

績を積んでいるわけですが、実は現実の世

界では、大企業の身勝手なリストラ攻勢のもとで、この法律が適用される部分でも、労働者の雇用と賃金、労働条件が乱暴に切り捨てられていて、切り下げられている、そういう現状があるわ

けであります。

最初に法務省と厚生労働省にお聞きしますが、

昨日四月から施行されている商法、会社分割制度の創設を含む改正商法が施行された平成十三年四月からことしの九月までに、全国の法務局及び

地方法務局においてなされました会社分割関係の登記の件数は、株式会社につきましては、分割によ

る設立の登記が五百四十件、分割による資本の増加の登記が三百四十件、有限会社につきましては、分割による設立の登記が百二十八件、分割によ

る資本の増加の登記が二十二件となつております。

○青木政府参考人 商法等の改正法附則第五条で、分割会社は労働契約の承継に関して労働者と

協議するものとする規定として労働者と

労働条件は基本的に

設立会社等にどのように承継されるべきだとして

おられるのか、答弁願います。

○青木政府参考人 商法等の改正法附則第五条で、分割会社は労働契約の承継に関して労働者と

協議するものとする規定として労働者と

労働条件は基本的に

設立会社等にどのように承継されるべきだとして

おられるのか、答弁願います。

○木島委員 厚生労働省は、昨年四月の会社の分

割に伴う労働契約承継等に伴う法律の施行に際し

て、労働契約及び労働協約の承継に関する適切な

実施を図るための指針を策定

同日、昨年の四月

終わります。

んですが、そのような場合に、労働条件に関してどうなるんだ、基本原則はどうなんだ、労働条件が維持されるのか、そのことについて指針は明示しているのじやないか、どう明示しているのかと聞いておるんです。

○青木政府参考人 指針では、「会社の分割を理由とする労働条件の不利益変更等」ということで、「労働契約の内容である労働条件の変更については、労働組合法における労使間の合意や民法の基本原則に基づく契約の両当事者間の合意を必要とすることとされていることから、会社の分割の際には、会社は会社の分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更を行ってはならず、また、会社の分割の前後において労働条件の変更を行う場合には、法令及び判例に従い、労使間の合意が基本となるものであること。」このようない記述が聞いておるんです。

○青木政府参考人 指針では、「会社の分割を理由とする労働条件の不利益変更等」ということで、「労働契約の内容である労働条件の変更については、労働組合法における労使間の合意を必要とすることとされていることから、会社の分割の際には、会社は会社の分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更を行ってはならず、また、会社の分割の前後において労働条件の変更を行う場合には、法令及び判例に従い、労使間の合意が基本となるものであること。」としておりま

す。

○木島委員 不利益変更のところだけ答弁されましたが、私は、じつくりこの指針を読んで、会社が分割されて設立会社になりますので、まず、会社が分割されると労働者が移籍を余儀なくされたときの基本原則、労働条件が基本的に維持されるという点で、指針はこう書いている。読みますから聞いてください。

「基本原則 維持される労働条件 商法又は有限公司法の規定に基づき設立会社等に承継された労働契約は、分割会社から設立会社等に包括的に承継されるため、その内容である労働条件は、そのまま維持されるものであること。」これが基本原則だと指針はうたっていますね。

それから次に、今答弁に出ました、「会社の分割を理由とする労働条件の不利益変更等」については、このような記述が指針にあります。大事ですから読んでみます。

「労働契約の内容である労働条件の変更については、労働組合法における労使間の合意や民法の基本原則に基づく契約の両当事者間の合意を必要とすることとされていることから、会社の分割の際には、会社は会社の分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更を行っては、このようない記述が指針にあります。大事

です。から読んでみます。

○木島委員 周知するのは結構なんですよ。それにもかかわらず、今すさまじいリストラが吹き荒れていますよ、この指針なんかを無視して、あるいは労働契約承継法の条文まで無視して、勝手気ままな労働条件の切り下げ、切り捨て、賃金の切り捨て、解雇、このようなものが目の前にあらわれたときに、厚生労働省としてはどうするのかということを聞いています。当事者がみずから権利を守つて裁判を起こすのは、それは当然です。やると思うんですよ。厚生労働省としてはどう対応するのかという質問です。

もう一つ言つておきましょう。解雇の問題ですが、指針では、会社の分割を理由とする解雇については、現在我が国の最高裁の確固とした立場であります整理解雇の四要件、これが厳然と適用になります。

○木島委員 そうすると、厚生労働省に聞きますが、厚生労働省はそういう指針まできちっと出してよろしいですか。

○青木政府参考人 それらの点について、指針において記載されています。

○木島委員 そうすると、厚生労働省に聞きますが、厚生労働省はそういう指針まできちっと出してよろしいですか。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、こういった規定等に反するような場合には、いろいろなどころで、例えば分割無効の原因となり得るというようなこともありますし、そういうことを十分周知してまいりたいというふうに思つております。

○木島委員 周知するのは結構なんですよ。それにもかかわらず、今すさまじいリストラが吹き荒れていますよ、この指針なんかを無視して、あるいは労働契約承継法の条文まで無視して、勝手気ままな労働条件の切り下げ、切り捨て、賃金の切り捨て、解雇、このようなものが目の前にあらわれたときに、厚生労働省としてはどうするのかということを聞いています。当事者がみずから権利を守つて裁判を起こすのは、それは当然です。やると思うんですよ。厚生労働省としてはどう対応するのかという質問です。

○青木政府参考人 解雇とかいろいろな場合があると思いますが、例えば、現在でも、労使間のそ

ういう紛争については円滑に解決がなされるよう

に紛争処理のための特別のシステムを設けており

ますし、具体的には労働局において御相談に応じ

る必要があります。

○青木政府参考人 非常に大事だと思つてます。

○木島委員 非常に大事だと思つてます。労働局に相談していただきたい、そして相談に応じてこ

の指針の趣旨が生かされるようにしっかりと指導す

るということ聞いてよろしいですね。

○青木政府参考人 いろいろな現行の制度でありますとかいろいろな考え方、そして、両者で円滑

に紛争が解決されるよう十分努力していきたい

といふうに思つております。

○木島委員 そうすると、厚生労働省に聞きますが、厚生労働省はそういう指針まできちっと出してよろしいですか。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、こういった規定等に反するような場合には、いろいろなどころで、例えば分割無効の原因とな

り得るというようなこともありますし、そ

ういふうに思つております。

○木島委員 周知するのは結構なんですよ。それ

にもかかわらず、今すさまじいリストラが吹き荒

れていますよ、この指針なんかを無視して、

あるいは労働契約承継法の条文まで無視して、勝

手気ままな労働条件の切り下げ、切り捨て、賃金

の切り捨て、解雇、このようなものが目の前にあ

らわれたときに、厚生労働省としてはどうするの

かということを聞いています。当事者がみずから

権利を守つて裁判を起こすのは、それは

当然です。やると思うんですよ。厚生労働省とし

てはどう対応するのかという質問です。

○青木政府参考人 おっしゃるように、この指針の趣旨、そういうものを踏まえ、もちろん、紛争が起きる以前からそういうことがないように十分啓発、指導もいたしますし、具体的な紛争が生じた場合には、そういうことを活用して、円滑な解決が行われるように思つております。

○木島委員 私はここに、労働組合があります。M I U 日本 IBM 支部が作成したチラシを持っております。

日本 IBM のハードディスクドライブ部門、H D D 部門といいますが、ここがことし九月二日、会社分割法により分割をされまして、いろいろ法的手続を経て、日立製作所に移されることになります。労働契約承継法による労働者の同意なくして日本 IBM の労働者は日立製作所に移籍させられるということになります。

○青木政府参考人 それは会社の分割の前と後の会社の間での話ということで、そういうふうに記載をしております。

○木島委員 余り深入りしませんが、一つだけ確認しておきたいと思います。

この指針の中の会社分割を理由とする労働条件の不利益変更等の中、「会社の分割の前後において労働条件の変更を行う場合には、法令及び判例に従い、労使間の合意が基本となるものである」とあります。「会社の分割の前後」こう書いてある趣旨はどんな趣旨なんでしょうか。

○青木政府参考人 それは会社の分割の前と後の会社の間での話ということで、そういうふうに記載をしております。

二八

ということを前提といたしますと、分割の効力を争っている労働者は分割を承認しない債権者に準ずる者として分割無効の訴えを提起できるという考え方も十分成り立てる、こういううまいに考

○木島委員 立法の不備の部分なんですね。そこで
えております。

を補うような大変大事な答弁が出たと思うので、
そのようにこの法案が運用されることを私は期待
したいと思いますが、本当は、そういう不満は法

の明文をもつて埋めておくことが大事だと思うのですが、この問題は、前回法務委員会の最後の修正のどさくさのときに入ってしまった商法の附則ですかから、そういう不備が生まれたという経過だけは指摘しておいて、今の答弁は大変大事だと思います。

それで、次の質問に移ります。
社内預金の取り扱いについてです。これは更生
会社の問題です。会社分割の問題はこれで一たん
打ち切つて終わりまして、今回の会社更生法の改
正法案について質問します。社内預金の取り扱い
についてであります。

現行会社更生法第百十九条によりますと、共益債権となつて更生計画によらずに弁済されるべきもの、こう理解してよろしいですか。

○木島委員 実は、今、新潟鉄工という会社が会社更生手続中なんであります。

この会社に対する労働者の社内預金が莫大な金額になつてゐると言われております。私も北信越

ですから、新潟も一つの地域でありまして、四十億円になるんじやないかとも言われているわけ

八百万円にもなる者もいると言われております。ところが、この会社更生管財人は、事もあるうにこれらの大内預金を、今民事局長が明確に答弁されましたように、法律でもきつちりと明文を

もつて規定されておりますように共益債権とは認めず、優先的更生債権として扱い、更生計画の中でのみ弁済するという態度、要するに、隨時弁済、労働者の返還請求を拒み続けております。まことに不当、不法な態度を、現に東京地方裁判所に係属している新潟鉄工の会社更生事件の更生管財人がとり続けている。

この管財人のとつている態度は、法律解釈として誤っていると考えますが、答弁願います。

○房村政府参考人 具体的な事実関係については承知しておりませんので、コメントを差し控えますが、先ほども申し上げましたように、現行会社更生法のもとにおきましては、会社に預けられております社内預金は共益債権として随时弁済すべきものでございます。

○木島委員 明確であります。

法務省はまだ事実をつかんでいないようですか
ら、一つだけ聞いておきます。

この更生管財人は、社内預金を持つておる労働者に対しても優先的更生債権として届け出る、そういう届け出を強要しているんですよ。

ですから、労働組合が、どんでもない、社内預金は共益債権として取り扱われるべき債権であるということを言って、わざわざ東京地方裁判所民事八部に上申書を出して、優先的更生債権届け出書に記載した社内預金は共益債権として取り扱うべきであり、管財人から優先的更生債権届け出書の提出を求められたので、これは届け出しないと切り捨てられたら大変だというので、届け出はします、しかしどりあえず異議をとどめて提出しておきます、これは本来共益債権じゃないか、こういう係争になつていてるんですよ。有名な話なんですよ。

○森山国務大臣 具体的な事件につきましては

メントを差し控えたいと思いますが、一般論で申し上げますと、使用人の社内預金を含む預かり金の返還請求権は、実体法上、一般的の先取特權等の優先権が認められているものではないため、本来であれば会社更生手続において一般更生債権として取り扱われることになります。（木島委員「いや、現行法を聞いています。さつき民事局長が共益債権であると答弁したじゃない。そんなこと聞いていない」と呼ぶ）

現行の会社更生法が特に預かり金の返還請求権の全額を共益債権としているのは、現行の会社更生法が制定された昭和二十七年当時の預かり金に関する特殊な実情を考慮しているものでございます。しかし、我が国では、昭和三十年代以降、社内預金が普及いたしまして、現在では更生会社の預り金も、いわばは預かり金と同一の性質のものであ

現在の会社更生法を前提とした扱いにつきましては、先ほど來御答弁申し上げておりますようになります。そこで、社内預金についてはその全額が共益債権となるものでござります。

ただ、具体的な裁判所に係属している事件について、法務省としてのコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○木島委員 余り詰め切るのはやめましょう。しかし、もう民事局長の答弁で明確なんです。現行法では、社内預金は共益債権なんです。随时弁済しなきやならぬのです。優先的更生債権じゃないんです。優先的更生債権というのは弁済できまいんです。更生計画にちゃんと弁済計画を載せさせて、更生計画が認可されたときに計画どおりに弁済する。十年かかるかもしれないです。全然質的にお違うんですよ。もう明確なんです。

まあ、余りこれをやりますと、法務省が個々の裁判官を批判したなんということになると、司法

権独立にもかかわっちゃいかぬですから、もうそこだけ、私、答弁を得ましたから、終わります。さて、それで、これからが法務大臣に聞こうとするところなんですよ。今回の会社更生法の改正で、この社内預金の法的地位はどうなるんだ。大きき後退させられることになるんですね。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在、その全額が共益債権とされておりますが、今回の改正によりますと、い。

法におきましては、更生手続開始前六ヶ月間の給料の総額に相当する額または預かり金の額の三分の一に相当する額のいづれか多い額の範囲で其の債権とされる、こうすることになります。

○木島委員 もうこの委員会で各同僚委員から三厳しく指摘されておりますし、答弁もありますので、もう私はからしゃべっちゃいましょう。一派答弁できちつと答えてるのが、社民党的植田委員の質問に対しても房村民事局長が、何でこんな改悪をするのかということに対して、主に三つ理由を挙げているじゃないかと答弁を読みました。

一つは、そもそも、社内預金の債権の性質としては、労働債権じゃなくて通常の貸し金請求権だ、本来優先権がない債権ではないかという点が一。

二つ目には、先ほど法務大臣が答弁しましたが、昭和二十七年当時の、そういう全額共益債権にして保護した立法事情も今なくなっていると。何か調べてみますと、昭和二十七年当時の炭鉱労働者の給与について、遠隔地に銀行がある、一時だけ会社に預かってもらっていた、そのためにもしものことがあったときには共益債権として守つてやろう、そういう状況だったと言われておりますが、そういう昭和二十七年当時の立法事情もなくなつており、今日では社内預金というのは貯蓄性の性格が基本ではないか、そうすると、退職金とか未払い給料よりも優先的に保護を与える必要はないじゃないかというのが二つ。

それからもう一つは、保護の度合いの強い給料とか退職金だって六ヶ月分かましくは三分の一しか保護していないんだから、バランス上、社内預金も今回の改正法案のように絞り込んでいいじゃないか。

主に三つだと私は読み取りましたが、それでいいと思うんですが、私は、この答弁はまことに気に食わぬし、成り立たぬのじゃないかと思うんです。時間の許す限り、一つずつ質問しましょう。

民事局長は、昭和二十七年の立法当時の立法理由がなくなつたとおっしゃいました。ずっとこの間の経過を私は調べてみましたら、実は、昭和四十二年六月二十日の衆議院法務委員会において会社更生法の改正法案が提出されていまして、審議が行われているんです。もちろん参議院の法務委員会でも審議されていました。そこではどんな改正が出されたかといつたら、今日と全く同じような改正法案を政府は出してきてるんですよ。

これは、昭和四十二年六月二十日、衆議院法務委員会議録第二十三号です。いろいろあります

が、政府の会社更生法改正の要点の「第三に、使

用人の社内預金については、更生手続開始前六ヶ月間の給料相当額または社内預金の三分の一に相当する額のうち、いれか多い額を限度として共益債権とし、その他の部分を優先的更生債権として、会社更生法上の社内預金の地位を明確にする」ということを言って、その答弁で、新谷さんという政府委員が理由を言っているんです。

このときも、新谷さんですか、昭和二十七年の立法当時のこといろいろ言つた上で、だんだん拡充されてきまして、社内預金制度というものが行われるようになつた、非常に、解釈上その預かり金の中に社内預金が入るのではないかという疑惑が生じてきた、そういう意味で、昭和四十二年当時の解釈としては、この会社更生法の預かり金という中に社内預金も含むという解釈になつて、しかし、保護が強過ぎる、未払い給料や退職金に比べて保護が強過ぎるという、今ちょうど民事局長が答弁したと同じようなことを、昭和四十二年の六月二十七日の衆議院委員会で答弁しているんですわ。

しかし、残念ながら、この改正案は参議院において見事に修正されまして、政府は引っ込めざるを得なかつた。それで、現行の会社更生法の預かり金が全額共益債権として保護される法律制度が厳然としていまだに残つたんですね。

どうですか、大臣。五十年間、そういう制度が保たれてきた。政府は昭和四十二年ごろそれを圧縮しようとしたけれども、それは国会で否決された。今日の状況と同じじゃないですか。そうした

こと、だから、労働基準法第十八条も、会社が労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合の特

別の規定を置いている、そして保護している。

未払い給料、退職金はいまだに扱われていない

労働債権ではありますが、この社内預金というの

は、一たん払われたけれども、特別の関係でもう

ないかと思うんです。どうですか。

○房村政府参考人 基本的に、受け取った給料が

もとになつて預けられたという点は多分御指摘の

とおりだろうと思いますが、しかし、それは、労

働者が受け取った給料を銀行等に預金する場合と同様といいますか、共益債権の範囲を限定す

るという趣旨の改正を提案いたしまして、最終的に修正でもとにかく戻つたというのは御指摘のとおりでございます。

ただ、私どもいたしましては、その後も、基本的な考え方として、共益債権として預かり金全

額を扱うということと、労働債権としての給与あるいは退職金債権と社内預金の法律的性質は異なるだらうと思つております。

また、給料あるいは退職金債権の優遇度合いでござりますので、その点については今回も維持をすることにつきましては、実体法における優先権を考慮しつつ、特に保護を強化すべきという範囲を会社更生法において共益債権としているものでござります。

○木島委員 あくまで未払い給料、退職金とのバランスを言うのですが、私は、給料、退職金と社内預金の保護の度合いがバランスを欠くという主張には根拠がないと思います。

社内預金というのはどういうものか。労働の対価として一度は労働者に払われたもの、しかし、内預金の保護の度合いがバランスを欠くという主張には根拠がないかもしれません。その関係によつて

会社に預けられたもの、預けざるを得なかつたもの。だから、労働基準法第十八条も、会社が労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合の特

別の規定を置いている、そして保護している。

未払い給料、退職金はいまだに扱われていない

労働債権ではありますが、この社内預金というの

は、一たん払われたけれども、特別の関係でもう

ないかと思うんです。どうですか。

○房村政府参考人 昭和四十二年七月二十日、参議院法務委員会の会議録があります。亀田得治参議院議員が、自民党、社会党、公明党三党を代表して、共

同の修正案を出しております。そして、法務省が社内預金の権利を切り縮めようとしてきたことを

ばつさりと押し返す、大変立派な修正案を出して

おります。昭和四十二年と今日の社内預金の法的性格が変わつてゐるわけじゃありません。昭和二十七年と違うんですよ。今日においても、まあ社

会党はなくなりましたが、これらの政黨の後裔の

皆さんが、今回の社内預金の権利を縮減する法

案には断固として反対をしていただきたいと期待

をしたいと思います。それで次の質問に移りたい

と思います。

○房村政府参考人 取締役の管財人就任についてであります。D I P方式とも言われていてます。

改正法案六十七条三項によりますと、百条一項に規定する役員等査定決定を受けるおそれがある取締役を管財人することはできない。要するに、従前の取締役でも、損害賠償の請求を受ける

ような査定を受ける取締役以外は管財人になれる道を開こうとするものであります。モラルハザードになるんじゃないでしょうか。

○房村政府参考人 現行の会社更生法におきまし

ては、「管財人は、その職務を行うに適した者のうちから選任しなければならない。」こういう定めがあるのみであります。特段、選任資格に制限は設けられおりません。実務上は、更生会社の旧経営陣は経営に関与していたという一事をもつて一律に管財人に選任しないという扱いがなされていると承知しております。

ただ、例えば、会社再建のために支援企業から取締役として派遣をされまして、会社で再建の中心になつて、計画を立て、それに基づいて更生の申し立てをする、こういうような場合もございました。そのような場合には、当該取締役は会社がおかしくなつたということに関して何らの責任もないわけでありますし、また、その能力あるいは知識というものを会社更生に役立てる必要が非常に高い、管財人に任命したい、こういう場合も当然あり得るわけでございます。そういう場合を考えまして、管財人のいわば欠格事由として損害賠償の査定を受けるおそれがあるということを明記することによりまして、それ以外の者については、管財人としての適性がある者であつて、裁判所が適当と認めれば任命できる、こうすることを明らかにしたものでございます。

そのような仕組みでございますから、管財人を選任するということをございますから、こういう規定を置いたからといって、直ちにそれがモラルハザードを招くといふおそれはないと考えております。

○木島委員 ただ、今回の会社更生法改正の最大の旗印は、迅速性、合理性でしよう。要するに、使い勝手をよくしようということでしょう。何で民事再生法に比べて会社更生法が使い勝手が悪いのか。いろいろあるのでしようが、その中心問題の一つは、会社をつぶした経営陣が引き続き実権を握つて会社再生をやれるかどうかなんですよ。民事再生法はそれを認めているんですね。しかし、会社更生法はそれは認めていない。今、民事局長は、現行法にも法の規定はない。ないんです。

ないけれども、現実の運用は、だれ一人として会

社をつぶした取締役は管財人に選任されてはいけないです。当然ですよ。

今回、使い勝手をよくしようという最大の理由に、会社をつぶした取締役陣でも、損害賠償を受

けないような取締役なら管財人にさせて、引き続に、会社をつぶした取締役陣でも、損害賠償を受けて一律に管財人に選任しないという扱いがなされていると承知しております。

ただ、例えは、会社再建のために支援企業から取締役として派遣をされまして、会社で再建の中心になつて、計画を立て、それに基づいて更生の申し立てをする、こういうような場合もございました。そのような場合には、当該取締役は会社がおかしくなつたということに関して何らの責任もないわけでありますし、また、その能力あるいは知識というものを会社更生に役立てる必要が非常に高い、管財人に任命したい、こういう場合も当然あり得るわけでございます。そういう場合を考えまして、管財人のいわば欠格事由として損害賠償の査定を受けるおそれがあるということを明記することによりまして、それ以外の者については、管財人としての適性がある者であつて、裁判所が適当と認めれば任命できる、こうすることを明らかにしたものでございます。

○房村政府参考人 御指摘の商法上の責任が追及される場合でございます。

○木島委員 そうですね。そうすると、商法二百六十六条の取締役の損害賠償責任というのは非常に狭いんですよ。例えば、違法の配当、株主に不

当に利益を供与した、いろいろ金銭の取引をしました、まあいろいろあります。一般的には法令、定款違反反対反しよ。そして、こういうことをやつた取締役会決議に賛成をした取締役も損害賠償を受ける、そういうものでしよう。法令、定款違反がなければ責任を問われない。そうすると、会社をつぶすというのは、そんな生易しいものじやないですね。

違法をしなくて、経営の間違い、経営の失敗、投資の失敗、さまざまな原因で会社はつぶれいくわけです。取締役というのは、特に会社更生法が想定している大企業の取締役陣というのは、そういう違法、不当をやらなくなつて、きちんととした経営をやつて、雇用を守り、下請を守

ります。

○房村政府参考人 再生法との比較で申し上げますと、おっしゃるように、再生法の場合には、現経営陣がそのまま引き続き、再生手続を開始した後も経営に当たる。今回の会社更生法の検討の中で、やはり使い勝手を追求して、会社更生法における人なら管財人の下に使用人として使つたらい

すよ。大会社を想定しているんです、会社更生法というのはね。だから、違法、不当じゃなくてか。どうですか。何でこんな法律をわざわざつくってそんな取締役にまで管財になり得る道を

開かなきやならぬのでしょうか。日本社会全体がモラルハザードと言われていますが、何でそんなモラルハザードをわざわざ会社更生法の改正で盛り込まなきやならぬのですか。これはもう大臣ですよ、これは政治家としての答弁を聞きたいです。

したがいまして、おっしゃるような、使い勝手を重視して経営陣をできるだけそのままその地位にとどめるということを考えて今回のこの欠格事由を置いたわけでなくて、まさに御指摘のよう

わけでございます。裁判所が選ぶときの選択の範囲といふものをおつしやりますので、おつしやりますので、おつしやるような経営の責任がある人、あるいは、会社をつぶしたとおつしやりますが、つぶした責任のある人について裁判所がそのようにことを決めることはないと思います。

○森山国務大臣 これは最終的には裁判所が選ぶわけでございます。裁判所が選ぶときの選択の範囲といふものをおつしやるよう

くつて、会社の経営陣がそのまま居座つたとい

うことです。

も、そういう経営の失敗をやつたような取締役は全部退去してもらう、当たり前じゃないですか。どうですか。何でこんな法律をわざわざつくってそんな取締役にまで管財になり得る道を

開かなきやならぬのでしょうか。日本社会全体が

モラルハザードと言われていますが、何でそんなモラルハザードをわざわざ会社更生法の改正で盛り込まなきやならぬのですか。これはもう大臣ですよ、これは政治家としての答弁を聞きたいです。

したがいまして、おつしやるような、使い勝手を重視して経営陣をできるだけそのままその地位にとどめるということを考えて今回のこの欠格事由を置いたわけでなくて、まさに御指摘のよう

わけでございます。裁判所が選ぶときの選択の範囲といふものをおつしやります。

○木島委員 大臣は裁判官性善説に立つておる。

そういう立派な裁判官で埋め尽くされているなら結構なんですが、私、さつき言つたでしよう。

法律上、社内預金が共益債権だと、もう民事局長も堂々と答弁する。法律を読めば当然そうだ、そ

ういう運用だ。当たり前の原則が目の前で管財人に

よつてねじ曲げられて弁済されないんですよ、優先的更生債権だと言つて。そんな不当な管財人を免罪しておるんですよ、東京地裁の裁判官は現に。何をするかわかったもんじやない。だからこそ法律で、そんな取締役陣は管財人になれないところというなら、法的に窓を閉めておいたらしいじゃないですか。そして、身ぎれいな、何の傷もない人を管財人に選んで、そういう知識経験がある人なら管財人の下に使用人として使つたらい

じゃないですか。そういうことはできるんですか

重複的に管轄権を認めました。理由はもうお聞き

いたって、会社の経営陣がそのまま居座つたといふことでは債権者の理解が得られないだろう、手続が円滑に進まない、こういうことから、やはり管財人を裁判所が選任して、その管財人が会社の経営及び財産の管理を掌握する、こういう現行法の仕組みをそのまま維持する、こういう考え方があつたわけでございます。

したがいまして、おつしやるような、使い勝手を重視して経営陣をできるだけそのままその地位にとどめるということを考えて今回のこの欠格事由を置いたわけでなくて、まさに御指摘のよう

わけでございます。裁判所が選ぶときの選択の範囲といふものをおつしやります。

○木島委員 大会社が適用されることが想定され

ているのが会社更生法ですよ。ですから、経営を

破綻させたような取締役陣は恐らく選ばれないだ

ろうというなら、法的に窓を閉めておいたらしい

じゃないですか。そして、身ぎれいな、何の傷も

ない人を管財人に選んで、そういう知識経験があ

る人なら管財人の下に使用人として使つたらい

じゃないですか。そういうことはできるんですか

重複的に管轄権を認めました。理由はもうお聞き

しません。私は、こんな改正はおかしいと思うんです。いいですか。地方に本社があり、地方で製造業を営み、そこに労働者がたくさんいて、関連の中小企業もたくさんある、そういう企業の会社更生を何で東京、大阪でやらなきゃならぬのですか。もう不便きわまりなくなるんじゃないですか。それは、債権者の一つである大手銀行がほぼ東京に支店が集中しておると、大手銀行の便益のためじゃないですか。こんなおかしな管轄をつくり出すというのは、私は本当に納得できないと思います。

○房村政府参考人 ただいまの点は、会社更生といふのは非常に複雑で、経験のない者にとつてはなかなか円滑な手続の進行が困難ないという特色がございます。これは裁判所にとつてもそつあたりますし、管財人となる、法律管財人の弁護士の場合もそうでございます。そういうことから、どうしても、円滑な進行を考えますと、専門的なスタッフのそろつております東京、大阪に事件を持つてくるという当事者の希望をかなえたい。その場合であっても、本社のところには当然管財人代理等が行つて、その經營に当たり、あるいは財産の管理に当たるわけでございますので、そこは当然会社の維持更生のために必要な措置がとられるはずでございますので、問題はないものと考えております。

○木島委員 もう時間ですから終わりますが、私は、今から二十八年前、長野県の片田舎で更生管

財人を任命されて十五年間苦労した経験がありますよ。田舎にある会社ですよ。従業員も取引先も、全部長野の田舎ですよ。そんなものをもし東

京で更生開始決定されたらどうなりますか。司法にとってもよくない。逆にこういう事件をしつかり田舎でもやる、だからこそ裁判官も勉強する、弁護士も勉強する、職員たちも勉強して、会社更生事件をやれるような立派な司法部になろうといふことになるんじゃないですか。そういうことを切り捨てて東京と大阪だけに集中するなんというのは、私は、銀行の利益を図るだけじゃなくて、

しません。私は、こんな改正はおかしいと思うんです。いいですか。地方に本社があり、地方で製造業を営み、そこに労働者がたくさんいて、関連の中小企業もたくさんある、そういう企業の会社更生を何で東京、大阪でやらなきゃならぬのですか。もう不便きわまりなくなるんじゃないですか。それは、債権者の一つである大手銀行がほぼ東京に支店が集中しておると、大手銀行の便益のためじゃないですか。こんなおかしな管轄をつくり出すというのは、私は本当に納得できないと思います。

○佐藤(剛)委員長代理 次に、植田至紀君。
○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。私も、別に連歌の会ではありませんが、今話題になつております大規模裁判所の競合管轄と労働者保護にかかわってという課題からお伺いをしていきたいというふうに思つております。

一応この間何度か御答弁されていると思います

けれども、今回の大規模裁判所の競合管轄については、本来民事再生法と等質とも言われる今回の更生法案なんですねけれども、民事再生法には当然規定がないわけですが、今回法案に東京、大阪中

心主義ということで既定を設けられた。これはもう答弁を省略してもらうかうなずいてもらうだけでいいんですけども、一応確認させてください。

○房村政府参考人 御指摘のとおりでございます。

要は、理由は、他の地方の裁判所に比べて東京、大阪地裁といふのは、更生事件の取り扱いがそもそも多い、そして処理に手なれた裁判官書記官がたくさんおる。そして倒産処理専門部は東京と大阪の地裁のみにある、これが理由でござりますか。一応、イエスかノーで。

○房村政府参考人 御指摘のとおりでございました。

この件については、最高裁、東京地裁もこの日もそもそも多い、そして処理に手なれた裁判官書記官がたくさんおる。そして倒産処理専門部は東京と大阪の地裁のみにある、これが理由でござりますか。一応、イエスかノーで。

○植田委員 おっしゃつた理由といふのは、先日、先週の金曜日の参考人質疑の中で、とりわけJAMの小山副書記長がおっしゃつていました。

要するに、裁判所には合理的な理由があるのかもしだが、今回のこの東京、大阪中心主義は我々の側からすれば全く合理的な理由はないとはつきりと私の質問に對して断言されておられました。

それは何も根拠がないわけではなくて、ここで

例えこうした実例が既にあるわけですね。こ

うした現場の教訓なり経験というのが、果たして今回の法案の中身を定めるに当たつて生かされたのか生かされなかつたのか。局長、どうでしようか。

○房村政府参考人 具体的な事件についてコメ

ントは差し控えさせていただきますが、一般的に申し上げれば、本社が東京あるいは大阪にない会

社に東京、大阪に競合的管轄を認めるという今回

の法案が適用された場合に、いろいろ面で連絡

が不當ではないかということを弁護団が申し入れた。

この三善工業の場合、まず労働組合があつたと

いうこと、そしてその労働組合が全国的な産業別

労組に加盟しておつた、我々はいわゆる中央単産

と呼んでいますが、そこに単産加盟をしておつた

組合で、実際、東京地裁でもそれなりに対応する

ことが可能であったために、それぞれの組合員

の方々、労働者の方々が比較的納得のいくとい

か、甘受し得るだけの結果をおさめられた。

しかしながら、こうした組織のない会社であつた場合、やはり弱い立場の従業員といふのは、当然、結局、申し立て会社の側の一方的な説明に応じるしかすべがないということになつてしまつて

しまうし、また、仮に労働組合があつたとして

も、それが単立の組合で、いわゆる中央単産に加

入で、実際、民事再生法には大規模裁判所の競合管轄の規定はないわけですねけれども、今回この三善工業は、東京に本社も本社機能もないんだ

けれども、いわば脱法的に申しましようか、民事再生の申し立てを東京地裁に対して行つたとい

う事案です。

そして、これについて、ことしの三月十四日、日本労働弁護団が最高裁と東京地裁民事二十部に

対して、三善工業に関する民事再生法の運用の仕

方に問題があるということで申し入れをなさつた。申し立ての理由が大きく二つあつたというこ

とです。その一つが、民事再生法は再生を目的と

しているにもかかわらず、申し立て直後に全従業員を解雇して、申し立て代理人が清算目的での申

し立てであるということを公言しておるというこ

とです。もう一つは、東京に営業所があることを理由

に管轄のない遠隔地の東京地裁に申し立てたこと

し立てであるという点を公言しておるというこ

と

をとらなければ、およそ会社更生の手続が進みません。その点が、現経陣がそのまま經營に当たる民事再生手続とは大分違う点でございます。

したがつて、会社更生について見ますと、確かに遠距離にある場合もあるうかとは思いますが、労働組合として、会社經營の任に当たっている管財人との折衝その他がおよそ不便になるということは考えにくいと思っております。

○植田委員 私が今紹介した事例等については、これは民事再生法のもとでございますので、御承知であつたかどうかは別としても、その個別の事実はともあれ、負担軽減の措置としては、そもそも文書による陳述もできませ、むしろ裁判官だったら、口頭によるよりも文書の方がより適切に処理する習性があるよなんというようなことをレクでも伺いましたが、今、後段のお話、局長は断言なされますけれども、実際、本当に会社更生手続において、労働組合もしくはその労働組合の執行部なり代表する者と管財人においては、日常的な協議なり団体交渉の回数というものはやはり格段にふえてくるでしょう。ましてや、そういう場合、仮に遠隔地の東京地裁において管財人が選任された場合、その協議なり交渉に、時間的にも費用的にもかなり組合の側が制約される局面は否定できませんと私は思うんですよ、一切御心配ないとおっしゃいましたけれども。

しかも、実際、先ほど三善工業の件を申し上げたときに、中央単産であれば、そこがいろいろ面倒を見たりできるでしようから、そのセンターが交渉するということも、要するに、現場の労働組合、下部組織の現場の単産の意見を聞きながら中央単産の方々が管財人と交渉に当たるという場合は、例えば先日来られたJAMなんかはそれは確かに可能でしょう。しかし、そうでない場合、いわゆる未組織というかそういう単産未加盟の組織の場合、協議、交渉のための上京等を強いられる、そういう局面はやはり出てくるでしようし、企業にすべて労働組合があるとは限らないわけでですから、労働組合がなかつたらどうするんです

かということもあるでしょう。

そういう点について、実際そういうことになれば、極度の犠牲を強いられる事になる方々は出でてくるんじゃないですか。そうなると、裁判所による監督というものも十分されるのかどうかといふ懸念もやはり強く出てくるわけなんです。その辺はどうお答えになりますか。

○房村政府参考人 先ほど申し上げましたように、管財人が選任されると、要するに会社の経営に当たるわけでございます。したがいまして、労働組合との協議あるいは団体交渉、こういったものも当然使用者として応する必要があるわけでございますが、これを実際に行うときに、管財人のみならず、管財人代理というような補助者を使つて当然種々の処理をすることにならうかと思えます。会社の経営を行なうことになれば、本社機能を営んでいるところに直接管財人が行くことがあるいはその代理が行くかしなければ、会社の経営は成り立たないわけでございますから、また組合との交渉も当然そこで行われるはずでございます。

もちろん、管財人が仮に東京、大阪において、本社が地方にある場合に、その連絡等で管財人の側の負担があるのか、あるいは組合あるいは労働者の側の負担があるかという問題はあります。が、本社がすぐそばにある場合に比べれば、多少負担がふえることはあり得るとは思つております。

ただ、今申し上げたように、東京、大阪で手続が開始されると、労働者の側が必ず東京、大阪に出でこなければ交渉もできない、意見も言えない

ことになるだらうと思います。

○森山国務大臣 会社更生事件におきましては、会社更生事件の特殊性と専門性ということを考えます。

○植田委員 そういう措置を必然化するような司

法制度改革をやつておられるわけでございます。

○森山国務大臣 そのことは、いつ何どきということまで私は問う

ても、今のやりとりを聞いておられて、森山法務大臣、実際そうした問題があるということは念頭にはあるうかと思います。現状では、ただし裁判所の都合でそういうことですということであつたにせよ、実際、今すぐに東京、大阪地裁の中心

だから、ここはもう局長、いいです。いずれに

ぱうなんですかと。私、常識で考えて、出てく

ら、組合もないよな未組織労働者にとつてみれ

ばどうなんですかと。私、常識で考えて、出てく

るとは思いませんよ。

だから、ここはもう局長、いいです。いずれに

ぱうなんですかと。私、常識で考えて、出てく

るとは思いませんよ。

だから、ここはもう局長、いいです。いずれに

ぱうなんですかと。私、常識で考えて、出てく

るとは思いませんよ。

○植田委員 局長のおっしゃっているのは、それ

は法律上そんなんでしょう。それなら、何で労働組合の人があるが、我々にとつては何の合理性もないと

言ふんでしょうということなんですね。もうそこはいいですよ。おっしゃつてることはわかります。要するに、法律上は、常識で考えれば、管財人が東京におつたって、奈良の大和高田という片田舎の町まで管財人が出向いていかないかぬ局面は当然出てくるだろうし、それは労働者の方に負担があるか、管財人の方に負担があるか、多少のことはあるだろうという話ですけれども、その多

少の話にこだわっているわけですかと。そこは。

それは御心配御無用ぢやなくて、そういうことがあり得るということはお認めになつてゐるわけでしょう。認めておられながら、少なくとも、今は言つたように、文書による陳述で十分可能なんだ

からそれでよしとしなはれと言つて、実際問題、労働組合としても辛抱を強いられているというの

が、今回の法案が提案されている経過なわけですよ。

それは御心配御無用ぢやなくて、そういうこと

があり得るということはお認めになつてゐるわけ

でしょう。認めておられながら、少なくとも、今は

言つたように、文書による陳述で十分可能なんだ

からそれでよしとしなはれと言つて、実際問題、労働組合としても辛抱を強いられているというの

が、今回の法案が提案されている経過なわけですよ。

それは御心配御無用ぢやなくて、そういうこと

があり得るということはお認めになつてゐるわけ

でしょう。認めておられながら、少なくとも、今は

一度伺いたいわけです。更生計画についても、その計画ができてしまつてから意見を聞くというよりは、更生管財人が、その業務の進捗状況、提案しようと考えている方法、たたき台の段階ですね、そこで情報提供等をやはり労働組合なり労働者の代表に行う。そういうことで、更生計画の策定段階から組合の関与というものを認めるのが至当であると私も考えておるところですが、そこは重複して構いませんので、もう一度お願ひでありますでしょ。

○房村政府参考人 今回の会社更生法案では、更生手続の迅速化を図ることから、更生計画の提出期限を一年以内、こういうぐあいに法律で決めております。そのようなことから、管財人は、相当短期間に更生計画をつくるなければならぬ、こういう状況に置かれておりますので、その間に労働組合等と協議を行うことを一律に法律で義務づけをするということになりますと、更生計画の作成の遅延を招くということをおそれもございます。

それから、この更生計画は、管財人以外に、更生債権者あるいは株主もつくることができる、こうなっております。もし、管財人に協議を義務づけるということになりますと、計画を作成する場合、他の関係者にも同じような義務づけをする必要があるかと思いますが、そこまでの義務づけを法律で規定することが合理的かどうか、こういう問題もございます。

このようなことから、今回、この法案では、一律に協議を義務づけるということはしておりません。ただ、更生計画を円滑に遂行していく、あるいは適切な更生計画を作成する、こうするために労働組合の協力というものが必要とされるという実情から、実際上は、管財人が更生計画を作成する過程で、労働組合と種々情報の交換あるいは意見の交換、こういうものを行つておるというのが実態だというふうに承知しております。

○植田委員 改めて聞いてみますと、一点目、更生計画をこしらえる、そこで円滑に進めるに當

たって、実際に、管財人が労働組合と意見交換をしながら進めている実情というものを、今の局長の話ですと、十分承知されているということです。現実にそういうことは存在している。だから、法律にその実際上やつてることを条文に書き込んだ瞬間、迅速化という観点から問題が起きたるというのはちょっとと当たらないんではないか。当たるんであれば、その理由を説明してください。

それと二点目。もし仮に管財人に対してそつし組合の関与ということを規定づけたら、他のところにもそれを規定づけなければならないというふうにおつしやいましめたね。それが二つの理由です。それについて、組合との関係における、管財人と労働組合、労働者の関係性において、要するにすみ分けが全くできない話なのかなどうのか。もう一度、その二点、説明してもらえますか。

○房村政府参考人 実情として、多く、意見交換あるいは情報交換をしているということは、先ほど申し上げたとおりでございますが、法律で書くとなりますと、そういう個別の、どのような形で行うのがいいか、あるいは、場合によれば省略しても問題がないのか、こういうことを無視して一律に強制をするということになりますので、それは手続の遅延を招くおそれを作り出してしまうことになります。これを法律で一律に協議を義務づけるといふことになれば、当然遅延を招く場合があり得るということは予想されるわけでありまして、そういった一律の義務づけというのは相当でないだろう。やはり事案に応じた柔軟な処理が管財人において行えるようにしておく方が手続の円滑な進行に資する、こう考えております。

〔佐藤(剛)委員長代理退席、委員長着席〕
○植田委員 もう一問だけ聞いて次に進みますけれども、そこで起つたさまざまな労働者の要求なり要望なり、いろいろ出てくるでしょう。それでも、そこには労働組合に対するもので、そこには労働者の諸権利をどう保護するかというよりも、手続の迅速化の方を優先するという政策判断をなさつたという理解をさせたいだいてよろしいんでしようか。もしそうではないのであれば、どう違うのか教えてもらえま

んでおれば、すつすといく話なんですね。本来、円滑に進んでおれば、迅速に処理できるわけです。

○房村政府参考人 それと、私は別に迅速化自体、否定しません

よ、あらかじめ迅速にしなければならないという大命題のもとに、それこそ、丹念な検証が必要だという労働者側の要求なり要望というものが、では、ここで切り捨てる場面が出てくるよ。

しかし、多くの場合は、実際、実情として労働組合なりと相談しながらやつておる現実を法律上に書き込んだ瞬間、迅速化という点からするとそんな問題が起こるというのが、私、さっぱりわからへんのです。現実に行われているわけでしょ。

そしてそれが、そのことによって、では具体的にどれだけ遅延しているのか、どれだけ引き延ばされてしまっているのかという実例がどれぐらいあるんですか。実際、どんなものなんですか、それは。

○房村政府参考人 要するに、現状で意見交換あるいは情報交換が行われているというのは、管財人の判断で、手続を円滑に進めるために柔軟にそういうことを行つておるということだらうと思います。これを法律で一律に協議を義務づけるといふことになれば、当然遅延を招く場合があり得るということは予想されるわけでありまして、そういった一律の義務づけというのは相当でないだろう。やはり事案に応じた柔軟な処理が管財人において行えるようにしておく方が手続の円滑な進行に資する、こう考えております。

○植田委員 そこで、実際、こういう場面もあると思うんですよ。更生管財人が更生計画をつくる場合、手続が円滑に進む、こういうことを申し上げているんですか。実際、どんなものなんですか、それは。

○房村政府参考人 基本的に、管財人は使用者の立場でもありますので、労働者の保護の観点で協議が必要あるいは交渉が必要ということについて言えば、それは使用者としての交渉義務というのは当然あるわけですから、それを活用して労働者の権利を守るということは、労働組合として十分あり得るわけでございます。

私が今申し上げているのは、管財人が更生計画を作成する際にどの程度の義務づけをするか、こ

ういうことで考えれば、それは管財人の自由な裁量で円滑に進めるような余地を与えた方が手続全体が円滑に進む、こういうことを申し上げている過程また更生計画を遂行する上で、どうしても避けられない解雇というものを検討せざるを得ない場面も出てきますよね。

○植田委員 この点について、では、実際、そうした場合においては、これは直接生首にかかる話なんですから、労働組合を招集して、例えば合理化計画について諮問をするとか、組合との協議をするとか、そしてまた、その協議をするに当たつて労働組合側に対し解雇計画にかかる情報を開示するということは、やはり明らかにさせておかないとこのにはいかぬとの違いますでしょ。

○房村政府参考人 労働者との間の労働契約でございますが、これは、更生計画でそれを変更することはできませんので、更生計画を遂行する上で例えば整理解雇がどうしても必要だ、こういう場合には、管財人は使用者の立場で整理解雇を実施するといふことになります。

○植田委員 ここだけで長々とやりとりするつも

ますし、また、一般に判例等で認められております整理解雇を適法とする要件、こういったもの適用もございます。

したがいまして、そういった点については、從来からの法律的な保護がそのまま当てはまりますので、更生手続上特段の手当てを加える必要はない、十分な保護が図られている、こういうぐあいに考えております。

○植田委員 次に、もう一点お伺いしたいわけですけれども、現行では、更生管財人の選任について、現在の経営陣というものが更生管財人には選任されないようになっていますが、今回は、経営責任のない取締役等を更生管財人に選任することが可能になつているわけです。

実際、マイカルのように、旧経営陣が居残つてしまつてとんでもないことになつた事例もあるわけですが、こうした事態ができるだけ避けるためには、旧経営陣の方が管財人に移行するときは組合等からの意見聴取を裁判所が行うということをあらかじめ規定しておいていいのではないかと思うんですが、その必要はないなんでしょうか。

○房村政府参考人 裁判所が開始決定をするときは、原則として開始決定前に組合から意見を聞くことになつておりますので、そういう場合には、当然、開始決定と同時にされる管財人の選任につしても組合としては意見を述べることができるようになつております。

また、例外的に意見を聞くことなく決定ができる場合、そういう場合には、確かに事前に意見を述べる機会は与えられておりませんが、開始決定後は、その財産状況報告集会において管財人の選任について意見を述べるということができずし、集会が開かれない場合には、書面をもつて裁判所にその点について意見を述べるという機会は保障されておりませんので、それなりに組合に対しては意見を述べる機会が保障され、裁判所もそういった意見を見踏まえて選任等を行うということにならうかと思つています。

○植田委員 要は、意見聴取を行つた上で、その

人物の能力なり姿勢なりというものは、裁判所においてそこは慎重に判断するので御安心くださいということでござりますね。

○房村政府参考人 もちろん、裁判所において適切な方を選任されると思つておりますが、その点について疑問があればさらに利害関係人は裁判所に意見を言う機会が保障されておりますので、そういうことを通じて管財人の適性というものは担保されると考えております。

○植田委員 次に、とりわけ下請の中小企業、親ガメの方じやのうて子ガメの方でございますけれども、そこにおける下請の中小企業の経営の安定、また、下請労働者の雇用、賃金確保にかかるお伺いしたいわけです。

実際、最近の大型倒産事件では、とりわけ会社更生法を利用した再建事例、特にゼンコン、流通、金属など、そういう場合でも更生会社は再建される。しかし、その更生会社の生産を实体经济として担つてきた専属の下請中小企業では連鎖倒産が大量に発生している。その下請中小企業では連鎖倒産が大量に発生している。それは、おむろに、労働者の失業、そして賃金、退職金等の不払いというものが発生している。これは、おむろに、中企業が有する更生債権が少額にとどまるということから、少額債権の弁済を裁判所の許可でできる場合が定められておりまして、これを活用することによって中小企業の救済が図られるという面がございます。

その一つは、少額債権を早期に弁済することによって更生手続が円滑に進行する、こういう場合にできますので、これを活用して相当程度中小企業の救済が図られる。今回、それに加えましてさ

れたわけですが、私は先日の質問の冒頭でも申し上げましたように、別に迅速化がけしからぬと言つておられたわけではありません。ただし、企業の事業の再編や事業の再編、その利便性を高めていくだけではだめだろうということをずっと言つてきましたわけです。実際、そうした下請中小企業の事業の継続や労働者の賃金確保にとって、どのような点で今回具体的な措置が盛り込まれているんでしようか。

○房村政府参考人 御指摘のように、会社更生手続が開始されますと弁済が停止されてしまいますが、下請の中小企業の連鎖倒産ということが発生する可能性があるわけでございます。

これに対する会社更生法の対応でございます

が、まず第一に、更生会社を主要な取引先とする中小企業が、更生債権等の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を來すおそれがあるときは、裁判所は、更生会社の資産状態、当該中小企業との取引状況等を考慮して、その弁済を許可することができます。停止されれば直ちに連鎖倒産になる場合に弁済を認める。無条件で弁済を認めてしまふと、最終的に適正な更生ができなくなるおそれがありますので、当然更生会社の資産状態とか取引状況を考慮してということになりますが、この制度によりまして連鎖倒産の防止を図つてお伺いしたいわけです。

それから、直接的に連鎖倒産の防止ということを法律の条文上は出てまいりませんが、一般的にありますので、当然更生会社の資産状態とか取引状況を考慮してということになりますが、この制度によりまして連鎖倒産の防止を図つてお伺いしたいわけです。

その一つは、少額債権を早期に弁済することによって更生手続が円滑に進行する、こういう場合にできますので、これを活用して相当程度中小企業の救済が図られる。今回、それに加えましてさ

れたわけですが、私は先日の質問の冒頭でも申し上げましたように、別に迅速化がけしからぬと言つておられたわけではありません。ただし、企業の事業の再編や事業の再編、その利便性を高めていくだけではだめだろうということをずっと言つてきましたわけです。実際、そうした下請中小企業の事業の継続や労働者の賃金確保にとって、どのような点で今回具体的な措置が盛り込まれているんでしようか。

○房村政府参考人 御指摘のように、会社更生手続が開始されますと弁済が停止されてしまいますが、下請の中小企業の連鎖倒産ということが発生する可能性があるわけでございます。

これに対する会社更生法の対応でございますが、これは、従前からある措置ではござります

と思つたら全部そのとおりで、別に八百長でやつておるわけじゃないんですけれども、大きく三つですね。更生会社を主要な取引先にしている中小企業に対しても少額の更生債権等についてはこれも計画的に弁済の制度がある、そして少額の更生債権等についてはこれも計画的に弁済、そして更生計画の中でも少額の更生債権については優先的に取り扱うということですけれども、ちょっとそれは後でもう一度、この設問の最後で法務大臣に伺うところです。

ちょっと離れて、実際、更生会社への依存度が高い下請の中小企業の場合、更生債権の弁済が長期間にわたると経営が維持できへんという可能性が、この制度によりまして連鎖倒産の防止を図つてお伺いしたいわけです。

それから、直接的に連鎖倒産の防止といふことで法律の条文上は出てまいりませんが、一般的にありますので、当然更生会社の資産状態とか取引状況を考慮してということになりますが、この制度によりまして連鎖倒産の防止を図つてお伺いしたいわけです。

その一つは、少額債権を早期に弁済することによって更生手続が円滑に進行する、こういう場合にできますので、これを活用して相当程度中小企業の救済が図られる。今回、それに加えましてさ

れたわけですが、私は先日の質問の冒頭でも申し上げましたように、別に迅速化がけしからぬと言つておられたわけではありません。ただし、企業の事業の再編や事業の再編、その利便性を高めていくだけではだめだろうということをずっと言つてきましたわけです。実際、そうした下請中小企業の事業の継続や労働者の賃金確保にとって、どのような点で今回具体的な措置が盛り込まれているんでしようか。

○房村政府参考人 弁済計画の最長期間、現行法では原則二十年としております。これは、時代の変化の速いこういう時代状況に合つていないのでござりますので、中小企業の救済に大いに役立つ、こう考えております。

そのほか、更生計画の中でも、少額の更生債権については弁済率や弁済時期等の点で優先的な取り扱いをするといふことが一般的に認められておりますので、このような方法で中小企業の保護を図つているということをごぞいます。

○植田委員 そこは、局長ではございませんが、事前にお役所の人といろいろお話しして、私の自

分の質問メモに書いてあることをしゃべられるな保つきの債権あるいは優先債権、そういういたもの

も取り込んでおりますし、また全体としての債権額の大きなものもあるということから、十年に短縮してしまったと更生計画が樹立できない場合もふえてくるのではないか、こういうことからやはり十年ではやや短いだろう、こういうことからやはり二十年と二十年のちょうど半ばである十五年というふうに落ちついたということが経過でござります。

○植田委員

理由は大体わかりますけれども、下請の場合、やはり少額でも首をくくるかくらぬかという瀬戸際、そういう岐路に立たされる場面が多いわけですから、それはダブルスタンダードになるというふうにおっしゃられれば身もふたもないんですけども、下請のそうした対象については、例えばこの十五年という期限をもうちょっと短縮するという例外措置をとる、期限を圧縮するという措置をとるとか、また実際、少額弁済の目安を引き上げるとかそういう手当てをしておかないと少額弁済はこういうふうにしてますよってに、中小企業に対してもその損失の軽減に寄与してますねんといつても、それはちょっと現場の状況とは乖離したことにはなりませんでしょうかね。どうぞ

○房村政府参考人 一般的に申し上げれば、少額の債権を余り長期分割にされると、それは不利益になります。そういう点では、計画を樹立するとさきには計画の内容が関係人にとって公平公正でなければいかぬ、こういう要請がありますので、一般に、少額債権についての弁済期間は短期に定めているのが通常の扱いでございます。では、これを一律に法律で短くしてしまうかと申しますと、中には、場合によると多少期間が長くなってしまうのが通例でございますので、そこは当該関係会社の実情に応じて、選択の余地の広い方が適切な計画が立てられるのではないか、計画としてはやはり上限だけを決めておいて、その中でそれぞれの債権の特質に応じた公平な計画をつくっていた

だく、こういうことが望ましいのではないかと思つております。

○植田委員 実際、あえて伺いますけれども、で

は、弁済額の上限とか金額の目安というのは大体どんなものなんでしょう。大体三百万から五百万ぐらいと違うかな、少額の。そんなものでしょ。大体目安だけでも。

○房村政府参考人 少額債権と申しますのは、当然、会社の規模とか相手方、それから会社にある資産、どれだけ払えるかということにもかかるわけです。少額債権をたくさん払つてしまつて後の更生ができなくなるようでは困りますので、こ

こはなかなか一律には言えません。

ただ、中には、規模の大きなもので五百万程度でも少額とされたという例があることは事実でございますが、ちょっとと目安というには、今言つたように余りにも多様でございますので……。

○植田委員 全体的な基準でなくて相対的なものだということは理解でいますが、そういうことでいけば、五百万という例もあつたということでございます。

そこで、今のやりとりを踏まえて、ちょっとと法務大臣に伺いたいわけです。

実際 中小企業を経営なさつておられる方々や

そこで働いておられる労働者の方々の話を聞いていますと、今回の会社更生法案というのは、まさに大企業のための踏み倒し法、だと、中小企業いじめの希代の悪法ではないかといふふうな声も聞

いわれます。それはなぜかといいますと、要は、いわゆる少額弁済ではなく不十分やさかいにそ

ういうふうに出てくるわけですよ。

例えば、ゼネコンが会社更生法を利用した初期

の実例で、多田建設、これは九七年七月に会社更生法を申請して、再建のテンポは速かつたんで

す。実際、二〇〇八年には無借金経営の優良企業

に生まれ変わった。結構なことでござります、ま

ことに更生法を活用したお手本のよう、十年で更生

というふうになるわけです。そこでそれぞれの債権の特質に応じた公平な計画をつくっていたしかし、多田建設さんはそれでいいけれども、

建設会社というのはぎょうざん下請があります。実際、九七年の倒産直後に十社以上が連鎖倒産している。そして倒産を免れた下請会社の場合でも、多田建設から受け取る下請代金は一二%、しかも、それも八九年の分割弁済というのが更生計画の内容だった。いや、結構なことでござります、御同慶の至りですとはこれは私も到底言えないと実例だと思います。

今のお話は、十分でございますと、いうふうに法務大臣から私は答弁を受けたという理解でいいわ

けですね。

○森山国務大臣 できる限りのことをやつております。

ちなみに、取引銀行の方は、これは担保権を

持っていますので、しっかりと五〇%を回収す

る。それを現場で見ていたら、これはおかしいや

んけ、銀行だけは特別扱いされているのと違う

かと、やはりこれは素朴に、現場で働いている労

働者として中小企業の経営者の声というのを聞いてほしいなと思うわけです。

要は、下請代金の九割を踏み倒して大企業は生き延びていく。片や一方、下請の中小企業は連鎖倒産を強いられるか、結局、下請代金の踏み倒しに遭つて労働者に給料を支払えなくなる。実際、今多田建設を出したけれども、建設業の場合ですと、下請中小企業が受け取る下請の代金といふのは、言つてみればほとんどはそこの労働者の賃金、手間賃なんですね。

という現実を踏まえたときに、先ほどからある

局長が申し述べられた、言つてみれば、少額弁済で十分だ、これで中小企業、安心してください、

ぱつぱつと森山法務大臣は自信を持つておつ

しゃることができますでしょうか。

○森山国務大臣 会社更生手続には、下請中小企

業を始めとする取引先の中小企業の保護を図ることでのきる各種の制度が設けられておりまして、

先ほど来局長がる御説明申し上げたものも含

め、いろいろなものが用意されております。

具体的に簡単に申しますと、更生会社の取引先

や、更生計画において、取引先の中小企業の有す

る債権を弁済率や弁済時期等の点で優先的に取り扱うこと可能な制度などござります。

したがいまして、このような制度によりまして

下請中小企業者に対する保護は図られているものと考えております。

○植田委員 要は、私が今具体的な声を紹介し

ましたけれども、十分だとおっしゃるわけです

ね。——いや、大臣に聞いているんですよ。そん

な難しいことを聞いていない。後で局長に聞く場

面は幾らでもありますので。

ただ、問題は、この生産請負会社が実際に企業の実体があるのかどうかという点は非常に怪しいわけです。実際、違法な偽装派遣など

いう指摘もあるわけですが、今はそのことについ

て問おうとしているわけではありません。とりあ

えずそのことは今おいておいて、建設業はもちろのこと、こうした製造業の分野でも、例えば今言つたような生産請負でやっている、アトソーシング化でふえている下請会社というのは、ちょっと古い方で言えば「入れ屋みたいなものですね。うなずいてはるから大体イメージはわいてはると思うんですが、要するに、大半が労務提供事業ということになれば、委託する大企業がかかる下請会社に支払う代金というのは、その大部分は実際上はそこで働いてはる下請労働者の賃金だと考えられますよねということで、まずお願いします。

○房村政府参考人 法律上の形式のことを問わず額が実際にどういうものかということであれば、御指摘のような場合は、多分、人件費的なものが大部分であろうというぐあいには思われます。

○植田委員 ただ、現在の民法、商法の倒産法の枠組みのもとで、実際、大企業が倒産した場合、こうした下請業者であるとかアウトソーシング会社の受け取る請負代金というのは、別に何の優先権もない一般債権にすぎないわけですね。実質的には下請労働者の賃金だということを局長もお認めになるけれども、さあ、その大企業がそれこけたときには、法律上は労働債権にはなりません。一般債権扱いされると、全額回収の見込みもありません。そして、会社更生法案でいえば、今、法務大臣が十分だとおっしゃった手当てでこけたときも、十年がかりで一割方を回収するといふても、十一年がかりで一割方を回収するといふ仕組みになつておるという理解でいいわけです。

○房村政府参考人 今の下請的なものにつきましては、先ほど法的形式を抜きにすればということを申し上げましたが、会社更生法上の保護を考えるときに、その実質に着目して、雇用契約と考えられて労働債権扱いできる部分は当然あるうかと思います。そういうことが無理であれば一般債権ということになりますので、これは、実際にとらえておる就労形態とか賃金の払い方とか、そう

いったものを総合して個別的に判断することにならうかと思います。

それから、免除率が非常に高くて少額をという御指摘でございます。これは、それぞれの会社の実情に応じた更生計画を樹立するしかないわけですがね。うなずいてはるから大体イメージはわいてはると思うんですが、要するに、大半が労務提供事業ということになれば、委託する大企業がかかる下請会社に支払う代金というのは、その大部分は実際上はそこで働いてはる下請労働者の賃金だと考えられますよねということで、まずお願いします。

○房村政府参考人 法律上の形式のことを問わず額が実際にどういうものかということであれば、御指摘のような場合は、多分、人件費的なものが大部分であろうというぐあいには思われます。

○植田委員 冒頭申し上げましたように、今言ったよろしいわば請負型のありようが、とりわけ製造業、大手ゼネコンでももう七割だと言われています。そもそも、全体の枠組みとしてそれが個別事案ごとに判断されるといったときに、必ずこぼれ落ちる人たちが出てくるでしょう。その谷間に落ち込む人たちが出てくるでしょう。

今おっしゃっているのは、それは別に間違つた答弁をされているとは私は一言も言いません。私が言いたいのは、現実問題、私が親方のもとに雇われて行つた、でも実際、現行法上では労働債権にならない局面があるでしょとうと、いうことを言つておられるわけですよ。場合によつては労働債権として位置づけられるときもありますよという話を局長はなさつておるわけで、私は、ならない場面についてどうするのやと、ということをこれから検討すべきではないのかと。だつて、下請会社が回収できへんかつたら結局どうなるか。労働者に対しても、済まぬけれども、払えぬようになつたから済まぬなどいうことで終わっちゃうわけですわ。

そこで、実際、そうした法の谷間に落ち込んでしまう多数のそうした請負の労働者の方々が出てくることは必定だらうと思ひますので、法務大臣、いいですか、次、お伺いするんですが、よそでそれは検討してもらつたらええこつちやうという

ことやなしに、そうした倒産時における下請の労働者のいわば債権保護の仕組みについて、来年以降、破産に関連した関連法の改正もあるようですが、それでも、そろそろその仕組みについて、どうし

かの御指摘でござります。これは、それぞれの会社の実情に応じた更生計画を樹立する非常に少額の弁済しか受けられない場合もあるうかとは思いますが、一般的に言えば、会社更生計画が作成されたということは、更生せずに破産によって清算する場合に比べれば、それでもなお弁済として多くの額が入る、こういう状況だらうとは思います。

○植田委員 冒頭申し上げましたように、今言ったよろしいわば請負型のありようが、とりわけ製造業、大手ゼネコンでももう七割だと言われています。そもそも、全体の枠組みとしてそれが個別事案ごとに判断されるといったときに、必ずこぼれ落ちる人たちが出てくるでしょう。

○森山国務大臣 倒産時における下請中小企業者の保護に関しては、会社更生法案におきまして新たに、少額債権を早期に弁済しなければ更生裁判所の許可を得て弁済することができる制度を創設したところでございますが、議員の御指摘も踏まえまして、今後も社会経済情勢の変化を踏まえまして所要の検討を続けてまいりたいと思いま

す。

○植田委員 所要の検討というところが精いっぱいのところなんでしょう。またいずれその点についてはお伺いすることもあるかと思います。

最後に、あとわずかですけれども、これも参考人質疑のときにもちょっとお伺いしたことなんですが、それでも、幾つか質問をやり残したところはちょっと飛ばすところもありますが、まず民事局長に、参考人質疑でも伺つたんですが、そもそも現在の再建型の手続が、さきにできた民事再生法と会社更生法という二つの型が併存している、私は、本来そうした併存しているというの

が必ずしも望ましくないだろうと。

例えは、先日のときも、マイカルのような事例がある、どっちを選択するかで、言つてみれば経営陣の首が飛ぶ云々という話にもなつたわけですが、そうした手続選択の誤りというのが企業再生にとつての障害になつたという事例もあるじゃ

ないかということでお話を伺いました。お二人の参考人に伺つたんですけれども、御両人とも別に

肯定も否定もなさらずに、ありていに言えば、さきに民事再生法を走らせたことだしというような趣旨であつたというふうに記憶しておりますが、日本みたいにそつた再建型の手続が複数存在するというのは、実際、世界を見渡しても少ないところです。

それから、ドイツにおきましては、九四年に新規法が制定されまして、九九年から施行をされ、それから、ドイツにおきましては、九四年に新規法が制定されましたが、それから法人につきまして清算、任意整理等四種類の手続、こういふものを一つの法律で定めているということでござります。ですから、中身としては相当の分類がされるという形になります。

それから、ドイツにおきましては、九四年に新規法が制定されまして、九九年から施行をされ、それから、ドイツにおきましては、九四年に新規法が制定されましたが、それから法人につきまして清算、任意整理等四種類の手續、こういふものを一つの法律で定めているということでござります。

あと、フランスは、八四年と八五年に企業倒産法が整備されまして、八九年に個人倒産法が

整備されております。

そういうことで、先進諸国いすれも、近年倒産法制の全面的な見直しがなされているところでございます。

○植田委員 そういうことも参考にしていただければいいかと思うんですけれども、今の法律を直ちに、だつて、今の法律といつたって、今の法案はまだできてもいいわけですから、それは先の話、鬼の笑う話ですけれども、実際、民事再生法自身も会社更生法との併存を前提でございますので、いろいろと困難なことはわかるんですが、実際、企業の再建手続は複数併存している。しかも、それが単に選択の問題ということではなく、その選択の結果いかんによって障害が生じかねないというふうな問題が現にあるとすると、やはり問題だろう。

恐らくは、この法案も成立して施行され、そして運用されていくんでしょうけれども、当面はそれぞれ、民事再生法は中小企業、会社更生が大企業というふうに誘導しながら、いずれかの段階で、やはりそれを統合して、企業の再建手続自体を一本化していく。もちろん、そのときにも私がこの間ずっと聞いていた問題というのは常に聞いて回る話ですけれども、労働債権や、働いておられる方々の保護というのはついて回る話ですが、そういう検討も早目に開始しておいた方がよろしいのじやないかということを法務大臣にお伺いします。

○森山国務大臣 おっしゃいますように、会社更生手続と民事再生手続とを統合して一つの手続とする方が望ましいという意見もあるわけでござりますが、その一方で、債務者の法人、個人の別、債務者の規模や業務内容、事件の規模、必要となる再建手法など、倒産事件の種類に応じた手続類型を別々に設けるべきであるという意見もござります。

しかし、現時点におきましては、民事再生手続を再建型倒産処理手続の基本的な手続としながら、大規模な株式会社のための特別な手続として

会社更生手続を併存させるということによって、

おおむねこのやり方でコンセンサスが得られるのではないかというふうに考えているところでございます。

○植田委員 今後の話も聞きたかったんですが、それはいずれまた状況を見ながらやる機会もあるかと思います。

今回、私、二回、百二十分質疑をさせていただいたので、時間がありませんからもう答弁は要りません。また私の今回の法案に対する対応は後で討論しますので、そこで趣旨は御理解いただけたと思うんですが、一点、この間ひつかかってい

るところが、先週からの議論の中で、これは聞いておいてもらうだけいいのですが、何で大臣所信の中では、この会社更生法案がさも不良債権処理の役に立つツールの一つであるかのようにおっしゃるのか。

私は、聞いていてあれは愕然としたんですよ。逆だつたらいいのですよ。小泉内閣がやろうとしている構造改革の中の一一番間違った不良債権処理の加速、それでこぼれ落ちてかわいそうにつぶれた企業を助けたるんだというぐらいい矜持を持つておっしゃってほしかったですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされるような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

おっしゃってほしかったんですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされる

ような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

おっしゃってほしかったんですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされる

ような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

おっしゃってほしかったんですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされる

ような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

おっしゃってほしかったんですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされる

ような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

おっしゃってほしかったんですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされる

ような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

おっしゃってほしかったんですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされる

ような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

いたしました。

○山本委員長 これより両案を一括して討論に入ります。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、会社更生法はか一案について反対討論を行います。

反対の第一は、本改正が小泉政権の進められたと思ふますが、一点、この間ひつかかってい

るところが、先週からの議論の中で、これは聞いておいてもらうだけいいのですが、何で大臣所信の中では、この会社更生法案がさも不良債権処理の役に立つツールの一つであるかのようにおっしゃるのか。

私は、聞いていてあれは愕然としたんですよ。逆だつたらいいのですよ。小泉内閣がやろうとしている構造改革の中の一一番間違つた不良債権処理の加速、それでこぼれ落ちてかわいそうにつぶれた企業を助けたるんだというぐらいい矜持を持つておっしゃってほしかったんですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされる

ような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

おっしゃってほしかったんですね。わざわざ間違つた政策の戦犯にみずからノミネートをされる

ような、そんなことをおっしゃらなくても。みずから、みずから出す法案の位置をおとしめたんじやないか。私は非常にその点は残念だ。だから、実際聞けば、参考人質疑をやつても政府から

ります。

会社更生手続は、無担保債権だけでなく、担保つき債権、租税債権等も含めて、債権のカット、繰り延べによつて更生会社を身軽にして、会社の更生を図る手続です。債権者にだけ痛みを押しつけながら、経営者だけが生き残れるようなやり方は、社会的に許されるものではありません。

以上、反対の理由を述べ、討論を終わります。

○山本委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、会社更生法案及び会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に反対する立場から、討論を行います。

反対の理由を申し述べる前に、一言、社会民主に置かれる労働者や中小企業を切り捨てるものだからです。会社更生手続に、更生計画認可前の営業譲渡制度や社内預金保護の縮小等、労働者等の権利保障が弱められています。

第二は、会社更生手続の中で経済的に弱い立場に置かれる労働者や中小企業を切り捨てるものだからです。会社更生手続に、更生計画認可前の営業譲渡制度や社内預金保護の縮小等、労働者等の権利保障が弱められています。

第三は、倒産の全員解雇など数々の深刻な事態を招いています。私が具体的な事例で指摘したのに對して、大臣は、法務省として問題は認識しているとしながらも、個別のケースについては大変残念ながらコメントは差し控えたいと無責任な答弁でした。譲渡による会社の切り売りは、倒産会社の更生に役立たないどころか、そこに働く労働者の雇用、中小企業の営業にとって深刻な生活と営業の危機を招くことは明らかであります。

このように、本改正は、倒産事件で既に起つている労働者の雇用の問題を初め、労働債権の順位を引き上げる問題、社会問題化しているショッピングセンターの敷金の問題などに全く手をつけていません。

第三は、倒産の原因をつくった経営者が、その社会的責任をとらずに、引き続き更生会社の経営に参加できる仕組みをつくり、経営者のモラルハザードを招きかねないものとなつてゐるからであ

ります。実際に、民事再生手続における営業譲渡にかかるつて、解雇などの労働問題が発生し、雇用が切り捨てられるという事態が既に数多く発生しています。

第一には、営業譲渡と労働契約の継承の関係であります。

営業譲渡が容易に認められるようになれば、労働者の雇用と営業が分断されることになりかねず、雇用が不安定となる危険性が極めて高くなり

ます。実際に、民事再生手続における営業譲渡にかかるつて、解雇などの労働問題が発生し、雇用が切り捨てられるという事態が既に数多く発生しています。

しかし、重要な幾つかの点において、大きな危惧を持たざるを得ないのであります。

第一には、営業譲渡と労働契約の継承の関係であります。

営業譲渡が容易に認められるようになれば、労働者の雇用と営業が分断されることになりかねず、雇用が不安定となる危険性が極めて高くなり

ます。実際に、民事再生手続における営業譲渡にかかるつて、解雇などの労働問題が発生し、雇用が切り捨てられるという事態が既に数多く発生しています。

しかし、現時点におきましては、民事再生手続を再建型倒産処理手続の基本的な手続としながら、大規模な株式会社のための特別な手続として

ただけると思いますが、ちょうど時間が来ましたので、終わりります。

○山本委員長 これにて両案に対する質疑は終局

現行制度よりも使い勝手がよくなつた会社更生法では、営業譲渡が多用されることは確実に想定されることであり、営業譲渡に際して、当該事業部門で働く労働者の雇用に関する規定が現状維持ある措置がとられる必要があります。

第二には、本法案においては、現行制度よりも、労働債権の保護に関する規定が現状維持あるいは後退していることがあります。

更生手続下における賃金は従来どおり、退職金も従来どおりなど、労働者の置かれた立場を理解するに足る前進は見られません。また、社内預金、すなわち使用者からの預かり金に至つては、従来は共益債権であつたものが、法案ではむしろ後退すらしております。

労働債権については、法務省が労働債権保護の重要性について認識し、また、本法案と同趣旨の民事再生法の制定時に、衆参両院で労働債権の優先権の維持に関し特段の配慮を求めるという附帯決議がつけられたにもかかわらず、それらが本法案の立案過程において全く反映されなかつたのであります。

第三に、下請中小企業の事業継続や、下請中小企業に働く労働者の雇用安定に関してであります。会社更生法を利用する者は、もともと規模の大きな会社が想定されていますが、この大企業には、当然ながら数多くの取引下請会社が存在しています。大企業が会社更生法を申請した場合、これらの人々が雪崩を打つて連鎖倒産することは確実です。

近年の大型倒産で会社更生法を利用した再建事例を見ると、更生会社は再建されるものの、その生産を実態的に担つてきた下請中小企業に働く労働者の失業、賃金、退職金の不払いがこれまで数多く発生しています。しかし、本法案は、これ以下請中小企業の事業継続や労働者の雇用確保について、全く配慮しておりません。主として以上に関し、この間の質疑において真摯な答弁を求めてまいりましたけれども、政府の

前向きな姿勢は、結局、明らかにされませんでした。よつて、残念ながら、本法案につきましては反対するものであります。

○山本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山本委員長 これより採決に入ります。

○山本委員長 これより可決すべきものと決しました。

○山本委員長 これより可決すべきものと決ました。

るよう、裁判所の人的・物的体制の整備に配慮すること。

三 更生手続において選任される管財人の適任者の確保等の方策について、必要な措置をとるよう努めること。

四 企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応については、現在、政府において検討を進めているガイドラインを早急に策定するとともに、施行後、当該問題の実態把握に努めた上で、法的措置を含め必要な検討を行うこと。

○山本委員長 お諮りいたします。

○山本委員長 ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、本会報告書は附録に掲載

○山本委員長 次回は、明二十七日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○山本委員長 午後四時四十八分散会

○山本委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

務大臣から発言を認められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○森山法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山本委員長 お諮りいたします。

○山本委員長 ただいま議決いたしました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山本委員長 お諮りいたします。

○山本委員長 ただいま議決いたしました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山本委員長 お諮りいたします。

○山本委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

平成十四年十一月十七日印刷

平成十四年十一月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D